

芦屋市障がい者（児）福祉計画  
第7次中期計画（原案）

令和3年1月  
芦屋市

## 【目 次】

第1章 計画の策定に当たって .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置付け .....	2
第3節 計画の策定体制 .....	4
第4節 計画の期間 .....	6
第2章 芦屋市の現状と課題 .....	7
第1節 障がいのある人の状況 .....	7
第2節 障がい福祉サービス等の状況 .....	18
第3節 各種調査結果から見る現状 .....	21
第3章 計画の基本方向 .....	48
第1節 基本理念 .....	48
第2節 基本目標 .....	49
第3節 施策の体系 .....	52
第4章 各施策の推進 .....	53
第1節 地域で安心して生活できる基盤づくり .....	53
第2節 共に学び共に地域で活動できる体制づくり .....	73
第3節 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり .....	84
第4節 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり .....	91
第5章 計画の推進体制 .....	99
資料編	
1 芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画策定経過 .....	100
2 芦屋市障害者（児）福祉計画策定委員会設置要綱 .....	101
3 芦屋市障害者（児）福祉計画第7次中期計画策定委員会委員名簿 .....	103
4 芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部設置要綱 .....	104
5 芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部員名簿 .....	107
6 芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部幹事会委員名簿 .....	108
7 芦屋市社会福祉審議会規則 .....	109
8 芦屋市社会福祉審議会委員名簿 .....	110
9 用語集 .....	111

### 注意：「障害者」の「害」表記について

芦屋市では、心の※バリアフリーを推進するため、「障害者」等の「害」の字の表記については可能な限りひらがなで表記するか、ほかの言葉で表現しますが、国の法令や地方公共団体等の条例・規則等に基づく法律用語や固有名詞については変更せずに引き続き「害」の字を使っています。

なお、芦屋市では、今回の計画から「芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画」と表記します。

# 第 1 章 計画の策定に当たって

## 第 1 節 計画策定の趣旨

芦屋市障がい者（児）福祉計画は\*障害者基本法に基づくもので、平成元年に第 1 次を策定し、おおむね 5 年ごとに見直ししながら、社会の\*バリアフリー化の推進、利用者本位の支援、障がいの特性を踏まえた施策の展開などの実現を目指してきました。

芦屋市障がい者（児）福祉計画 第 5 次中期計画からは、\*障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づいて、3 年を一期とする市町村障害福祉計画の策定が求められたことから、見直しの周期をそれに合わせて 6 年ごととしています。

前期計画（芦屋市障害者（児）福祉計画 第 6 次中期計画）では、『障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋』を基本理念として掲げ、その実現に向けて市民、各種団体、サービス提供事業所、企業、行政、医療・教育・就労等の関係機関が連携しながら取り組んできました。

本計画は 7 期目の計画となりますが、平成 28 年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正を踏まえ、障害者総合支援法、児童福祉法の基本理念に基づく計画策定が求められています。

### 障害者総合支援法の基本理念：

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

### 児童福祉法の基本理念：

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努め、ひとしくその生活を保護し、愛護すること

また、平成 26 年 1 月には、国連総会で平成 18 年に採択された「\*障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）に我が国が批准しました。これは、障がい者に関する初めての国際条約であり、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組が、国はもとより、地方公共団体等にも求められます。

さらに、平成 30 年には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目指しています。

これらの制度面における変更、また、障がいのある人本人や家族など支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化など本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

しかしながら、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が発令されて以来、従来型の生活様式からの転換が迫られ、日常生活の新たなあり方が模索されており、障がい者福祉施策についても、新しい視点での見直しや工夫が必要となってきています。

また、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な目標）の実現に向けて、地方自治体には、「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な障がい者福祉施策を推進する必要があります。

これらのことを踏まえ、障がい者福祉施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画」を策定します。

## 第2節 計画の位置付け

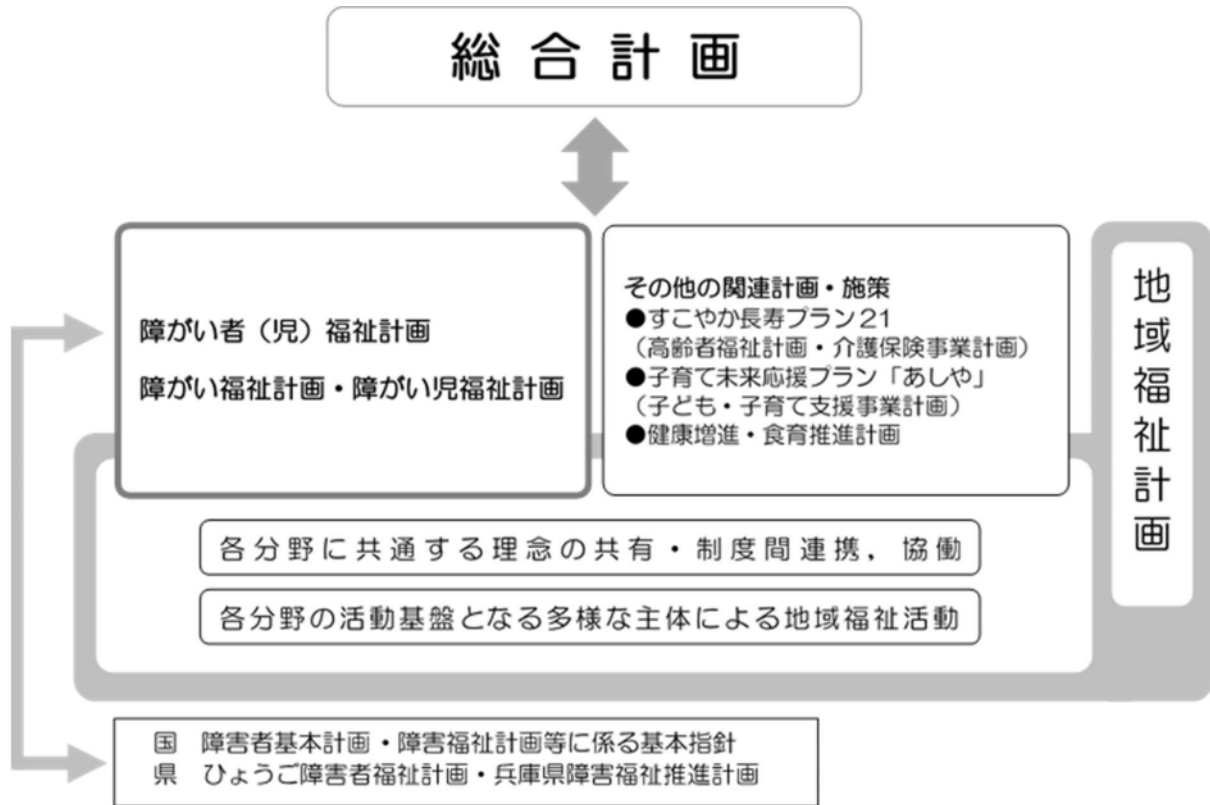
この計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般にかかわる理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。

また、この計画は、第5次芦屋市総合計画、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」である「芦屋市障がい福祉計画・障がい児福祉計画」等の関連計画と調和が保たれたものとしします。

### （参考）

- 障害者基本法第11条第3項  
「市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。」
- 障害者総合支援法第88条第1項  
「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。」
- 児童福祉法第33条の20第1項  
「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。」

【計画の位置づけ】



## 第3節 計画の策定体制

### 1 学識経験者，市民等による策定体制

新たな計画の策定に当たり，学識経験者，保健・医療関係者，障がい者団体，社会福祉団体等のほか，公募の市民の参画を得て「芦屋市障害者(児)福祉計画・障害福祉計画策定委員会」を組織し，第7次中期計画の内容の検討を行いました。

### 2 庁内検討体制

庁内においては「芦屋市障害者(児)福祉計画・障害福祉計画推進本部」を組織し，検討を行いました。

### 3 アンケート調査，関係団体・事業所インタビューの実施

計画の策定に当たり，その基礎資料とするため，障がい者手帳所持者を対象にアンケート調査を実施しました。

また，障がい者団体，相談支援事業所，サービス提供事業所にアンケートとインタビュー調査を実施し，現状や課題の把握を行いました。

### 4 事業実績，実施状況の把握と検証

前期計画の事業実績，実施状況を把握し，計画の評価機関である芦屋市自立支援協議会において意見をいただきました。



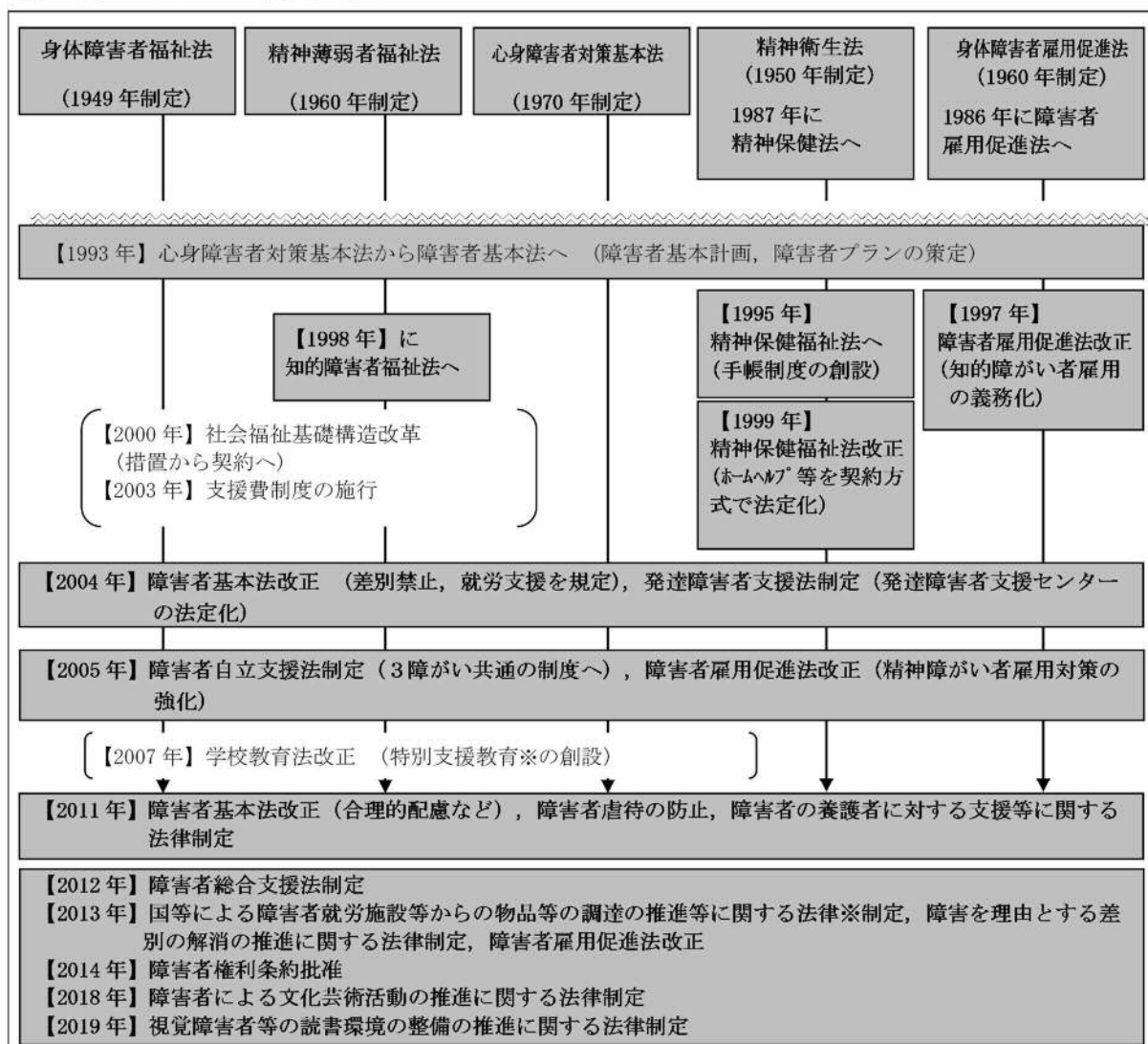
## 第4節 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第5次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとしします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画					
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画		

### 【参考】これまでの制度の流れ





## 第2章 芦屋市の現状と課題

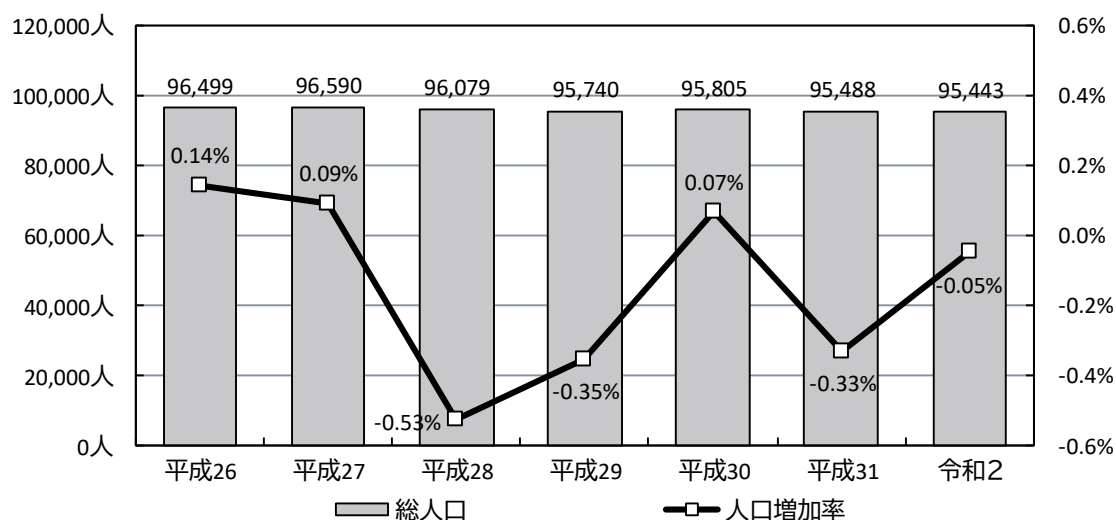
### 第1節 障がいのある人の状況

#### 1 芦屋市の人口の状況

芦屋市の総人口の推移をみると、総人口は平成28年以降は減少傾向で推移しており、令和2年は95,443人となっています。

年齢区分別に人口の推移をみると、「65歳以上」人口は増加傾向となっており、高齢化率は令和2年で29.2%となっています。一方、「0～14歳」人口の比率は減少傾向で推移していません。

【総人口の推移】



	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総人口	96,499	96,590	96,079	95,740	95,805	95,488	95,443
0～14歳	12,915	12,842	12,621	12,412	12,249	12,056	11,899
15～64歳	58,573	57,944	57,114	56,549	56,341	55,896	55,674
65歳以上	25,011	25,804	26,344	26,779	27,215	27,536	27,870
比率							
0～14歳	13.4%	13.3%	13.1%	13.0%	12.8%	12.6%	12.5%
15～64歳	60.7%	60.0%	59.4%	59.1%	58.8%	58.5%	58.3%
65歳以上	25.9%	26.7%	27.4%	28.0%	28.4%	28.8%	29.2%

資料：住民基本台帳 各年3月末日現在

※割合(%)表示している場合は、小数点2位(極小の変化の場合は3位)以下を四捨五入した表示としている関係から、割合を足し合わせても100%とならない場合があります

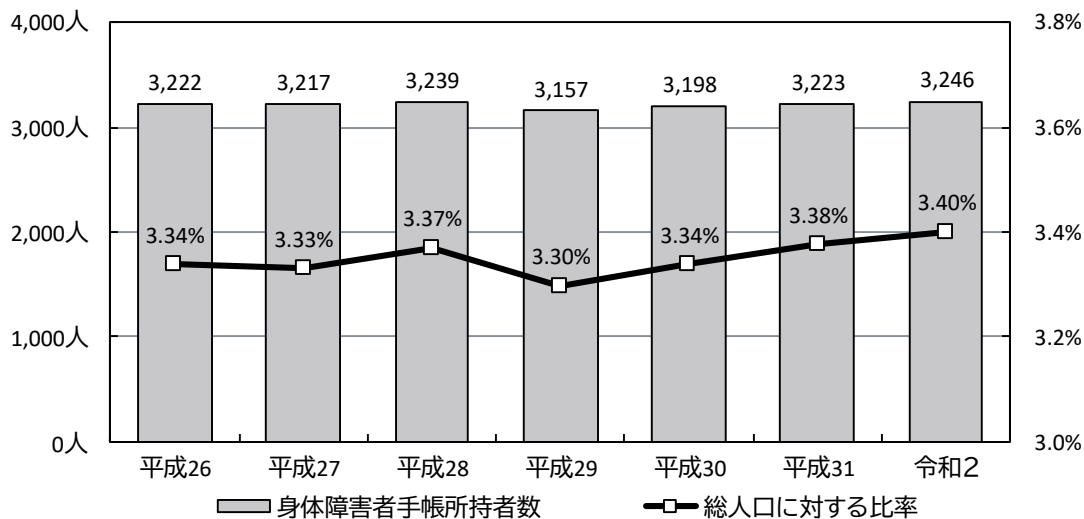
# 1 障がい者手帳所持者数の推移

## (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和2年度は3,246人となっており、総人口に対する手帳所持者数の比率は3.35%前後で推移しています。

年齢区分別でみると、「18歳未満」の手帳所持者数は横ばい傾向にありますが、平成30年度に微増し、令和2年度は52人となっています。一方、「18歳以上」については平成29年度に減少したものの、平成30年度からは再び増加しており、令和2年度は3,194人となっています。

【身体障害者手帳所持者数】

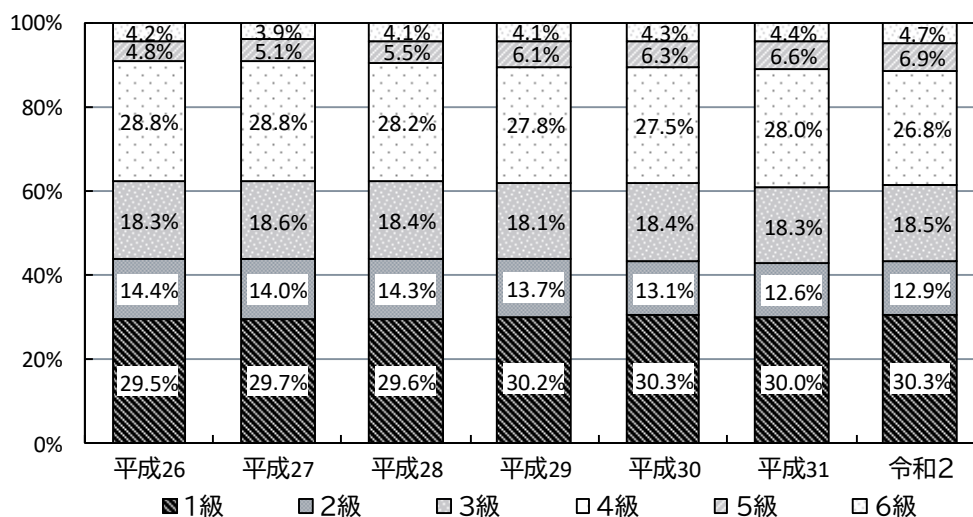


		(人)						
		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数		3,222	3,217	3,239	3,157	3,198	3,223	3,246
	18歳未満	46	47	46	47	56	54	52
	18歳以上	3,176	3,170	3,193	3,110	3,142	3,169	3,194

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

身体障害者手帳所持者の等級別構成比の推移をみると、『重度』（「1級」と「2級」の合計）と『中度』（「3級」と「4級」の合計）の構成比がやや低下しており、『軽度』（「5級」と「6級」の合計）の構成比がやや上昇しています。令和2年度については、『重度』が43.2%、『中度』が45.2%、『軽度』が11.6%となっています。

【等級別構成比】



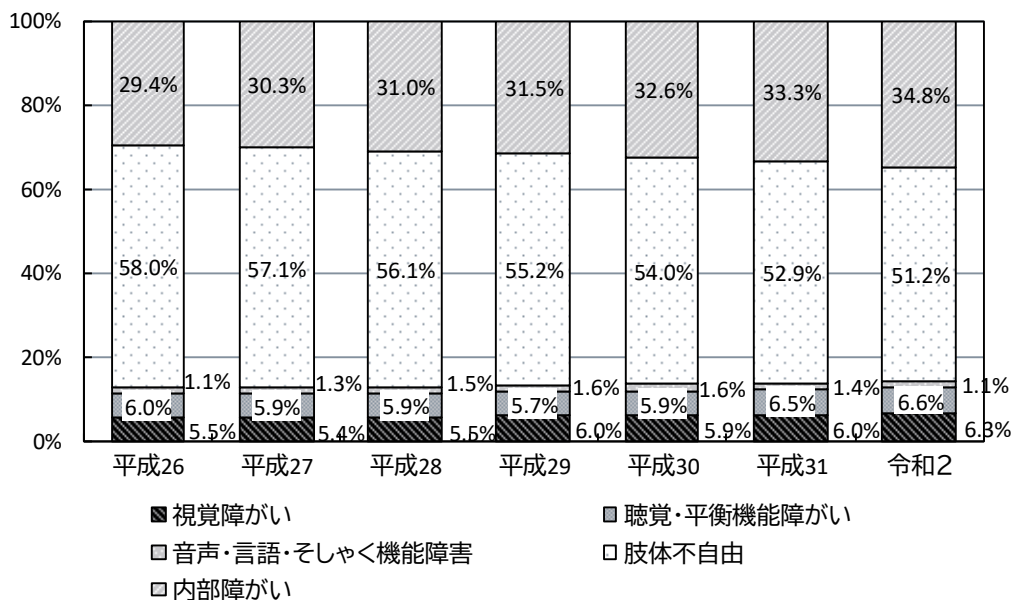
(人)

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数	3,222	3,217	3,239	3,157	3,198	3,223	3,246
1級	952	956	958	952	969	968	983
2級	463	450	463	434	419	407	418
3級	591	597	596	572	589	591	599
4級	928	926	912	877	881	901	869
5級	154	163	177	194	202	214	224
6級	134	125	133	128	138	142	153

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

障がいの種類別構成比の推移をみると、「肢体不自由」が減少する一方、「内部障がい」は増加傾向にあり、令和2年度は、「肢体不自由」が全体の5割、「内部障がい」が3割強、それ以外が合わせて1割強となっています。

【障がいの種類別構成比】



(人)

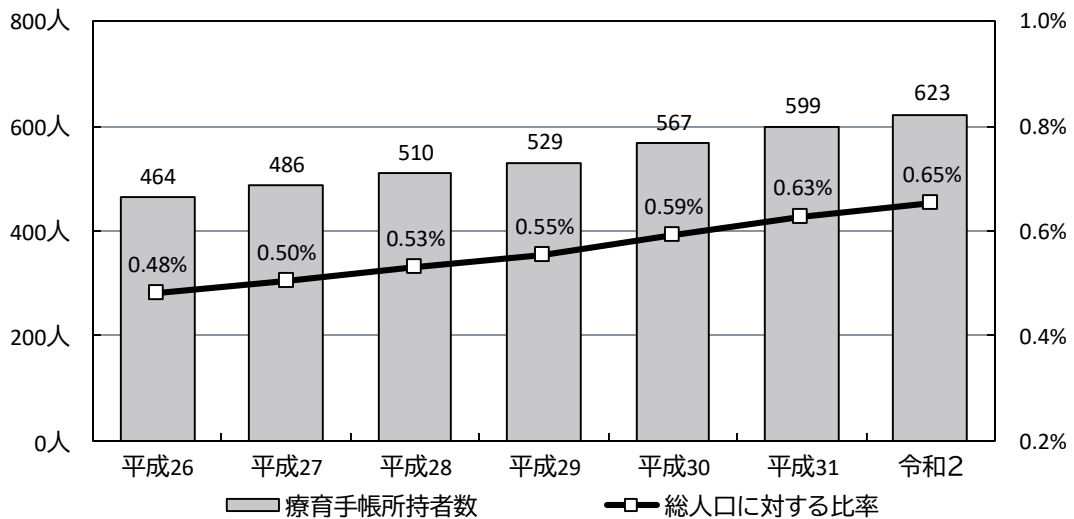
	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数	3,222	3,217	3,239	3,157	3,198	3,223	3,246
視覚障がい	176	174	179	189	188	193	204
聴覚・平衡機能障がい	194	191	192	180	189	208	214
音声・言語・そしゃく機能障害	36	41	47	49	52	45	37
肢体不自由	1,868	1,836	1,817	1,743	1,728	1,704	1,662
内部障がい	948	975	1,004	996	1,041	1,073	1,129

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

## (2) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和2年度で623人となっています。「18歳未満」「18歳以上」とも増加傾向で推移しています。また、総人口に対する比率も上昇しており、令和2年度は0.65%となっています。

【療育手帳所持者数】

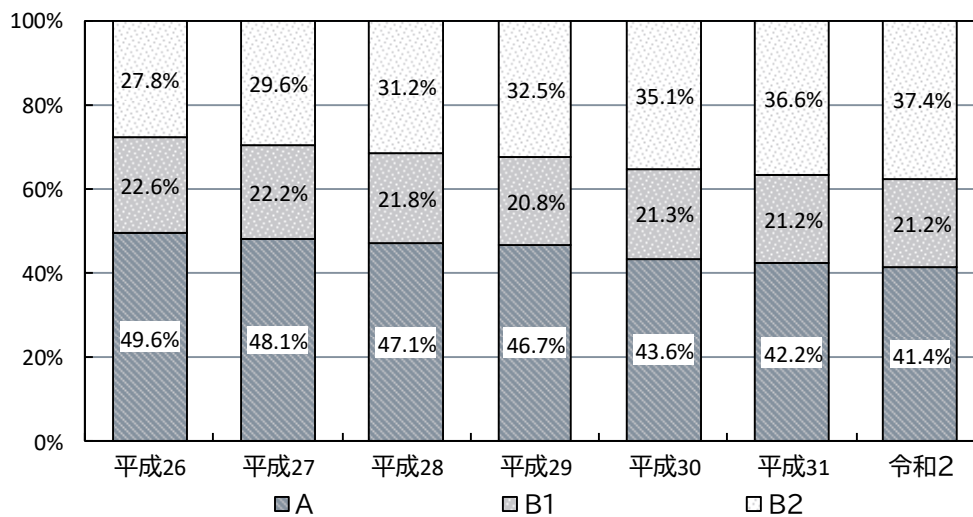


		(人)						
		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数		464	486	510	529	567	599	623
	18歳未満	163	162	170	179	196	211	216
	18歳以上	301	324	340	350	371	388	407

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「A（重度）」及び「B1（中度）」の割合が減少し、「B2（軽度）」の割合が上昇しています。

【等級別構成比】



(人)

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数	464	486	510	529	567	599	623
A	230	234	240	247	247	253	258
B1	105	108	111	110	121	127	132
B2	129	144	159	172	199	219	233

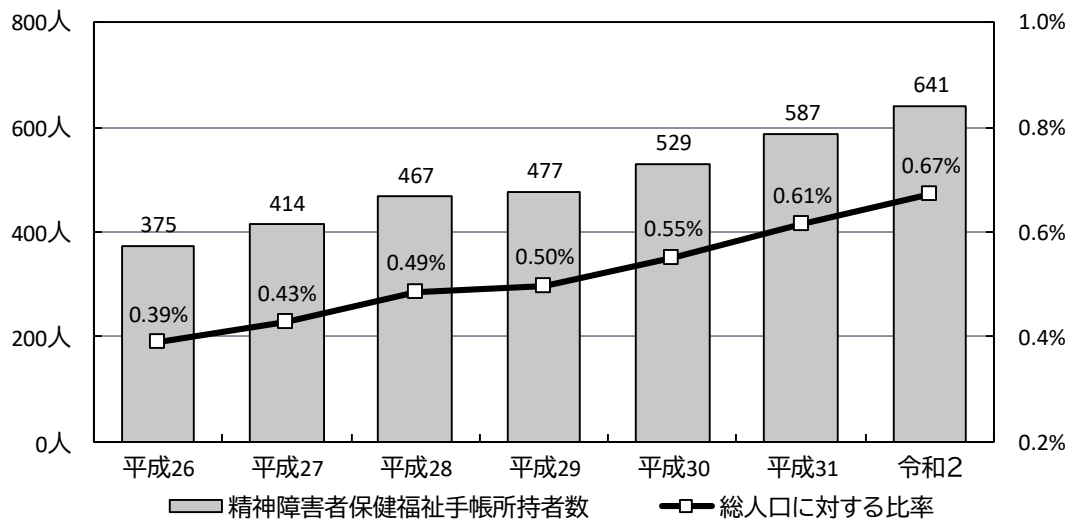
資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和2年度では641人となっています。また、総人口に対する手帳所持者数の比率も上昇傾向にあり、令和2年度で0.67%となっています。

なお、精神障がいのある人について、自立支援医療（精神通院）の受給者数でみると、手帳所持者数よりも多く、平成27年度に大きく増加し、令和2年度は1,308人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

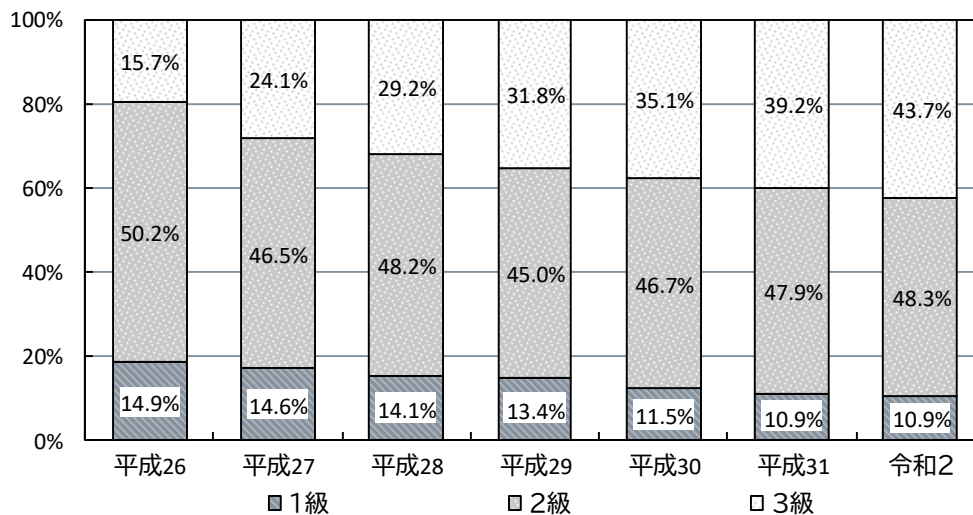


	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
精神障害者保健福祉手帳	375	414	467	477	529	587	641
自立支援医療(精神通院)	911	1,123	1,044	1,085	1,159	1,246	1,308

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在

等級別構成比の推移をみると、「1級（重度）」の割合は減少傾向で推移しています。「2級（中度）」の割合は平成30年度から増加傾向にあります。「3級（軽度）」の割合は年々増加しています。

【等級別構成比】



(人)

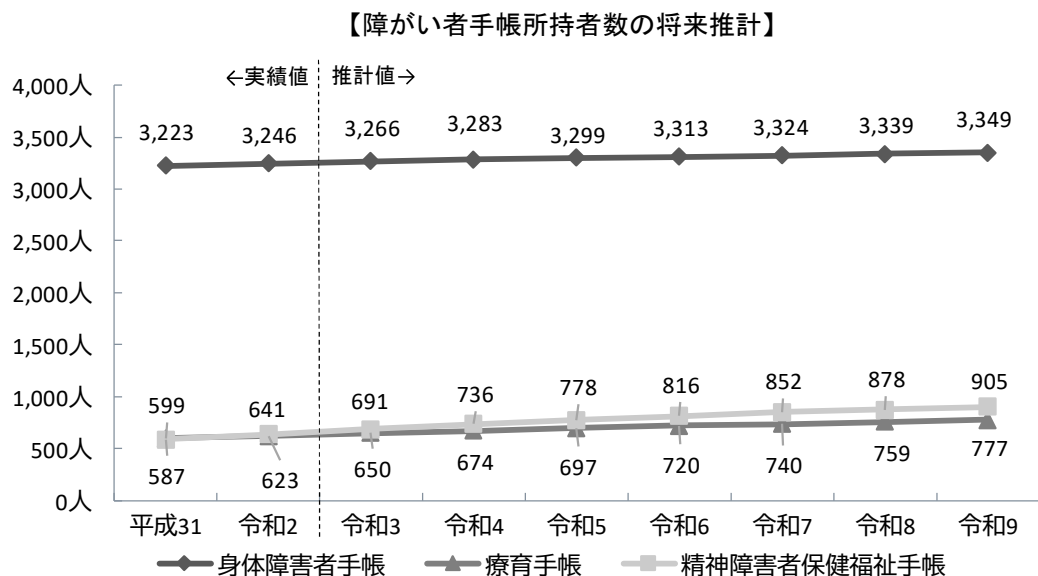
	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	令和2
総数	375	414	467	477	529	587	641
1級	69	71	72	71	65	65	68
2級	233	226	246	238	265	287	301
3級	73	117	149	168	199	235	272

資料：障がい福祉課 各年度4月1日現在



#### (4) 障がい者手帳所持者数の将来推計

今後の本市の人口推移を見込んだ上で、将来の障がい者手帳所持者数を推計すると、いずれの手帳所持者も、今後増加していくものと想定されます。



人口の将来推計(住民基本台帳人口による)各年3月末現在

	←実績値		推計値→							(人)
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
総人口	95,488	95,443	95,026	94,554	94,034	93,469	92,846	92,188	91,490	
0~17歳	14,746	14,613	14,348	14,046	13,735	13,402	13,074	12,653	12,293	
18歳以上	80,742	80,830	80,678	80,508	80,299	80,067	79,772	79,535	79,197	
(参考)高齢化率	28.8%	29.2%	29.5%	29.9%	30.3%	30.7%	31.1%	31.6%	32.1%	

手帳所持者数推計 各年3月末現在

	←実績値		推計値→							(人)
	平成31	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	
身体障害者手帳	3,223	3,246	3,266	3,283	3,299	3,313	3,324	3,339	3,349	
0~17歳	54	52	50	47	45	43	40	38	36	
18歳以上	3,169	3,194	3,216	3,236	3,254	3,270	3,284	3,301	3,313	
療育手帳	599	623	650	674	697	720	740	759	777	
0~17歳	211	216	226	233	239	245	249	252	255	
18歳以上	388	407	424	441	458	475	491	507	522	
精神障害者保健福祉手帳	587	641	691	736	778	816	852	878	905	

※総人口は、各年3月末現在の年齢別住民基本台帳人口の実績値より、コーホート変化率法により毎年度の推計人口を算出しています

※手帳所持者数の推計値は、実績値/年齢人口で出現率を算出し、それを年齢別将来推計人口に乗じて算出しています

## 2 障がいのある児童の就学状況

### (1) 特別支援学級・通級指導教室への就学状況

令和2年5月時点の\*特別支援学級・通級指導教室への就学状況をみると、特別支援学級については小学校では一貫して児童数が増加傾向にあり、令和2年5月時点において小学校で70人、中学校で31人となっています。一方、通級指導教室については、小学校ではやや増減がみられ、令和2年5月時点では小学校で23人、中学校で4人が対象となっています。

【特別支援学級・通級指導教室への就学状況】

		小学校						中学校					
		平成30年		令和元年		令和2年		平成30年		令和元年		令和2年	
		学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
特別支援学級	知的障がい	8	25	8	21	8	25	4	17	5	21	4	15
	自閉・情緒障がい	8	24	8	28	8	29	3	7	3	11	3	14
	肢体不自由	4	8	5	10	6	10	1	1	1	1	1	2
	弱視	1	1	1	1	2	2	0	0	0	0	0	0
	難聴	1	1	1	3	1	2	0	0	0	0	0	0
	病弱	1	2	1	2	1	2	0	0	0	0	0	0
	合計	23	61	24	65	26	70	8	25	9	33	8	31
通級指導教室	学習障がい・ 注意欠陥多動性 障がい等	2	27	2	29	2	23	1	4	1	5	1	4

資料：教育委員会 各年5月1日現在

### (2) 特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況をみると、「知的障がい」については、令和2年にかけて増加がみられ、22人となっています。「聴覚」については、保・幼稚部で1人となっており、「視覚」「肢体不自由」については、就学はありません。主な就学先としては、兵庫県立芦屋特別支援学校、伊丹市にある兵庫県立阪神昆陽特別支援学校へ就学しています。

【特別支援学校への就学状況】

		視覚	聴覚	知的障がい	肢体不自由	合計
保・幼稚部	平成30年	0	1		0	1
	令和元年	0	1		0	1
	令和2年	0	1		0	1
小学部	平成30年	0	0	0	0	0
	令和元年	0	0	1	0	1
	令和2年	0	0	1	0	1
中学部	平成30年	0	0	1	0	1
	令和元年	0	0	1	0	1
	令和2年	0	0	5	0	5
高等部	平成30年	0	0	10	0	10
	令和元年	0	0	9	0	9
	令和2年	0	0	16	0	16
合計	平成30年	0	1	11	0	12
	令和元年	0	1	11	0	12
	令和2年	0	1	22	0	23

資料：教育委員会 各年5月1日現在

### 3 障がいのある人の求職状況

令和2年10月時点の西宮公共職業安定所における市内在住者の登録状況をみると、「身体障がいのある人」が157人、「知的障がいのある人」が125人、「精神障がいのある人」が215人、「発達障がいのある人」が43人、「難病のある人」が13人となっています。そのうち「就業中」の状況をみると、「身体障がいのある人」が73人で46.5%、「知的障がいのある人」が75人で60.0%、「精神障がいのある人」が89人で41.4%となっており、登録者に占める就業中の割合については、「知的障がいのある人」は6割を超えています。

一方、「精神障がいのある人」については、「求職中」が107人で49.8%となっており、ほかの障がいと比べやや高い割合となっています。

「発達障がいのある人」「難病のある人」については、登録者数としてはまだ少ないものの、増加傾向にあり、今後も増えていくことが見込まれます。

#### ■ 登録状況（市内在住者の状況）

	就業中		求職中		保留中		登録者
	人	%	人	%	人	%	人
身体障がいのある人	73	46.5%	71	45.2%	13	8.3%	157
知的障がいのある人	75	60.0%	40	32.0%	10	8.0%	125
精神障がいのある人	89	41.4%	107	49.8%	19	8.8%	215
発達障がいのある人	19	44.2%	19	44.2%	5	11.6%	43
難病のある人	6	46.2%	7	53.8%	0	0.0%	13
合計	262	47.4%	244	44.1%	47	8.5%	553

資料：西宮公共職業安定所 令和2年10月現在

※登録者のうち、「就業中」は現在就業している人、「求職中」は仕事が見つからない人、「保留中」は病気や障がいの悪化などの理由により職業紹介の対象にならない人をそれぞれ表しています

## 第2節 障がい福祉サービス等の状況

### 1 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの利用状況をみると、訪問系サービス、日中活動系サービス、訓練・就労系サービスでは利用の増えているサービスが多くなっています。

実績値と計画値を比較すると、訪問系サービスでは、ほぼ計画どおりに推移しています。日中活動系サービスでは、短期入所が計画値を超えて利用が増えています。また、訓練・就労系サービスでは、就労継続支援等の就労系サービスは、ほぼ計画どおりに推移していますが、特に自立訓練（生活訓練）の利用が増加しています。

【障がい福祉サービスの実績値・計画値の比較】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
訪問系サービス	実利用者数(人/月)	148	148	146	151	158	152		155	
	総利用時間数(時間/月)	4,109	4,362	3,897	4,553	4,231	4,689		4,834	
	居宅介護	実利用者数(人/月)	119	120	115	122	125	123		124
		総利用時間数(時間/月)	1,954	1,884	1,838	1,925	1,935	1,956		1,981
	重度訪問介護	実利用者数(人/月)	8	8	7	8	7	8		8
		総利用時間数(時間/月)	1,627	1,968	1,474	2,072	1,614	2,156		2,226
	同行援護	実利用者数(人/月)	21	20	23	21	24	21		22
		総利用時間数(時間/月)	528	510	569	557	641	578		627
	行動援護	実利用者数(人/月)	0	0	1	0	1	0		0
		総利用時間数(時間/月)	0	0	20	0	39	0		0
重度障害者等包括支援	実利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0		0	
	総利用時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0		0	
日中活動系サービス										
短期入所	実利用者数(人/月)	40	40	45	41	49	42		43	
	延利用者数(人日/月)	241	223	244	225	298	226		227	
短期入所(福祉型)	実利用者数(人/月)	40	40	44	41	48	42		42	
	延利用者数(人日/月)	241	223	242	225	295	226		226	
短期入所(医療型)	実利用者数(人/月)	0	0	1	0	1	0		1	
	延利用者数(人日/月)	0	0	2	0	3	0		1	
生活介護	実利用者数(人/月)	151	152	150	157	155	159		161	
	延利用者数(人日/月)	3,020	2,979	2,997	3,077	3,068	3,109		3,135	
療養介護	実利用者数(人/月)	6	6	7	7	7	7		7	
訓練・就労系サービス										
自立訓練(機能訓練)	実利用者数(人/月)	0	2	1	2	0	2		2	
	延利用者数(人日/月)	0	25	2	25	0	25		25	
自立訓練(生活訓練)	実利用者数(人/月)	8	9	12	9	12	10		10	
	延利用者数(人日/月)	126	127	195	127	207	129		131	
就労移行支援	実利用者数(人/月)	21	18	24	19	20	20		20	
	延利用者数(人日/月)	394	365	410	391	312	412		430	
就労継続支援A型	実利用者数(人/月)	53	52	51	56	53	59		61	
	延利用者数(人日/月)	942	899	902	950	939	989		1,021	
就労継続支援B型	実利用者数(人/月)	96	88	93	95	101	98		100	
	延利用者数(人日/月)	1,576	1,501	1,611	1,633	1,739	1,690		1,741	
就労定着支援	実利用者数(人/月)			3	1	4	2		3	

※平成29～令和元年度は、年間利用量の月平均値、令和2年度は見込み

※「人/月」は1月当たりの利用人数の平均を、「人日/月」は1月当たりの平均延べ利用日数を表します

※就労定着支援は平成30年度より新設

居住系サービスについては、共同生活援助・共同生活介護の利用者数は増加しています。施設入所支援、地域生活支援の利用者数はほぼ横ばいで推移しています。

計画相談については、障がい福祉サービス等を利用しているすべての方に導入済みです。

#### 【障がい福祉サービスの実績値・計画値の比較】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
居住支援系サービス									
自立生活援助	実利用者数(人/月)			0	1	0	1		2
共同生活援助・共同生活介護	実利用者数(人/月)	44	41	48	47	53	53		53
施設入所支援	実利用者数(人/月)	65	66	63	65	63	64		64
地域生活支援									
計画相談支援	実利用者数(人/月)	129	132	126	136	131	140		143
地域移行支援	実利用者数(人/月)	0	1	3	2	3	3		3
地域定着支援	実利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1		2

※平成 29～令和元年度は、年間利用量の月平均値、令和 2 年度は見込み

## 2 障がい児通所支援

障がい児通所支援の利用状況については、障害児相談支援は平成 30 年度以降、ほぼ計画値どおりとなっています。児童発達支援は、利用人数・利用日数ともに増加傾向です。また、放課後等デイサービスは、平成 30 年度以降、利用人数は計画値を下回っているものの、年々増加しています。保育所等訪問支援は、計画値を大きく上回る利用となっています。

#### 【障がい児通所支援の推移】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
障害児相談支援	人/月	53	28	61	61	69	66		72
児童発達支援	人/月	42	46	50	41	62	42		43
	人日/月	408	496	479	407	527	417		425
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0		2
	人日/月	0	0	0	0	0	0		1
放課後等デイサービス	人/月	94	37	108	149	124	161		172
	人日/月	1,011	326	1,168	1,184	1,277	1,287		1,327
保育所等訪問支援	人/月	0	0	3	1	19	2		4
	人日/月	0	0	5	1	25	2		4
居宅訪問型児童発達支援	人/月			0	0	0	0		2
	人日/月			0	0	0	0		1

※年間利用量の月平均値

※居宅訪問型児童発達支援は平成 30 年度より新設

### 3 地域生活支援事業

※地域生活支援事業のうち、必須事業については、移動支援事業、また日常生活用具給付等事業の排泄管理支援用具で利用実績が計画値を上回る状況となっています。任意事業では、訪問入浴サービス、更生訓練費給付事業の利用実績が計画値を超えています。自動車運転免許取得費助成事業やレクリエーション活動支援事業は、計画値と比べ利用が少ない状況となっています。

【地域生活支援事業の実績値・計画値の比較】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
<b>必須事業</b>									
理解促進研修・啓発事業		実施		実施		実施			
自発的活動支援事業		実施		実施		実施			
相談支援事業	障害者相談支援事業 (箇所)	4	4	4	4	3	4		4
	基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置	設置	設置		設置
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	1か所	実施	1か所	実施	1か所		1か所
	住宅入居等支援事業	未実施		未実施		未実施			
成年後見制度利用支援事業	利用者数(人/年)	4	5	4	5	3	5		6
成年後見制度法人後見支援事業		実施		実施		未実施			
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数(件/年)	243	216	293	209	237	213	217
	手話通訳者設置事業	設置数(件/年)	1	1	1	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業		(件/年)	1,197	1,159	1,202	1,198	1,323	1,204	1,214
	介護・訓練支援用具	(件/年)	3	5	7	4	1	5	5
	自立生活支援用具	(件/年)	9	37	7	10	7	10	11
	在宅療養等支援用具	(件/年)	17	20	14	22	8	24	26
	情報・意思疎通支援用具	(件/年)	21	20	16	30	14	30	30
	排泄管理支援用具	(件/年)	1,145	1,075	1,158	1,130	1,293	1,135	1,140
	居宅生活動作補助用具	(件/年)	2	2	0	2	0	2	2
手話奉仕員養成研修事業		修了者数(人/年)	7	15			8	20	
移動支援事業		利用者数(人/年)	168	128	163	224	167	244	266
		延利用時間(時間/年)	43,647	53,965	44,243	42,083	44,388	43,360	44,675
地域活動支援センター	自市町内分	(箇所)	2		2		3		
		利用者数(人/年)	85		71		70		
	他市町村分	(箇所)	7		7		6		
		利用者数(人/年)	10		8		6		
<b>任意事業</b>									
訪問入浴サービス事業		(回/年)	126	127	176	136	186	140	144
更生訓練費給付事業		(人/年)	24	5	36	19	34	20	20
レクリエーション活動支援事業		(人/年)			321	375	385	390	400
点字・声の広報等発行事業		(人/年)			33	33	32	38	43
自動車運転免許取得費助成事業		(人/年)	0	2	0	2	0	2	2
自動車改造費助成事業		(人/年)	0	2	0	2	2	2	2
日中一時支援事業		(回/年)	62	94	62	54	48	54	53
		(人/年)	2,164	3,146	1,673	1,450	1,912	1,450	1,400
生活訓練等事業		(人/年)	184	177	192	185	205	192	200
		(人/年)	1,545	1,783	1,488	1,572	1,466	1,586	1,600

※実績の数値は、年間の数値

## 第3節 各種調査結果から見る現状

### 1 アンケート調査

#### (1) 調査の概要

##### ■ 調査の目的

本調査は、芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画及び芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画の策定に当たり、障がい福祉サービスの利用実態や障がい福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるための基礎資料とすることを目的として実施しました。

##### ■ 回収結果

調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
1,420	783 (うちメール回答7)	55.1% (前回 55.5%)

- ※ 芦屋市在住（居住地特例含む）で障がい者手帳（身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳）所持者の中から無作為に抽出しています
- ※ 令和2年2月～3月に郵送による配布・回収方法で実施。回収については、郵送のほか本調査専用ホームページを構築し、調査票ファイル（Microsoft Word）をダウンロードして回答を入力・保存後、メールで事務局に送信する方法の2種類で実施

##### ■ 注意点

- ◆ 回答は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示しています。小数点第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%とならない場合があります。
- ◆ 複数回答の質問は、回答比率の合計が100.0%を超えます。
- ◆ 図表中、帯グラフでは、表示が煩雑になるため、3.0%未満の比率については数値表示を省略しています。
- ◆ 図表中、「n=」と表示されている数値は回答者数、それ以外の数値は回答比率の百分率（%）です。表示が煩雑になるため、%等の単位表示は省略しています。
- ◆ 図表中、表示が煩雑になることを避けるため、身体障害者手帳所持者は「身体」、療育手帳所持者は「知的」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「精神」と表記しています。なお、重複手帳所持者がいるため、各手帳所持者数の合計は全体の回答者数を超えています。
- ◆ グラフ及び表のn数（number of case）は有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

## (2) 生活

### ① 生活での不安や困りごと（複数回答）

生活で困っていること・不安なことについて聞いたところ、「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」「自分の健康や体力に自信がない」「家族など介助者の健康状態が心配」の割合が高くなっています。知的障がいのある人は「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」、精神障がいのある人は「自分の健康や体力に自信がない」「生活に必要なお金が足りない」「趣味や生きがいが見つけれない」「一緒に暮らしている家族との関係」の割合が高くなっています。

#### ■ 生活で困っていること・不安なこと

(単位: %)

	全体	身体	知的	精神
n =	783	406	283	191
緊急時に相談できる窓口がない	10.5	10.3	9.9	15.7
身の回りの支援をしてくれる人がいない	5.2	4.7	4.2	10.5
一緒に暮らす人がいない	3.2	2.7	1.8	7.3
働くところがない	8.2	7.9	5.7	15.2
生活に必要なお金が足りない	19.8	18.7	13.4	37.2
趣味や生きがいが見つけれない	14.9	10.8	12.7	30.4
生活をするうえで必要な情報が得られない	6.3	6.2	7.1	7.9
自分の健康や体力に自信がない	28.4	31.3	10.6	52.4
家族など介助者の健康状態が心配	23.4	20.7	25.1	34.0
一緒に暮らしている家族との関係	9.8	6.9	6.4	22.0
必要な時に診てくれる病院がない	3.2	3.0	3.5	4.7
将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安	35.0	27.8	48.8	37.7
生活に必要な福祉サービスなどが利用しにくい	10.2	10.1	12.7	12.6
その他	6.9	6.7	8.1	7.9
特に困っていることはない	22.5	26.4	19.1	11.0
無回答	6.8	6.7	8.8	5.8

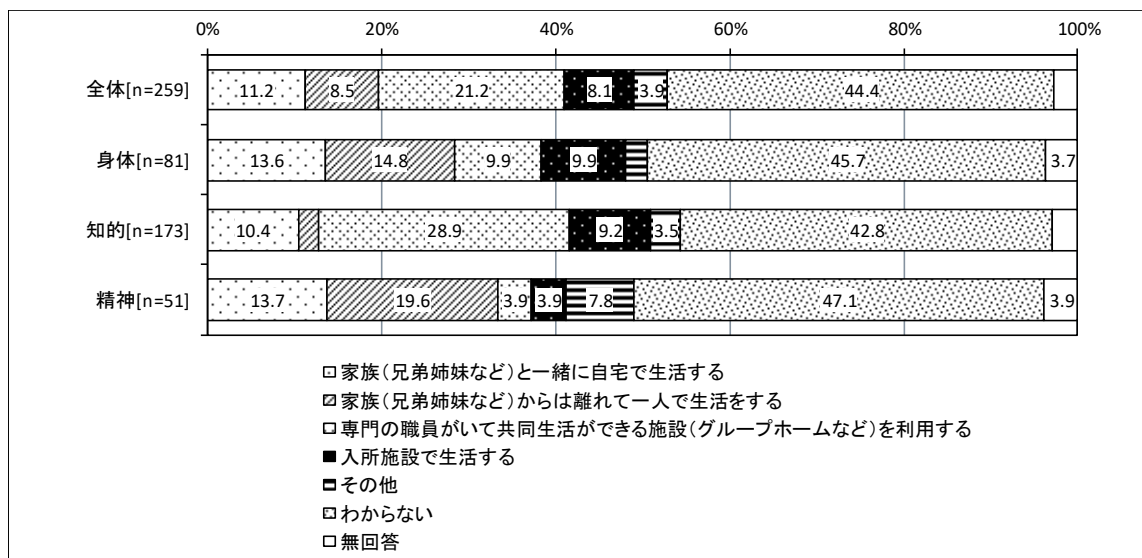


## ② 生活してみたい場所

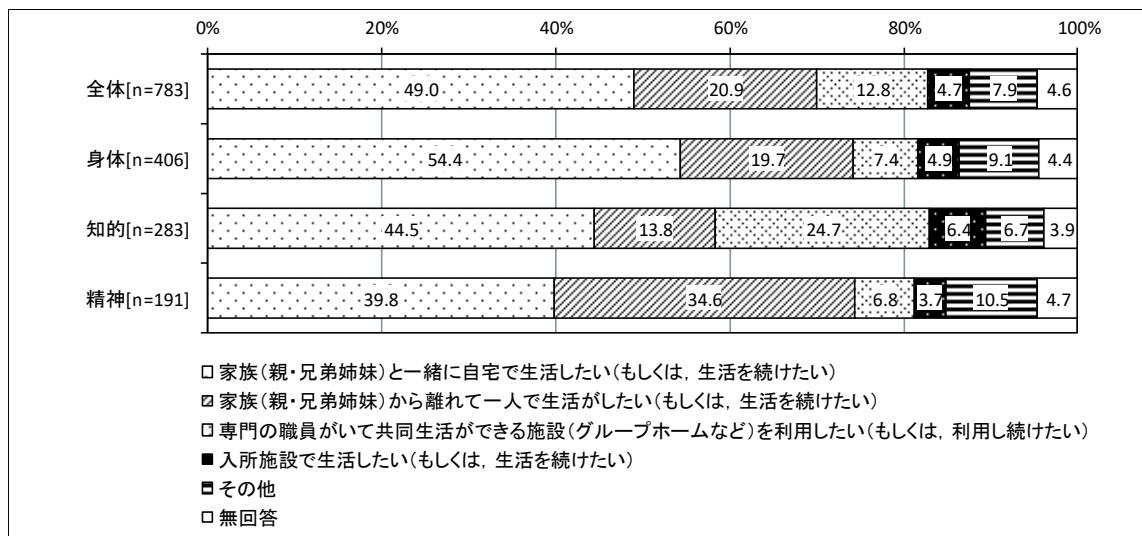
主な介護・介助者が「母親」「父親」である場合に、親亡き後、どのような場所で生活をしてみたいか聞いたところ、「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用する」が21.2%、次いで「家族（兄弟姉妹など）と一緒に自宅で生活する」が11.2%となっています。また、将来的にどのような場所で生活してみたいか聞いたところ、「家族（親・兄弟姉妹）と一緒に自宅で生活したい（もしくは、生活を続けたい）」が約半数を占めています。知的障がいのある人は「専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）を利用したい（もしくは、利用し続けたい）」の割合が他の障がい種別よりも高くなっています。

親亡き後の生活場所、また知的障がいのある人において、専門の職員がいて共同生活ができる施設（グループホームなど）のニーズが高くなっています。

### ■ 親亡き後、生活してみたい場所



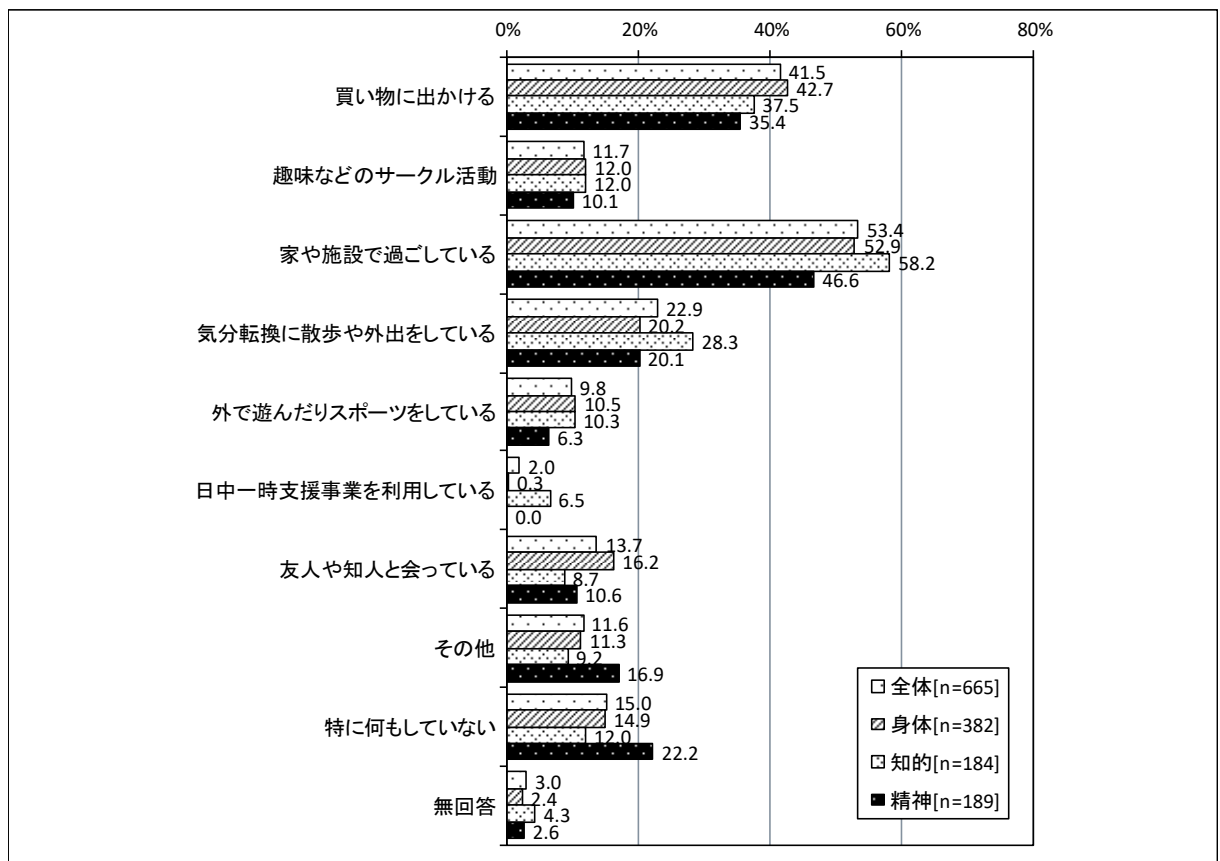
### ■ 将来生活してみたい場所



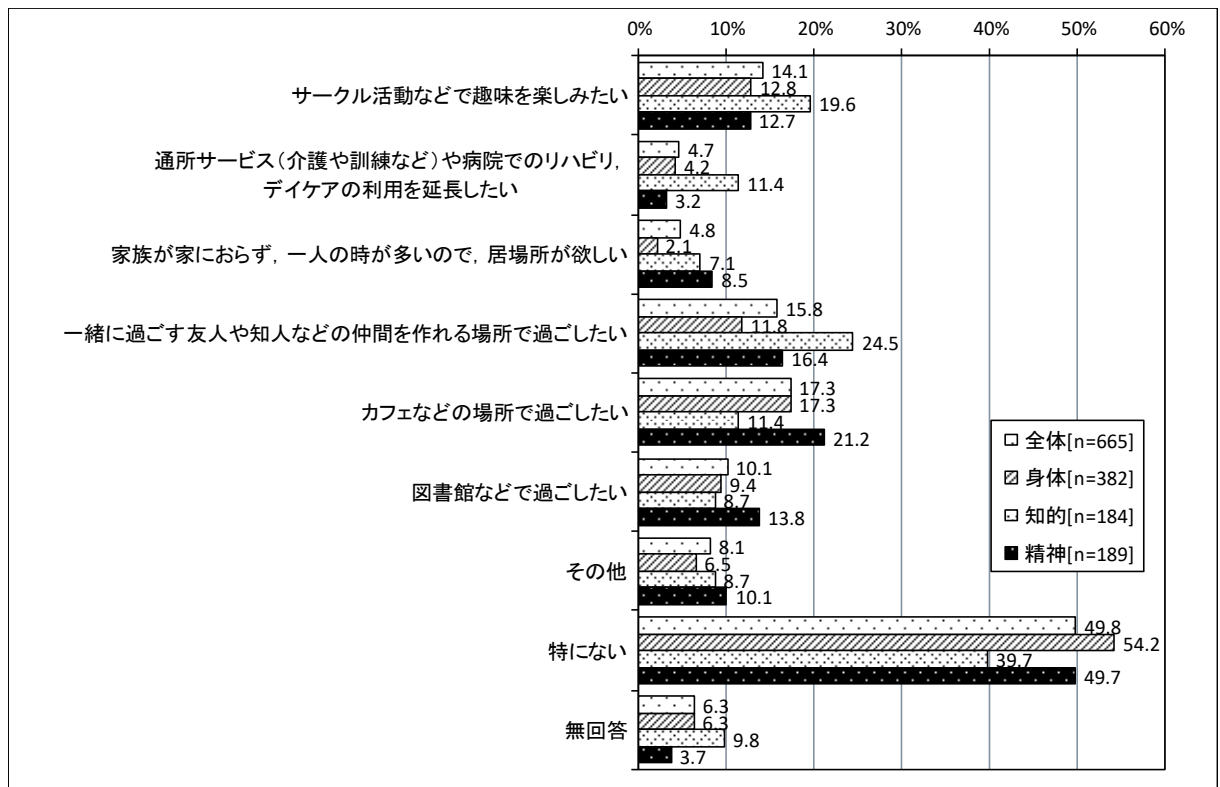
③ 平日の夕方以降や休日の過ごし方（18歳以上の方）（複数回答）

18歳以上の方に平日の夕方以降や休日の主な過ごし方は、「家や施設で過ごしている」「買い物に出かける」の割合が高くなっています。平日の夕方以降や休日の過ごし方の希望を聞いたところ、「カフェなどの場所で過ごしたい」、「一緒に過ごす友人や知人などの仲間を作れる場所で過ごしたい」の回答が2割弱みられており、夕方以降や休日でも気軽に過ごせる居場所づくりが求められています。

■ 平日の夕方以降や休日の過ごし方



■ 平日の夕方以降や休日の過ごし方の希望



#### ④ 相談先（複数回答）

相談相手については、「家族・親戚」が約 8 割を占め、次いで「友だち・知り合い・近所の人」「病院・診療所（医療相談）」となっています。知的障がいのある人は「サービスを利用しているところ（施設、作業所、事業所）」「サービス等利用計画を作成する相談支援専門員」、精神障がいのある人は「病院・診療所（医療相談）」の割合が高くなっています。

#### ■ 困ったときの相談先

(単位:%)

	全体	身体	知的	精神
n =	783	406	283	191
家族・親戚	79.6	79.8	79.2	75.9
友だち・知り合い・近所の人	29.1	32.8	18.7	30.9
同じ障がいや病気を持つ人	9.8	10.6	8.8	11.0
保育所・幼稚園・認定こども園・学校	5.4	1.7	12.7	0.5
職場	7.7	7.9	7.4	7.3
病院・診療所（医療相談）	24.5	20.9	17.3	41.4
サービスを利用しているところ（施設、作業所、事業所）	17.8	8.4	33.9	17.3
ホームヘルパー	3.8	3.2	5.3	3.7
障がい者相談支援事業	9.2	5.4	11.0	17.3
サービス等利用計画を作成する相談支援専門員	11.4	5.9	21.2	11.0
市役所	6.9	6.7	5.7	9.9
社会福祉協議会	4.6	2.7	7.4	5.8
保健所や保健センター	1.7	0.7	2.5	2.1
民生児童委員・福祉推進委員	0.6	0.2	0.7	1.6
障がい者相談員	4.0	2.2	4.6	6.3
障がい者（児）団体	1.8	1.0	3.2	1.6
その他	2.8	2.0	2.8	4.2
相談する人はいない	4.3	5.4	1.4	6.8
無回答	5.5	5.9	7.4	4.7

前回調査と比較すると、すべての障がい種別において、「サービス等利用計画を作成する相談支援専門員」の割合が高くなっています。また、知的障がいのある人は「障がい者相談支援事業」、精神障がいのある人は「障がい者相談支援事業」「病院・診療所（医療相談）」「ホームヘルパー」の割合が低くなっています。

家族や身近な知り合いなどに相談する傾向がみられますが、制度が複雑化していくなかで、より専門的な見地からの助言などが必要になってきます。「障がい者相談支援事業」の利用増加に伴い、引き続き機能を充実させていくとともに、増加するニーズに対応するための体制強化の視点も求められます。

## ■ 前回調査との比較

(単位:%)

	身体		知的		精神	
	平成28年度	令和元年度	平成28年度	令和元年度	平成28年度	令和元年度
n=	429	406	266	283	159	191
家族・親戚	80.9	79.8	82.0	79.2	71.7	75.9
友だち・知り合い・近所の人	33.8	32.8	14.7	18.7	28.9	30.9
同じ障がいや病気を持つ人	10.3	10.6	7.9	8.8	11.3	11.0
保育所・幼稚園・認定こども園・学校	1.9	1.7	13.9	12.7	1.3	0.5
職場	7.0	7.9	4.9	7.4	8.2	7.3
病院・診療所（医療相談）	24.2	20.9	15.0	17.3	49.1	41.4
サービスを利用しているところ（施設、作業所、事業所）	9.3	8.4	37.6	33.9	18.2	17.3
ホームヘルパー	4.0	3.2	4.5	5.3	8.8	3.7
障がい者相談支援事業	7.0	5.4	17.3	11.0	28.3	17.3
サービス等利用計画を作成する相談支援専門員	4.4	5.9	14.3	21.2	8.8	11.0
市役所	8.2	6.7	7.1	5.7	12.6	9.9
社会福祉協議会	2.1	2.7	6.8	7.4	3.8	5.8
保健所や保健センター	2.3	0.7	4.1	2.5	4.4	2.1
民生児童委員・福祉推進委員	0.2	0.2	0.4	0.7	1.9	1.6
障がい者相談員	4.0	2.2	6.8	4.6	6.9	6.3
障がい者（児）団体	0.7	1.0	3.4	3.2	1.9	1.6
その他	1.9	2.0	4.9	2.8	4.4	4.2
相談する人はいない	4.9	5.4	2.6	1.4	5.0	6.8
無回答	2.6	5.9	2.6	7.4	3.8	4.7

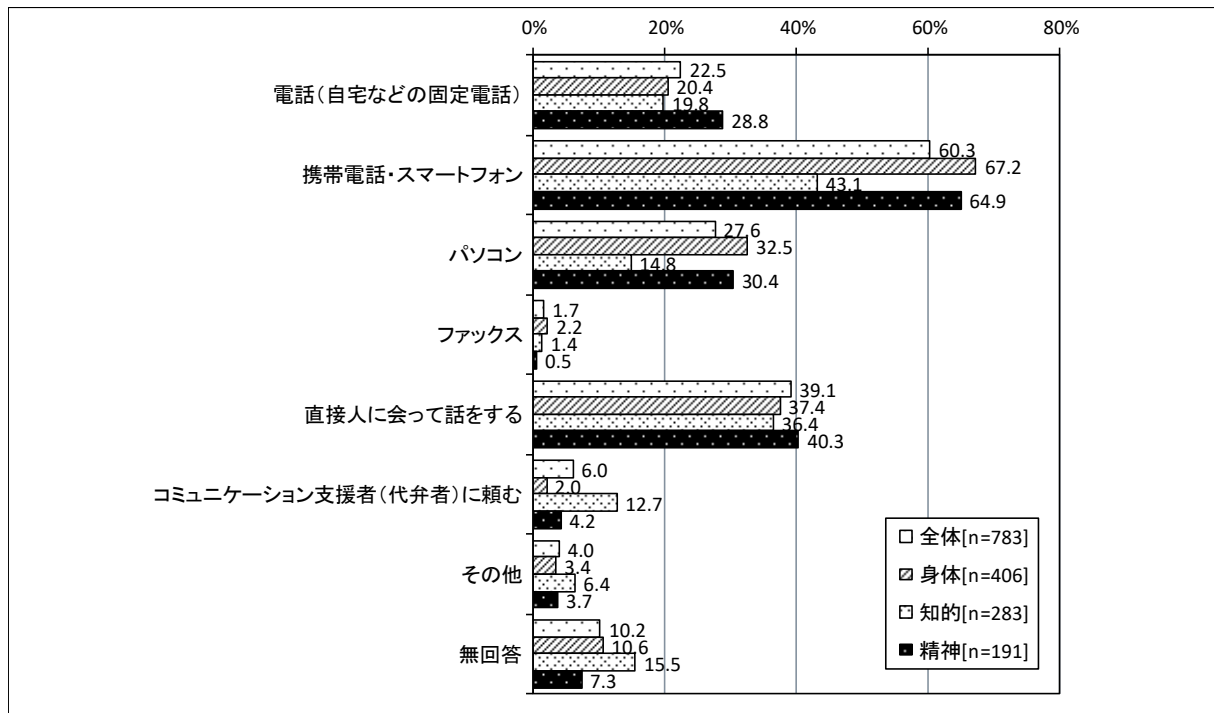
※1 前回調査では「保育所・幼稚園・学校」

※2 前回調査では「サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員」

⑤ 連絡や相談、情報を得る手段(複数回答)

連絡や相談、情報を得る方法を聞いたところ、「携帯電話・スマートフォン」が6割を占め、次いで、「直接人に会って話をする」、「パソコン」となっています。

■ 連絡や相談、情報を得る手段



前回調査と比較すると、すべての障がい種別において「携帯電話・スマートフォン」の割合が高くなっています。

効果的な情報提供等に向け、スマートフォンやパソコンなど多様な媒体を活用することが求められます。

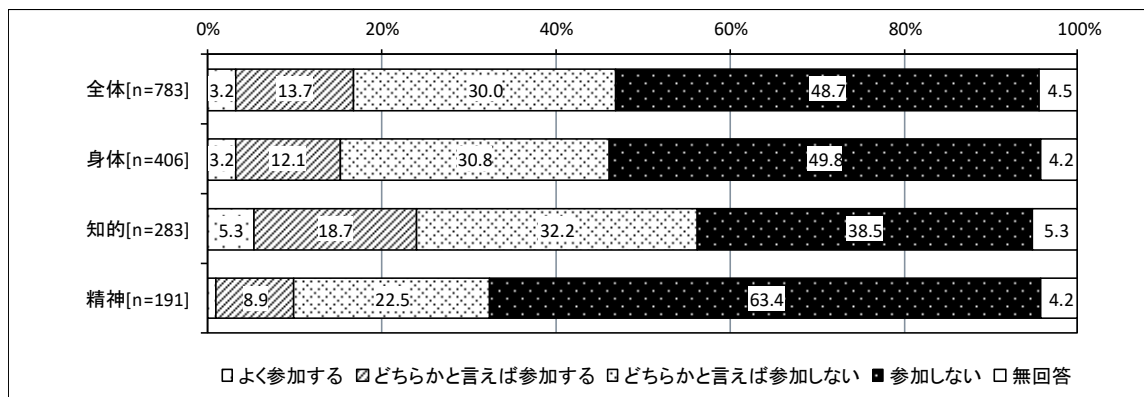
(単位:%)

	身体		知的		精神	
	平成28年度	令和元年度	平成28年度	令和元年度	平成28年度	令和元年度
n=	429	406	266	283	159	191
電話(自宅などの固定電話)	32.9	20.4	28.9	19.8	45.3	28.8
携帯電話・スマートフォン	58.5	67.2	37.2	43.1	56.6	64.9
パソコン	33.6	32.5	15.0	14.8	30.2	30.4
ファックス	3.5	2.2	1.5	1.4	0.6	0.5
直接人に会って話をする	32.9	37.4	35.3	36.4	40.9	40.3
コミュニケーション支援者(代弁者)に頼む	5.8	2.0	22.9	12.7	5.0	4.2
その他	4.4	3.4	10.2	6.4	2.5	3.7
無回答	4.4	10.6	9.8	15.5	5.0	7.3

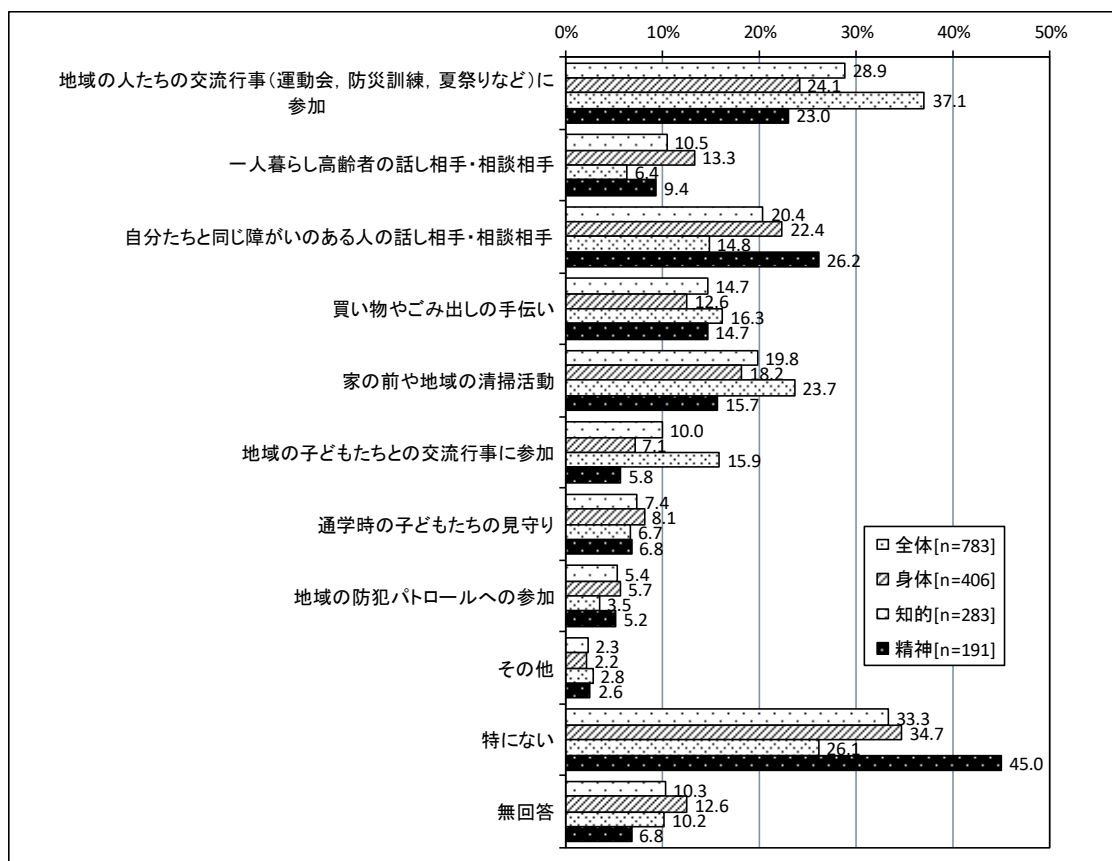
## ⑥ 地域とのつながり

地域の行事・活動への参加状況を聞いたところ、「参加しない」「どちらかと言えば参加しない」という回答割合が8割近くを占めています。協力できそうな地域活動を聞いたところ、「地域の人たちの交流行事（運動会、防災訓練、夏祭りなど）に参加」「自分たちと同じ障がいのある人の話し相手・相談相手」が高い割合になっています。地域とのつながりを持てるよう、参加協力できる活動を中心に、活動機会を増やすよう取り組んでいくことが求められます。

### ■ 地域の行事・活動への参加状況



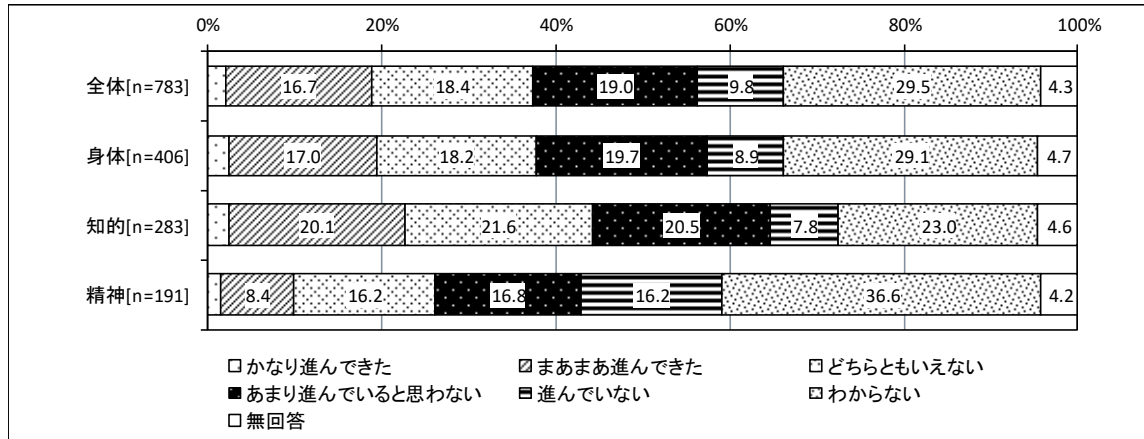
### ■ 協力出来そうな地域活動（複数回答）



⑦ 障がいのある人に対する地域の理解

また、障がいのある人に対する地域の理解については、「進んできた」という回答よりも「進んでいるとは思わない」という回答割合が高くなっており、地域の理解についてはさらなる改善が求められます。

■ 障がいのある人に対する地域の理解

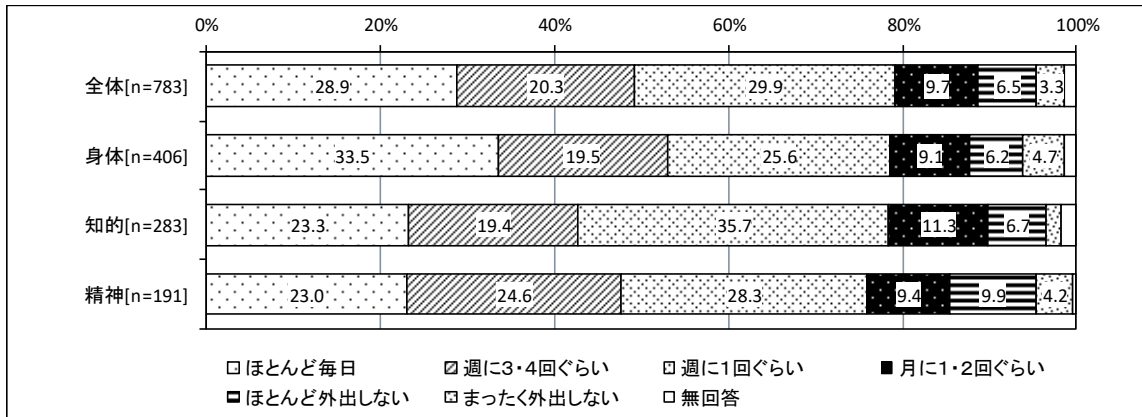




⑧ 外出

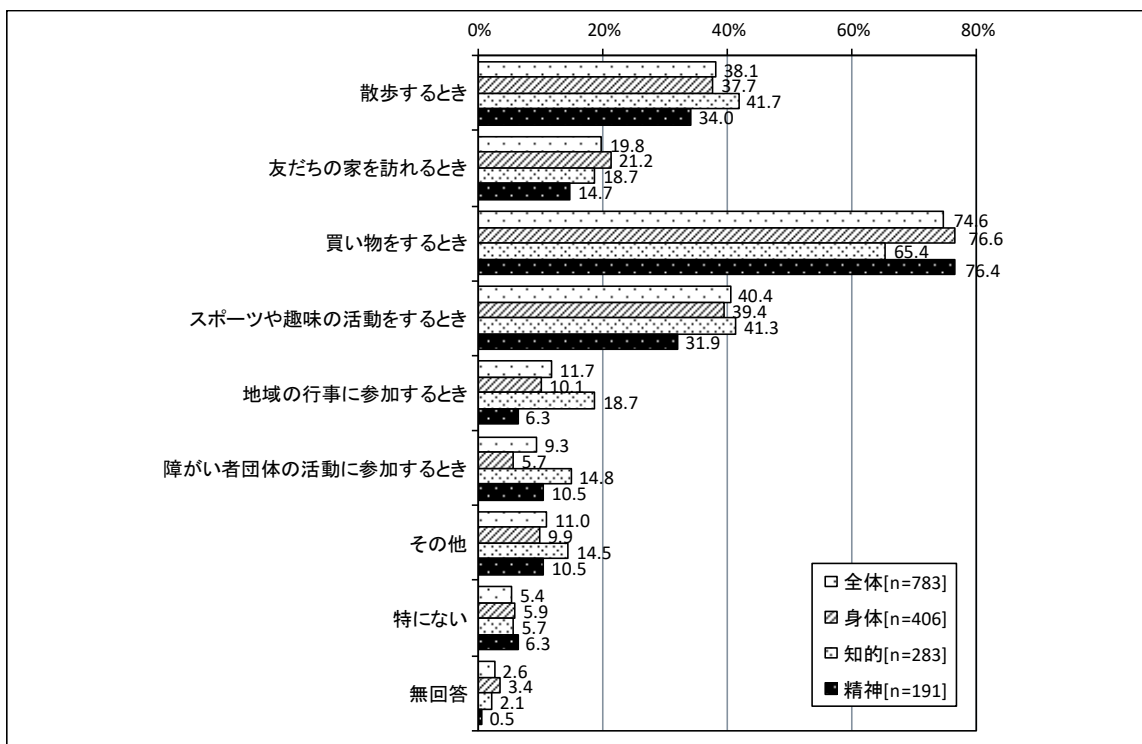
通学、通勤、通所や通院以外での外出の頻度について聞いたところ、「週に1回くらい」が29.9%、「ほとんど毎日」が28.9%、「週に3・4回くらい」が20.3%となっています。一方、「ほとんど外出しない」は6.5%、「まったく外出しない」は3.3%となっています。

■ 外出の頻度



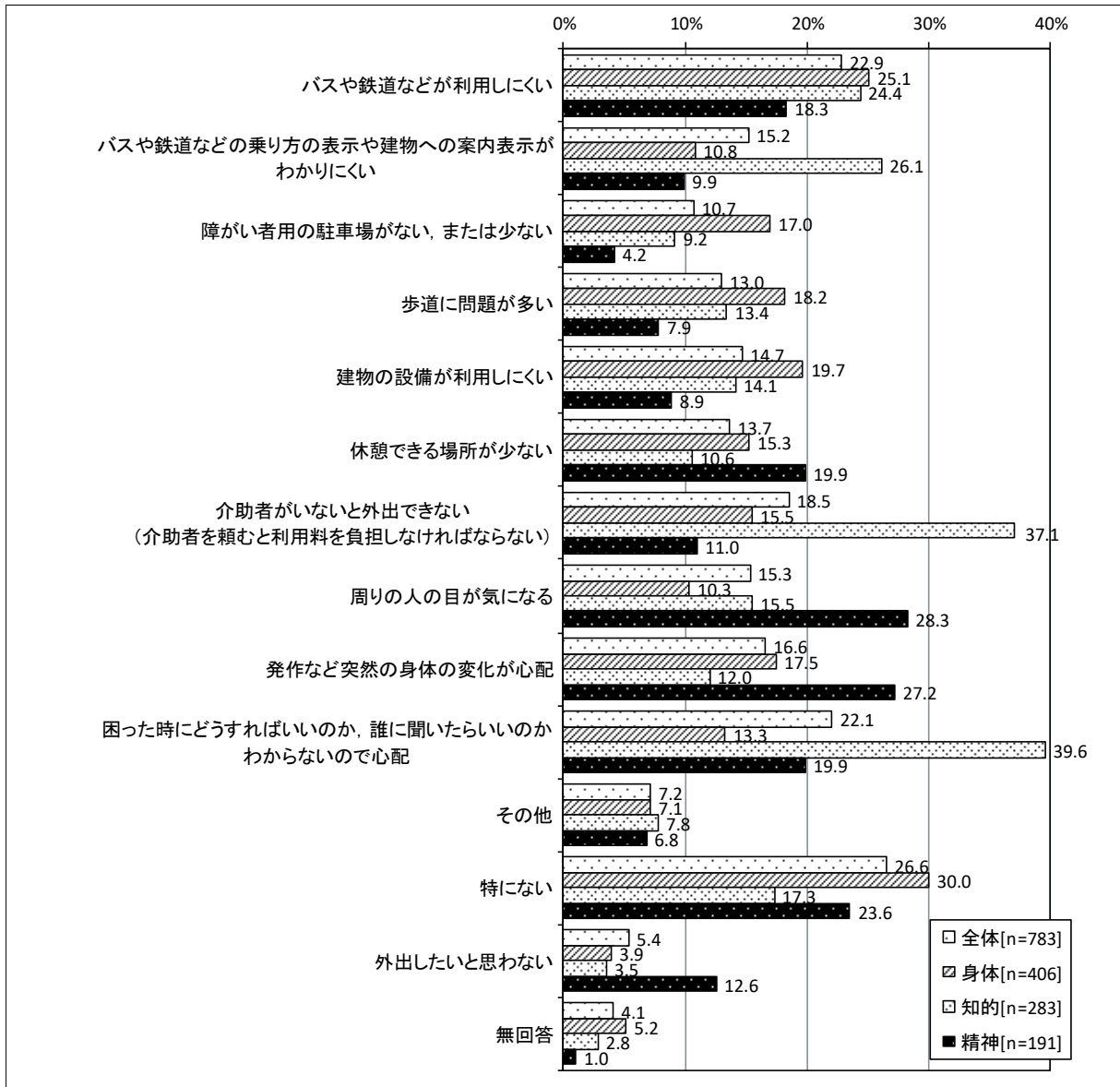
通学、通勤、通所や通院以外で外出したいと思うときは、「買い物をするとき」が7割を超えており、次いで「スポーツや趣味の活動をするとき」「散歩するとき」となっています。日常的な買い物、及びスポーツや趣味の活動は、障がいのある人の日常生活に活気をもたらす機会でもあることから、外出の機会増加に向け着眼すべき視点となります。

■ 通学、通勤、通所、通院以外で外出したいと思うとき（複数回答）



外出するときに困ったり、心配になったりすることについては、「バスや鉄道などが利用しにくい」「困った時にどうすればいいのか、誰に聞いたらいいのかわからないので心配」といった回答が挙げられています。

■ 外出するときに困ったり、心配になったりすること（複数回答）



前回調査との比較では、バスや鉄道の利用しにくさは減少傾向にあるものの、依然として割合は一番高くなっています。一方、「障がい者用の駐車場がない、または少ない」「建物の設備が利用しにくい」の回答割合はやや高くなっており、知的障がいのある人は「歩道に問題が多い」が、精神障がいのある人は「建物の設備が利用しにくい」の回答割合が前回より高くなっています。公共交通機関の利便性向上や、道路、施設等のバリアフリー化などを引き続き進めるとともに、障がいのある人が困ったときでも支援を求めやすい地域となるよう、障がいに対する地域の理解や支援方法などを学ぶ機会の確保などの視点が重要となります。

(単位:%)

	身体		知的		精神	
	平成 28年度	令和 元年度	平成 28年度	令和 元年度	平成 28年度	令和 元年度
n=	429	406	266	283	159	191
バスや鉄道などが利用しにくい	26.1	25.1	30.8	24.4	20.8	18.3
バスや鉄道などの乗り方の表示や建物への案内表示がわかりにくい	10.0	10.8	30.5	26.1	14.5	9.9
障がい者用の駐車場がない、または少ない	15.2	17.0	7.1	9.2	3.1	4.2
歩道に問題が多い	19.3	18.2	9.4	13.4	8.8	7.9
建物の設備が利用しにくい	18.9	19.7	12.4	14.1	5.0	8.9
休憩できる場所が少ない	13.5	15.3	10.5	10.6	19.5	19.9
介助者がいないと外出できない (介助者を頼むと利用料を負担しなければならない)	12.1	15.5	36.5	37.1	10.1	11.0
周りの人の目が気になる	9.6	10.3	16.5	15.5	30.8	28.3
発作など突然の身体の変化が心配	15.2	17.5	10.2	12.0	24.5	27.2
困った時にどうすればいいのか、誰に聞いたらいいのかわからないので心配	10.0	13.3	38.7	39.6	20.1	19.9
その他	8.6	7.1	6.4	7.8	3.8	6.8
特にない	30.3	30.0	16.2	17.3	34.0	23.6
外出したいと思わない	4.0	3.9	3.8	3.5	10.7	12.6
無回答	4.2	5.2	6.8	2.8	1.9	1.0

⑨ 今後利用したい障がい福祉サービス（複数回答）

今後3年以内に利用したいサービスを聞いたところ、全体の中では「就労継続支援A型」「就労移行支援」「就労定着支援」などが挙げられています。就労に関するサービスのニーズが高くなっており、これらのサービスの充実が重要となります。

■ 今後3年以内に利用したいサービス

(単位:%)

	全体	身体	知的	精神
n=	783	406	283	191
居宅介護(ホームヘルプ)	3.8	3.2	2.5	6.3
重度訪問介護	1.0	1.0	1.4	0.5
同行援護	3.7	5.7	3.5	2.6
行動援護	5.4	4.4	9.5	4.2
重度障害者等包括支援	0.9	1.2	1.4	0.5
短期入所(ショートステイ)	5.4	3.2	11.7	2.1
療養介護	1.3	1.5	1.4	1.0
生活介護	4.9	5.4	4.2	6.3
施設入所支援	2.2	1.7	2.8	3.1
自立生活援助	5.6	4.2	5.3	10.5
共同生活援助(グループホーム)	5.1	2.0	11.0	3.7
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	5.2	4.2	5.3	6.8
就労移行支援	6.4	3.9	5.3	13.1
就労継続支援[A型:雇用型]	8.0	6.2	5.3	15.2
就労継続支援[B型:非雇用型]	3.7	1.2	5.3	5.2
就労定着支援	5.9	2.5	5.3	12.0
児童発達支援	1.0	0.2	2.5	0.0
放課後等デイサービス	3.7	1.2	8.8	0.0
保育所等訪問支援	1.9	0.7	4.6	0.0
居宅訪問型児童発達支援	0.5	0.2	1.1	0.0
医療型児童発達支援	0.1	0.0	0.4	0.0
地域移行・地域定着支援	1.4	1.2	0.7	2.6
計画相談支援	4.2	3.2	5.3	4.7
障害児相談支援	1.8	1.0	3.5	0.0
意思疎通支援	3.1	3.0	3.9	2.6
移動支援事業	4.2	2.7	8.1	1.6
地域活動支援センター	3.7	3.2	2.1	6.3
日中一時支援事業	4.5	3.7	6.7	3.7
無回答	52.2	62.3	38.2	49.7

### (3) 仕事

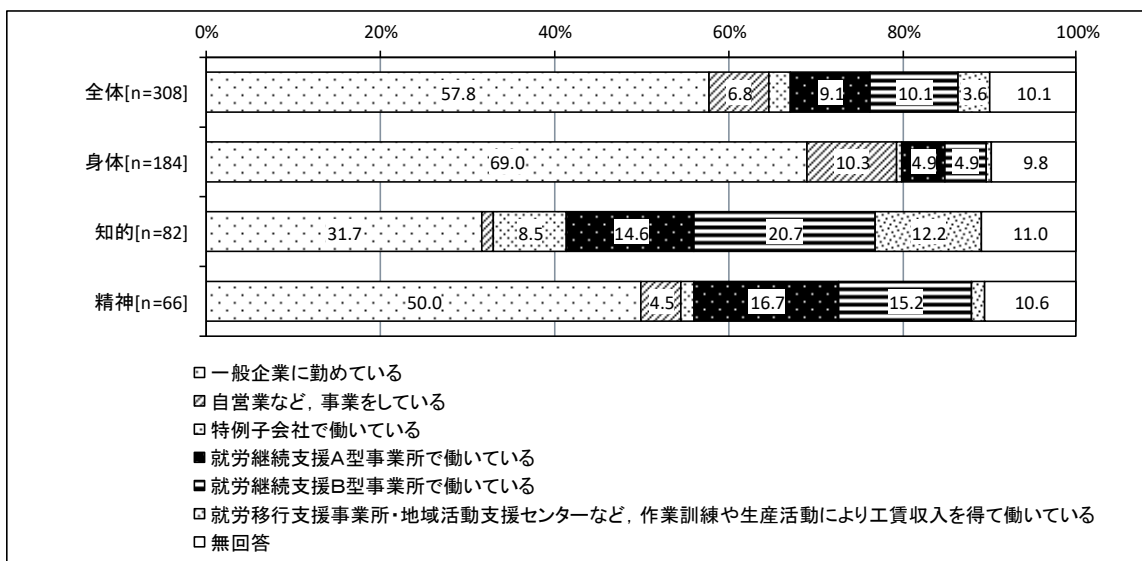
#### ① 就労の状況

仕事をしている障がい者の就労場所については、「一般企業に勤めている」との回答が半数を超えており、「就労継続支援B型事業所」が1割程度となっています。

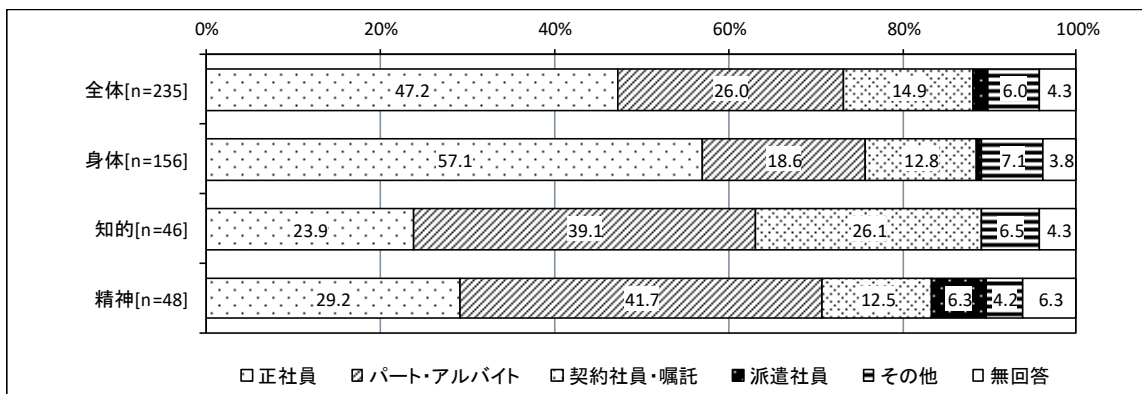
一般企業、及び自営業、特例子会社や就労継続支援A型事業所で働いていると回答した人において、最も働く時間の多い仕事での勤務条件は、「正社員」が47.2%、「パート・アルバイト」が26.0%となっています。身体障がい者は「正社員」の割合が高く、知的障がい者、精神障がい者では「パート・アルバイト、嘱託職員、派遣職員」という非正規の割合が高く、「正社員・正職員」は2割台にとどまっています。

今後3年以内に利用したいサービスの項目で「就労継続支援A型」が比較的高くなっていたことを踏まえると、正規雇用が可能な人については、正規雇用に向けた支援をより一層充実させることが重要となります。また、障がいに応じた働く場の確保やテレワークなどの働きやすい環境の整備、また就労への支援を充実させることが必要です。

#### ■ 就労場所



#### ■ 勤務条件



② 障がいのある人の就労を進めるために必要なこと(複数回答)

障がいのある人の就労を進めるために必要なことを聞いたところ、「職場に障がいのある人への理解があること」、「障がいの特性に合った職種・業務を増やすこと」、「勤務日数や時間に配慮があること」、「障がいのある人に配慮した設備などが整っていること」がいずれも5割を超え、高くなっています。

障がいのある人の就労促進に向け、職場の障がいに対する理解を深めるよう働きかけるとともに、障がいのある人が働きやすいよう、障がいの特性にあった仕事内容、働く条件や環境の整備が重要です。

■ 障がいのある人の就労を進めるために必要なこと

(単位:%)

	全体	身体	知的	精神
n=	783	406	283	191
通勤や移動手段の支援があること	42.0	40.9	51.6	33.5
障がいのある人に配慮した設備などが整っていること	50.7	51.2	53.7	42.4
勤務日数や時間に配慮があること	51.9	48.3	47.3	58.6
在宅で働くことができること	34.6	38.7	24.0	38.7
障がいの特性に合った職種・業務を増やすこと	58.4	50.0	69.3	57.6
一般企業などの障がいがある人の雇用枠をもっと増やすこと	34.9	28.8	37.5	42.9
職場に障がいのある人への理解があること	63.5	57.1	68.9	61.8
職場において通院、リハビリなどへの配慮があること	34.1	34.2	27.6	41.4
職場でのコミュニケーション支援、相談支援、 介助者や援助者の派遣などがあること	37.2	24.4	57.2	37.2
仕事で困ったとき、 職場以外で相談にのってくれるところがあること	39.3	28.1	49.1	49.2
障がいのある人同士が仕事の悩みを語り合ったり、 ピアサポートなどによる支援があること	23.0	17.7	28.6	25.7
仕事探しの相談、情報提供などが充実していること	42.1	34.2	48.1	46.1
職業訓練などの機会が充実していること	30.9	23.6	39.9	30.4
その他	3.1	3.4	2.8	4.7
わからない	5.4	5.9	4.2	7.3
無回答	6.9	7.1	7.8	5.8

#### (4) 保育・教育（複数回答）

18歳未満の方に、保育・教育について今後特に必要と思うものを聞いたところ、「教員などの指導力の向上や障がいへの理解」、「障がいのある児童・生徒の個々の状況に合わせた指導内容やカリキュラム」、「周囲の児童・生徒、保護者の障がいへの理解」、「インクルーシブ教育・保育の充実」の割合がいずれも高くなっています。教員の指導力の向上や子どもたちの状況に応じた適切な指導を行えるよう指導體制やカリキュラムの充実が求められるとともに、教員や保護者、児童・生徒が障がいについて正しい理解と協力・支援ができるように働きかけていくことが求められます。

#### ■ 保育・教育について今後特に必要と思うこと

(単位:%)

	全体	身体	知的	精神
n=	122	27	102	2
インクルーシブ教育・保育の充実	58.2	55.6	57.8	0.0
周囲の児童・生徒、保護者の障がいへの理解	64.8	59.3	66.7	50.0
教員などの指導力の向上や障がいへの理解	72.1	63.0	75.5	0.0
障がいのある児童・生徒の個々の状況に合わせた指導内容やカリキュラム	71.3	51.9	76.5	50.0
障がいのある児童・生徒に配慮した学校設備などの充実	44.3	44.4	46.1	0.0
通園、通学への配慮	43.4	40.7	46.1	0.0
進路指導や職業教育の充実(自立して働ける力の育成)	54.1	37.0	57.8	0.0
障がい児通所支援サービスの充実	41.0	14.8	47.1	0.0
障がい児入所支援サービスの充実	21.3	11.1	24.5	0.0
必要なときに一時的に利用できる日中一時支援事業の充実	40.2	29.6	44.1	0.0
コミュニケーション力や身辺処理面など、日常生活スキルの向上支援	52.5	40.7	56.9	50.0
学校以外での学習に対する支援	50.0	33.3	52.9	0.0
療育を行う施設の増設	45.1	25.9	51.0	0.0
休日などに活動できる仲間や施設	37.7	18.5	44.1	0.0
放課後や長期休暇中に利用できるサービスの充実	44.3	33.3	48.0	0.0
その他	3.3	7.4	2.9	0.0
特に必要ない	0.0	0.0	0.0	0.0
わからない	0.8	0.0	1.0	0.0
無回答	12.3	11.1	10.8	50.0

### (5) 住みよいまちとするために必要なこと（複数回答）

障がい者（児）施策で期待・重要視するものについて聞いたところ、「サービス利用の手続きを簡単にする」「何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくする」「市役所からの福祉に関する情報をもっと多く、もっとわかりやすくする」などの割合が高く、情報をわかりやすく知る手段や機会の充実、サービスの利用しやすさなどを引き続き一層充実させていく視点が求められます。

また、「仕事に就くための訓練や働く場を増やす」「保育所・幼稚園などと小・中・高等学校などがつながり、本人の将来を考えた教育を支援する体制の充実」「障がいのある人が身近な地域で医療・リハビリが受けられる医療を充実する」などの割合も高く、医療関連施策や教育施策、就労支援の充実が求められています。施設・道路等のバリアフリー化やグループホーム等の住まいの確保支援、災害時の避難体制の構築等、安心して過ごせるまちづくりを進めていく必要があります。



■ 障がい施策で期待・重要視するもの

(単位:%)

	全体	身体	知的	精神
n=	783	406	283	191
障がいに対する地域の理解を進めるための 広報啓発活動を充実する	14.0	13.1	12.7	18.3
何でも相談できる窓口をもっと多く、もっと使いやすくする	25.7	25.4	19.1	32.5
サービス利用の手続きを簡単にする	31.0	31.0	27.9	33.0
市役所からの福祉に関する情報をもっと多く、 もっとわかりやすくする	24.5	26.8	17.3	30.9
保健や福祉の専門的な人を増やす	16.1	14.3	19.4	16.8
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動を増やす	11.4	10.1	15.2	8.4
いろいろなボランティア活動を増やす	3.3	3.4	3.5	2.1
在宅での生活や介助がしやすいサービスを増やす	11.1	11.3	11.0	9.4
障がいのある人が身近な地域で 医療・リハビリが受けられる医療を充実する	17.2	19.5	20.1	10.5
障がいを早期に発見し次につなげる 健診・相談・指導体制を充実する	8.2	6.4	11.0	11.0
障がいのある人の地域生活を支えるため、 財産管理などを支援する権利擁護を推進する	6.5	3.0	12.0	6.8
障がいがあってもなくても、ともに学べるような 保育・教育内容をさらに推進する	15.7	14.0	20.8	8.4
保育所・幼稚園などと小・中・高等学校などがつながり、 本人の将来を考えた教育を支援する体制の充実	17.6	8.9	30.4	11.0
子どもの成長に合わせて、その子の特徴や支援経過を 学校や施設等に引き継いでいく仕組みの充実	16.3	9.4	29.7	8.4
障がいのある人の地域生活を住民同士が助け合い 支援していく活動を増やす	7.4	7.4	7.4	8.9
生活訓練のできる、通える施設を増やす	8.6	5.2	16.6	4.7
仕事に就くための訓練や働く場を増やす	23.8	19.7	24.7	30.9
障がいがあってもなくても、住民同士がふれあえる 機会や場を増やす	8.0	8.4	6.7	8.4
利用しやすいよう道路・建物などをバリアフリー化する	16.0	24.1	9.2	7.9
グループホームなどの住む場所を増やす	15.6	8.4	30.0	13.1
災害時の避難体制を整える	15.1	19.5	11.0	12.0
防犯対策を充実する	8.0	10.3	4.2	8.4
差別や偏見をなくすため、学びの場やお知らせを増やす	13.4	9.1	14.5	23.0
その他	5.7	5.7	4.9	8.4
無回答	10.0	11.3	7.8	9.4

## (6) アンケート調査結果から見る課題

アンケート調査結果から主な課題を整理すると以下のようになっています。

項目	課題	施策の方向	施策番号
生活	障がい福祉サービスの充実	■ 障がい福祉サービスの充実	1-(2)
	障がいのある人の健康づくり	■ 障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応	1-(3)
	介護者に対する支援の充実	■ 相談支援体制の充実 ■ 障がい福祉サービスの充実	1-(1) 1-(2)
	夕方以降や休日の居場所の確保	■ 交流活動の充実	2-(4)
	情報提供の工夫・充実	■ 障がいに応じた情報提供の充実	1-(5)
	地域活動への参加促進	■ 多様な社会参加の場・生きがいの場の充実	3-(2)
	障がいに対する地域の理解	■ 広報啓発活動の充実	2-(1)
	外出支援の充実	■ 障がい福祉サービスの充実	1-(2)
	公共交通機関等のバリアフリー化	■ 生活環境の整備	4-(2)
	支援者の確保	■ 地域福祉活動の促進	2-(5)
	就労に関するサービスの充実	■ 障がい福祉サービスの充実 ■ 就労支援の充実	1-(2) 3-(1)
	相談支援の充実	■ 相談支援体制の充実	1-(1)
	発達障がいへの子どもの支援充実	■ 障がい福祉サービスの充実 ■ 一貫した教育支援体制の構築	1-(2) 2-(2)
仕事	障がいに応じた働く場の確保	■ 就労支援の充実	3-(1)
	民間企業等への就労条件の向上等働きかけ	■ 就労支援の充実	3-(1)
	職場での障がいに対する理解の促進	■ 就労支援の充実	3-(1)
保育教育	教員の指導力の向上	■ 一貫した教育支援体制の構築	2-(2)
	個々の子どもに応じた支援・指導の充実	■ 一貫した教育支援体制の構築	2-(2)
	教員や保護者、児童・生徒の障がいに対する理解促進	■ 福祉教育の推進	2-(3)
まちづくり	道路・建築物のバリアフリー化、わかりやすい標識などの設置	■ 生活環境の整備	4-(2)
	サービス利用の手続きの簡素化	■ 障がい福祉サービスの充実	1-(2)
	居住の場の充実・確保	■ 障がい福祉サービスの充実 ■ 生活環境の整備	1-(2) 4-(2)
	就労に向けた訓練の場の充実	■ 就労支援の充実	3-(1)
	災害時の避難体制の確保	■ 防災・防犯対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備	4-(3)
	相談支援の充実	■ 相談支援体制の充実	1-(1)
人権	障がい者の権利擁護の推進	■ 権利擁護の推進	4-(1)

## 2 関係団体等へのインタビュー調査

### (1) 調査の概要

#### ■ 調査の目的

この調査は、芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画及び芦屋市第6期障がい福祉計画・芦屋市第2期障がい児福祉計画を策定するに当たり、現場で活動される団体やサービス提供事業所などを通じて、障がいのある人の生活状況などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

#### ■ 調査対象

- 関係団体インタビュー：市内障がい者団体
  - ・ 芦屋市身体障害者福祉協会
  - ・ 芦屋市身体障害児・者父母の会
  - ・ 芦屋市手をつなぐ育成会
  - ・ 芦屋家族会
- サービス提供事業所等インタビュー：市内サービス提供事業所及び相談支援事業所
  - \* 障がい福祉サービス事業所
    - ・ 居宅介護事業所
    - ・ 生活介護事業所
    - ・ 就労継続支援 A 型・B 型事業所
    - ・ 児童入所施設
  - \* 相談支援事業所

#### ■ 実施時期

令和2年6月～7月

#### ■ 調査方法

アンケート調査 上記関係団体及び市内の全サービス提供事業所を対象に実施

インタビュー調査 上記関係団体及びサービス提供事業所を対象に実施

## (2) 相談体制

### 【主な意見】

#### <相談支援機能>

##### 【団体】

- ・計画相談件数の増加，また相談内容の複雑化・困難化による相談員の負担緩和が必須。ICT活用などの検討が必要。
- ・何度も同じことを伝える負担を減らすことができるよう，認定調査は，計画相談の更新のモニタリングと一緒に行うべき。
- ・計画相談の質の向上が必要。
- ・計画相談員による情報提供の充実を図るべき。

##### 【事業所】

- ・児童のサービス利用者が増えたことで，計画相談の件数も増えているが，計画相談員の数は増えていないため体制強化が必要。相談員が不足しているが，新しく人を雇用することは経済的に厳しい。
- ・相談員1人あたりが抱える件数は増えているが，質の確保は必要。
- ・資料作成等，事務作業の簡素化により負担軽減を図りたい。
- ・事業所間，相談支援機関等の関係者間での円滑な情報共有を図るために，ICTを活用した情報共有システムの構築が必要。

#### <相談支援機関のあり方>

##### 【団体】

- ・利用者に応じた相談手法を選択できるよう，相談手法の多様化が必要。

##### 【事業所】

- ・相談支援事業所との連携強化が必要。
- ・新型コロナウイルス感染症防止の観点から面談方法等が多様化しており，多様な相談ツールの整備が必要。



課題	施策の方向
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談員の育成・確保支援</li> <li>○ 相談支援業務の効率化</li> <li>○ 相談機能についての周知徹底</li> <li>○ 相談支援事業所間及び関係する機関との連携強化・情報共有体制の構築</li> <li>○ 相談手法の多様化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 相談支援体制の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1-(1)</span></li> </ul>

### (3) 学校教育，福祉教育の充実

#### 【主な意見】

##### <福祉教育>

###### 【団体】

- ・ 保育所，幼稚園，小中学校では福祉に関する授業が実施されているため，子どもの層では障がいに対する理解が進んできているが，大人における障がいの理解が十分ではないので，大人に対する啓発活動も必要。
- ・ 障がいのある人との交流によって，障がいのある人が地域で生活していることを知ってもらうことが必要。市内障がい福祉サービス事業所に訪問するような機会があるとよい。
- ・ 行政職員の理解促進に向け，新人職員研修等に障がい理解の研修を取り入れてはどうか。

##### <指導力>

###### 【団体】

- ・ 高校を卒業した途端に環境が変わり過ぎるため，教育から就労へ向けた切れ目のない支援が必要

###### 【事業所】

- ・ インクルーシブ教育も重要であるが，個々に対応する支援も必要。

##### <関係機関との連携>

###### 【事業所】

- ・ 学校園との連携は以前よりは改善されたが，保育所等訪問支援などの円滑なサービス利用に向け，学校・教育委員会との共通理解・共通判断ができるよう，さらなる連携強化が必要。



課題	施策の方向
○ 子どもたちが福祉を学ぶ機会の充実	■ 一貫した教育支援体制の構築 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2- (2)</span>
○ 子どもの個々の状況，発達段階に応じた指導の充実	■ 福祉教育の推進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2- (3)</span>
○ 学校園や事業所等の連携強化	
○ 大人への障がいに対する理解促進	

## (4) 地域生活

### ① 日常生活

#### 【主な意見】

##### <社会参加・居場所づくり>

#### 【団体】

- ・ 地域での居場所を作り、人と接する機会を作り、人とつながることが必要。障がいのあるなし、年齢にかかわらず様々な人と接することが必要。
- ・ 普段から顔なじみの人を増やす機会があるとよい。
- ・ 近隣住民との交流を増やす必要がある。
- ・ さらなる障がい理解の啓発が必要。

#### 【事業所】

- ・ 社会資源が不足しており、特に夕方以降の「居場所」が少ない。
- ・ 小さな頃から将来気軽に利用できる居場所（地域の喫茶店など）を作っておくことが必要。

##### <情報提供・啓発活動>

#### 【団体】

- ・ 「あしやねっと♪」は情報発信のよいツールであり、さらなる周知が必要。
- ・ 障がい福祉サービスを利用していない人にも情報が行き届くようにする必要がある。
- ・ 障がい福祉サービスや医療等の制度に関する周知が必要。
- ・ 障がい福祉サービス以外の地域の社会資源に関する情報提供も必要。
- ・ ICT等を活用した多様な媒体での情報提供を充実させるべき。また同時に、新しいツールやアプリ等の活用により、ソフト面の内容充実が必要。

#### 【事業所】

- ・ 行政や相談支援事業所は利用者への制度やサービス周知に力を入れるべき。

##### <バリアフリー・ユニバーサルデザイン>

#### 【団体】

- ・ 障がいのある人がどういったことに困っているかを理解するために、障がいのある人をはじめ様々な人と触れ合える場を設けることで理解促進すべき。
- ・ バリアフリーの考え方ではなく、最初から「ユニバーサルデザイン」の考え方のもと、まちづくりが推進されるべき。
- ・ 市のあらゆる計画や事業はユニバーサルデザインが前提になって進められるべき。
- ・ 場所によりバリアフリー化が二極化している面もあり、市内全域でのバリアフリー化をより推進・検討していくべき。
- ・ 工事や建物を建築する際は、事前に協議できる仕組みがあるとよい。

<ボランティア・地域支援>

【事業所】

- ・障がい福祉サービス以外にも、少しの時間だけ見守りをしてくれる、付き添いをしてくれるようなボランティアの方が地域にいてほしい。
- ・障がいのある人もない人もお互いが支え・支えられるような街になることが理想。

<医療>

【団体】

- ・障がいのある人を病院に連れて行くことが大変なのでオンラインで気軽に個別相談できるようなシステムの導入も検討していく必要がある。
- ・リハビリの機会が減ると、筋力の低下や認知機能の低下を促進するので、リハビリの機会の充実が必要。
- ・重症心身障害児者の市内緊急時搬送先の確保。

【事業所】

- ・病院とのさらなる連携が必要。

<災害時>

【団体】

- ・最近大雨や台風等の災害が多くなっているため、被害の最小化を目指した防災施策を強化してほしい。
- ・障がいのある人は通常の避難所に行けない人が多いため、障がいのある人の避難所での過ごし方について、防災担当課と連携して考えるべき。
- ・災害時要援護者台帳については運用方法等を見直すとともに、登録のメリットをもっと周知する必要がある。



課題	施策の方向
○ 居場所・活動場所の確保	■ 交流活動の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2－(4)</span>
○ 情報提供の充実	■ 多様な社会参加の場・生きがいの充実
○ 障がいへの理解促進のための広報活動の充実	<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">3－(2)</span>
○ ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	■ 障がい福祉サービスの充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1－(2)</span>
○ ボランティアの確保	■ 広報啓発活動の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2－(1)</span>
○ 利用者のニーズに応える医療の確保・連携	■ 生活環境の整備 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4－(2)</span>
○ 災害時に備えた対策の充実	■ 地域福祉活動の促進 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2－(5)</span>
	■ 医療関連施策の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1－(4)</span>
	■ 防災・防犯対策の充実 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">4－(3)</span>

## ② 障がい福祉サービス

### 【主な意見】

#### <福祉サービス>

##### 【団体】

- ・技術革新に伴い、コミュニケーションツールなど新しい機能を備えた福祉用具も増えているため、日常生活用具の範囲等を見直してほしい。

##### 【事業所】

- ・重度の障がいのある方でも利用できるショートステイが不足。
- ・生活介護の事業所が不足。
- ・地域で生活していくには、住まい、日中活動の場、日中活動後の居場所、余暇の充実が必要。
- ・家族介護者のレスパイトのために短期入所先を増やす必要がある。
- ・就労系サービスにおける在宅勤務、移動支援事業の利用範囲の見直しなどサービスが柔軟に利用できるように検討してほしい。
- ・介護人材が不足している。サービスの提供体制の確保に加え、サービス提供を担う人材を確保する必要がある。人手不足が理由でサービスを使えないこともある。
- ・新型コロナウイルス感染症を受け、今後「新しい生活様式」が推進される中で、福祉サービスのあり方も変わってくるので、どのように対応していくか検討が必要。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響の中で1事業所での支援の難しさを感じた。インフォーマル資源含め、あらゆる社会資源が重層的に協力しあい、総合的に支援していく必要がある。

#### <発達障がいへの支援>

##### 【事業所】

- ・発達障がいに関する相談が増えており、児童のサービス利用者も増加している。保護者の意識の変化もあり、サービスの利用希望者が多い。
- ・精神障がいのある人でも、ベースに発達障がいがあり、その2次障がいとしてうつ病などの精神障がいに罹患している人も多いため早期発見が重要。



課題	施策の方向
○ 利用者のニーズに応じたサービス提供の充実	■ 障がい福祉サービスの充実 1-(2)
○ 生活の場、日中活動の場の確保	■ 生活環境の整備 4-(2)
○ 家族介護者支援のためのケア体制の確保	■ 地域福祉活動の促進 2-(5)
○ 事業所、行政、地域等の関係者間の連携強化	■ 一貫した教育支援体制の構築 2-(2)
○ 発達障がいへの対応充実	■ 障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応 1-(3)



### ③ 就労

#### 【主な意見】

##### <就労継続支援>

###### 【団体】

- ・ 職場における周囲の理解が必要。

###### 【事業所】

- ・ 就労のニーズは高まっている。
- ・ 一般就労と※福祉的就労の作業内容の乖離が大きく、一般就労へつながっても定着しないことも多い。
- ・ 人それぞれに特性があるので、多様な就労の形（在宅勤務・短時間勤務など）があるとよい。
- ・ ※ジョブコーチでもよいが、職場に気軽に相談できたり、見守りやフォローをしてくれる人がいるとよい。

##### <就労先>

###### 【団体】

- ・ 障がいの特性に応じた就労先の確保が必要。
- ・ 市から就労系事業所に対して積極的に仕事を依頼していく仕組みが必要。仕事がたくさんあれば、それだけ就労機会も増える。
- ・ 市役所のチャレンジド雇用の実施方法を見直してほしい（短期間ではなく継続雇用とする、障がい福祉課だけではなく様々な部署での就労など）

###### 【事業所】

- ・ 市役所を含めた市内の企業での就労体験実習、障がいのある人を受け入れてくれる企業が増えてほしい。
- ・ 一般就労のイメージができるよう、施設外就労ができる場が増えるとよい。



課題	施策の方向
○ 就労継続ができるための支援充実	■ 就労支援の充実 3-(1)
○ 働きやすい就労環境・就労形態の整備	■ 広報啓発活動の充実 2-(1)
○ 障がい特性に応じた就労先の確保	
○ 就労先の開拓のための民間との連携強化	

## 第3章 計画の基本方向

### 第1節 基本理念

本市では、第5次芦屋市総合計画に基づき、まちの将来像である「人がつながり 誰もが輝く笑顔あふれる住宅都市」を目指し、「市民と行政がビジョンを共有する」「戦略的施策を推進する」「地方創生、SDGsを含む総合的な計画とする」「情勢に応じた施策の推進を可能にする」を「芦屋のまちづくりの基本方針」として取り組んでいます。また、同計画では、目標とする10年後の芦屋の姿のひとつとして「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」を掲げ、障がいへの理解・差別解消の普及啓発に取り組み、障がいのある人が活躍できる場づくりを推進することを目指します。

本市は兵庫県下でも人口密集地である阪神南圏域にあり、人口規模の大きな西宮市、尼崎市に民間事業者のサービス拠点が立地する傾向にあるなかで、本市の限られた市域のなかにすべての福祉資源を確保することが難しく、阪神南圏域を中心に他市との連携が必要となっています。一方、地域には様々な活動団体や事業所が増えてきています。コンパクトな市域を生かし、関係機関の連携を強化し、相互の情報共有や協働による活動を活性化させることで、より力を発揮できると考えられます。また、地域・学校・家庭の連携が必要な子どもへの支援や、身近な相談機能、地域での自立した生活への支援など、地域を軸に整備が求められる事業を重点的に行うなど、地域共生社会の実現に向け、本市の特徴を踏まえた取組が求められると考えます。

本市では、既に多様に活動している市民、各種団体、サービス提供事業所、企業、行政、医療・教育・就労等の関係機関が相互に連携し、共に力を合わせ、障がいのある人すべてが社会の一員として人権が尊重されるまちづくりを行うとともに、障がいのある人が持てる力を最大限に発揮し、地域社会の一員としてともに生き、支え合うまちとしていくことを目指した前期計画の基本理念を継承し、以下のように定めます。また、わかりやすく市民に伝えていくために、サブタイトル『お互いを思いやり 支え合うまちをめざして』を設定し、本計画書の表紙などに明記していきます。

**障がいのある人もない人も、住みなれた地域で  
自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋  
～お互いを思いやり 支え合うまちをめざして～**

## 第2節 基本目標

基本理念「障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋」の実現に向けて、本計画では次の4つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1 地域で安心して生活できる基盤づくり

---

本計画の基本理念に基づき、障がいのある人が自ら選択した地域で安心して生活できることを目指し、必要な基盤づくりに取り組んでいきます。

国の第4次障害者基本計画に示されているように、障がいのある人本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定の支援を行うとともに、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築が求められています。本市の相談支援事業は、利用者が増加しており、また相談内容も複雑化・困難化していることから、質の高い相談支援を継続的に実施できるよう、相談支援機関の体制強化・業務改善のための支援が必要です。また、多様な相談手法の整備を含め、個々の特性や状況に対応し、本人の意思を尊重した相談機能のより一層の充実に取り組みます。

また、障がいのある人の地域生活への移行を進め、地域での生活を支えるためには、支援をする人材の確保やニーズに合うサービス提供体制の確保、充実が重要となります。家族介護者等が高齢化しているなかで、一人ひとりの障がいの状況や生活ニーズに応じた支援を行っていくためには、保健・医療・福祉サービスの量的・質的な充実を一層図るとともに、家族介護者等への支援充実も必要です。また、既存の各機関が連携しノウハウや資源を補い合うなどの取組が進むよう、相談支援機関を中心としたネットワーク強化に向けた取組が必要となります。

さらに、障がいのある人一人ひとりが、障がいに応じた自立のスタイルを確立するためには、障がいの早期発見と早期対応は最も重要となります。本市では、近年発達障がい、療育支援に関する相談及び支援のニーズが増加しており、発達障がいへの支援充実が必要です。各種健診を通じて発達の遅れや障がい疑われる乳幼児を早期発見し、療育や障がいに応じた訓練へとつなぐことができるよう、関係機関等と連携し支援体制の一層の充実を図るとともに、発達障がいを抱える成人への支援充実に向け取り組みます。また、医療との連携は重要であり、自立支援給付をはじめとする各種障がい福祉サービスや医療関連施策の充実と基盤整備、サービス事業所と医療機関の情報共有、連携強化に努めます。

また、障がいのある人やその家族が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、様々な媒体を活用した、わかりやすい情報提供に取り組むとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう意思疎通支援の充実を図ります。

## **基本目標 2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり**

障がいに対する地域の理解を深め、障がいのある人もない人も地域で共に暮らす意識とともに、差別意識や偏見をなくす人権意識、そして支援を必要とする人を住民同士で助け合い、支え合う福祉意識を高めていくために、より一層の啓発活動が必要です。障がいへの理解を深めるための広報・啓発活動をはじめ、障がいのある人が地域活動に参加していくことができるよう交流やふれあいの機会を充実していくことが重要です。本市では、学校教育において人権教育及び福祉の心を育てる教育を進めていることから、子どもにおいては障がいに対する理解が広がっていますが、成人も含めた地域全体での心のバリアフリー化をさらに推進します。

また、子どもの頃から、持てる力や可能性を最大限に引き出すための教育の充実は重要なものとなります。\*インクルーシブ教育の充実に引き続き取り組むとともに、乳幼児期から学校卒業後の進路を見据えた教育・育成支援を障がいのある子ども一人ひとりの教育ニーズに応じて指導できるよう、学校園と事業所等の連携強化にも取り組み、指導・支援体制の整備・充実を図ります。

また、ボランティアの育成やNPO、当事者団体の活動の充実を図り、地域福祉活動を促進しつつ、障がいのある人が様々な人と交流できる居場所を地域につくり、地域とのつながりを増やしていくことで、障がいのある人が地域で安心して生活し続けられるよう、住民同士で支え合い、協力できる地域づくりを推進します。

## **基本目標 3 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり**

地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、働くことにより自らの生活を支え、社会参加や自己実現、生きがいを得ることができるように取り組むことは重要です。平成 25 年に制定された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）及び平成 25 年に改正された障害者雇用促進法、また就労支援を強化した平成 28 年に改正された障害者総合支援法に基づき、障がい者就業・生活支援センター等と連携し、障がいの特性に応じた就労支援を推進し、障がいのある人が適性に応じて能力を発揮できるよう、多様な就業先や就業形態の確保を進め、意欲を持っていきいきと働くことができる環境づくりに取り組んでいきます。さらに、就労支援の担い手育成や就労定着支援により、職場定着を推進します。

また、平成 30 年に制定された障害者による文化芸術活動の推進に関する法律も踏まえ、障がいのある人が文化・スポーツ・レクリエーション活動や生涯学習活動等を通して地域のまちづくり活動に主体的に参加できるよう、関係機関、団体、地域等と連携し、様々な社会参加の場、生きがいの場の拡充を引き続き図っていきます。

## 基本目標 4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

---

令和3年1月に、「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」が施行されたことを受け、すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、あらゆる場面における障がいを理由とする差別の解消を進めるとともに、事業者に対する合理的配慮の提供支援に取り組みます。

障がいのある人が安心して地域で暮らし、様々な活動に参加しやすい環境となるよう、道路・公園・公共交通機関・住宅・建築物等に対するバリアフリー化を引き続き推進します。また、各種の施設・設備の整備に当たっては、案内表示の分かりやすさなど※ユニバーサルデザインの考えのもと福祉のまちづくりを進め、安心・安全な環境の整備を図ります。

近年、自然災害が多く発生しており、緊急・災害時要援護者台帳の運用をはじめ、避難支援体制の確立など防災対策の充実に向け取り組むことが重要です。地域、関係機関との連携を一層強化し、災害や犯罪等の被害に巻き込まれることを防ぐシステムの整備・充実を図ります。

さらに、感染症などにより日常生活の変容が求められるなかで、就労や相談支援、また事業所内での安全確保など、きめ細かな対応が求められます。事業者と連携し、適切な対応を迅速に実施できるよう取り組みます。

また、本人の障がいに応じた適切なサービスの利用や地域生活の実現が図れるよう、自立支援協議会と連携した支援体制の充実と、障がいのある人の権利を擁護する体制づくりに取り組むなど、本人の権利が尊重され、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。



## 第4章 各施策の推進

本計画では、計画の基本理念、基本目標に基づき、計画実現のための取組の方向性を定めて、次の施策を推進していきます。

### ○方向性について

- 【新規】：新たに実施していく取組
- 【充実】：さらに質や規模を高める取組
- 【継続】：引き続き継続していく取組

## 第1節 地域で安心して生活できる基盤づくり

### 1 相談支援体制の充実

#### 【現状と課題】

本市の障がいのある人の相談体制については、保健福祉センター内の障がい者相談支援事業所に相談窓口を設置し、一般相談、専門相談、計画相談など、地域に暮らす障がいのある人や介護者、家族等からの相談に応じています。

障がい者相談支援事業所の利用実績は増加しており、相談内容も複雑化、困難化しています。福祉ニーズの多様化や複合的な支援ニーズを抱えた世帯に対して、適切かつ、より専門的な相談支援を提供できるよう、相談支援の質の向上を図るとともに、相談員の確保や業務効率化、各支援機関との円滑な情報共有の推進などによる相談支援機関の体制強化が必要となります。また、インタビュー調査からは、利用者に応じた相談手法の多様化も求められています。また、自立支援協議会を中心に地域課題解決に取り組むと同時に、本市では地域で暮らす支援が必要な人を支える仕組みとして「芦屋市地域発信型ネットワーク」を展開しており、地域の社会資源や福祉ニーズの把握、市民等への啓発、連携づくりに取り組んでいます。課題を抱えた家庭や個人が潜在化、孤立化しないよう、地域住民による支え合い、他機関連携の充実が必要です。

#### 【今後の方向性】

障がいのある人が自ら支援を望んだ際に、身近な地域において適切な相談支援が受けられるよう、\*障がい者基幹相談支援センターの機能を活かした相談支援事業の充実を図ります。質の高い相談支援を継続的に実施できるよう、人材育成に取り組むとともに、事業所等における業務改善や

関係機関との情報連携等に取り組み、相談支援の効率的な運用及び体制強化を図ります。

また、個別ケース及び地域発信型ネットワークから抽出された課題の解決に向けた協議、ネットワークの強化を図るため、自立支援協議会や地域福祉を推進するための芦屋市地域福祉推進協議会等それぞれの機能を活かした地域の支援体制のさらなる充実に取り組みます。

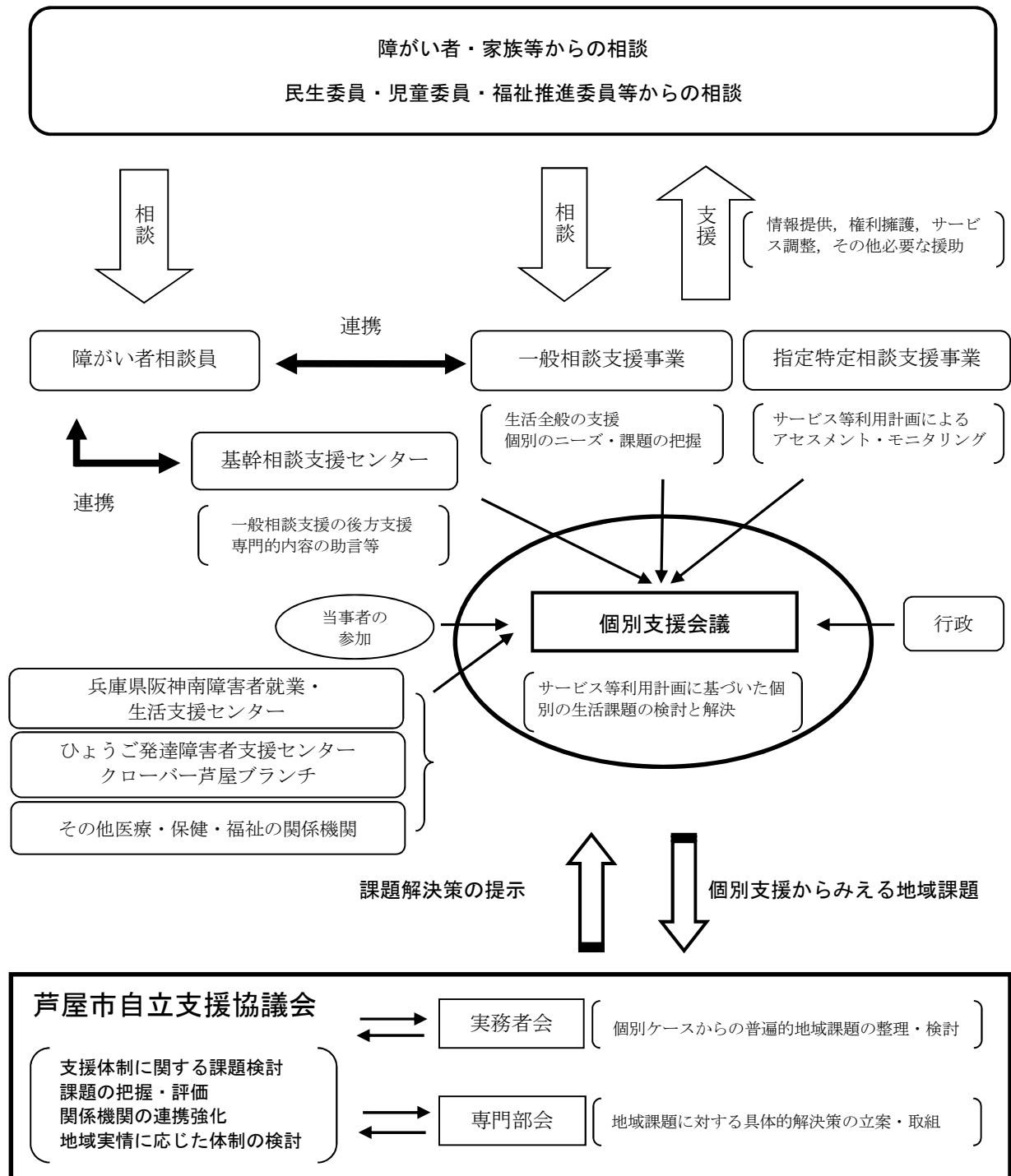
さらに、複雑化・困難化する生活課題や相談内容等に対応し、一体的な支援を提供できるよう、市役所内や関係機関、地域等との連携を推進し、他機関協働による包括的な相談支援体制の整備を進めます。

取組	内 容	所管課等	方向性
相談支援事業の実施	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会	充実
自立支援協議会の開催	地域課題の抽出や障がいのある人等への支援体制に関する課題について対応策の検討、関係機関とのネットワークの構築など地域の実情に応じた体制の整備に向け、支援を行います。	障がい福祉課	継続
地域づくりのためのネットワークの充実	社会資源や福祉ニーズの把握、地域の連携づくり等に取り組み、地域住民が主体となって地域課題の解決や地域の見直しの場として活用できるよう、社会福祉協議会と連携して地域発信型ネットワークの充実を目指します。	地域福祉課 社会福祉協議会	充実
民生委員・児童委員との連携	地域に暮らす障がいのある人への相談支援が円滑に行われるよう、芦屋市障がい者基幹相談支援センターが中心となり、民生委員・児童委員に対して研修を実施していきます。また、緊急・災害時要援護者台帳登録者の見守り活動に必要な情報の提供を行っていきます。	地域福祉課 (障がい福祉課)	継続
障がい者基幹相談支援センター機能の充実	障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。 地域の相談支援体制の強化を図るため、様々な機関に対して研修等を実施していきます。	障がい福祉課 社会福祉協議会	充実



	<p>入所施設・病院からの地域移行支援・地域定着支援の促進に取り組みます。また、病院等に対して地域移行支援が円滑に進むよう普及啓発を実施していきます。</p> <p>権利擁護支援センターと連携し、障がい者虐待防止のための研修会を実施していきます。</p>		
計画相談支援サービスの実施	<p>障がいのある人・障がいのある児童の様々なニーズに応じた福祉サービスを提供し、総合的かつ継続的な支援を行うため、「サービス等利用計画書」等の書類を作成し、障がいのある人のサービス利用を支援します。</p> <p>「計画相談支援」「地域相談支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。</p>	障がい福祉課 子育て推進課	継続
包括的相談支援体制の充実	<p>「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制の整備について、第4次地域福祉計画の策定及び推進と一体的に取り組むとともに、属性や世代に捉われない包括的な支援ができるよう、相談支援機関の連携を強化します。</p>	地域福祉課	充実
若年性認知症の人への支援	<p>自立支援医療の給付や障がい福祉サービスにおける就労支援など、状態に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、本人及びその家族への相談・支援体制を強化します。</p>	障がい福祉課 高齢介護課	新規
介護保険制度への円滑な移行	<p>関係機関と連携し、障がいのある人の介護保険制度への移行が適切に行えるよう、芦屋市独自のグランドルール（支援体制）を構築します。また、※共生型サービスについて、ニーズの把握に努めるとともに、サービス導入に係る課題を整理し、市内事業者と連携した取組を推進します。</p>	障がい福祉課 高齢介護課	新規

■ 芦屋市相談支援体制図



## 2 障がい福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

本市では、これまで障がいのある人の地域生活を支えるサービスとして、訪問系、日中活動系、訓練・就労系、居住系、地域生活支援サービスや地域生活支援事業、自立支援医療の給付などの確保充実に努めてきました。平成30年12月には、障がいのある人、高齢者、子育て世代の様々なニーズに対応するとともに、すべての世代が交流できる拠点として、高浜町ライフサポートステーションが開設され、グループホーム、短期入所、就労継続支援A型・B型事業所、放課後等デイサービス等の障がい福祉サービスが提供されています。

アンケート調査等からは、就労継続支援A型・B型、就労移行支援、就労定着支援といった就労に関するサービスや共同生活援助（グループホーム）のニーズが高く、社会参加や将来的な住まいの確保に向けたサービスの充実が求められています。インタビュー調査では、生活介護や短期入所（ショートステイ）、移動支援事業などの充実が求められており、短期入所（ショートステイ）については、家族介護者のレスパイトの観点からもニーズが高くなっています。そして、在宅の障がいのある人に対する日常生活及び社会生活を営む上での、居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等に引き続き努めていくことが求められます。さらに、障がい児通所支援の利用は年々増加傾向にあり、今後も支援の充実が求められます。

また、障がい福祉サービスの充実にあたり、サービス事業所における人材の確保・育成が課題となっており、サービス事業所等への支援が必要です。

### 【今後の方向性】

各種サービス提供事業所等と連携し、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や地域生活支援事業等の障がい福祉サービス等の基盤整備・充実を図るとともに、生活安定のための経済的支援や日常生活への支援、公共交通機関に関する割引制度をはじめとする各種負担の軽減策等を行い、障がいのある人の地域での生活を支えるためのサービスの充実に取り組みます。在宅生活を支えるサービスの充実に向けては、在宅の重症心身障害児者や重度身体障害児者への経済的支援にも新たに取り組みます。障がいのある人本人への支援に加え、家族介護者への支援も見据えたサービスの充実を図ることで、障がいのある人が地域で安心して過ごせるよう努めていきます。また、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、日中活動の場の充実や身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練（機能訓練及び生活訓練）の充実を図っていきます。さらに、障がいのある児童の健やかな育成支援のため、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるよう、障がい児通所支援等の充実に取り組みます。

これらの地域の生活を支える障がい福祉サービスの展開に当たり、関わる人材の確保及び育成が

併せて求められます。サービス提供事業所等が必要な人材を確保し、専門性向上に向けた育成に取り組めるよう、研修の実施や障がい福祉現場の魅力発信など、サービス提供事業所等への支援充実に取り組みます。あわせて、サービス提供事業所におけるICT化等業務効率化を図るための支援策を検討するとともに、各機関が連携しノウハウや資源、必要な情報を共有できるシステムの構築などネットワーク強化を図ります。さらに、地域生活支援拠点である高浜町ライフサポートステーションの運用状況の検証を行い、機能充実に取り組みます。

また、今期計画では、新たに成果目標として障がい福祉サービス等の質の向上が位置付けられており、サービスの質向上に向けた取組、及び取組を推進する体制整備を検討していきます。

### (1) 自立支援給付・地域生活支援事業

取組	内 容	所管課等	方向性
訪問系サービスの実施	障がいのある人が家庭において自立した日常生活を営むことができるよう、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障がい福祉課	継続
日中活動系サービス及び訓練・就労系サービスの実施	障がいのある人の地域における日中活動の場となる「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「短期入所」「生活介護」「療養介護」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障がい福祉課	継続
居住系サービスの実施	障がいのある人の地域における居住の場として、「共同生活援助」「施設入所支援」「自立生活援助」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	障がい福祉課	継続
障がい児支援サービスの実施	障がいのある児童が地域で適切にサービスを受けられるよう「放課後等デイサービス」「児童発達支援」「保育所等訪問支援」「医療型児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。	子育て推進課	継続
計画相談支援サービスの実施（再掲）	障がいのある人・障がいのある児童の様々なニーズに応じた福祉サービスを提供し、総合的かつ継続的な支援を行うため、「サービス等利用計画書」等の書類を作成し、障がいのある人のサービス利用を支援します。	障がい福祉課 子育て推進課	継続

	「計画相談支援」「地域相談支援」の各サービスの提供と基盤整備を進めます。		
地域生活支援事業の実施	障がいのある人が、その有する能力と適性に応じて、自立した日常・社会生活を営むことができるよう「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動支援事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」等の必須事業に加え、その他任意事業として「日中一時支援事業」「生活訓練事業」「更生訓練費給付事業」等を実施し、障がいのある人や介助者の地域生活を支援するサービスの充実を図ります。	障がい福祉課	継続
補装具事業の実施	障がいのある人の身体機能を補完又は代替することで日常生活をしやすくするため、補装具の給付等を行い、それに係る経費を助成します。	障がい福祉課	継続
自立支援医療の給付	障がいのある人の身体の機能障がい除去又は軽減するために行う手術等の治療に係る医療費や通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費の一部を給付します。	障がい福祉課	継続

## (2) 障がい福祉サービス提供基盤の確保

取組	内 容	所管課等	方向性
障がい福祉サービス提供事業所への人材確保・人材育成支援	関係機関と連携し、イベントや研修の開催等、障がい福祉サービス提供事業所における人材確保・人材育成のための支援を実施します。	障がい福祉課	新規
障がい福祉サービス提供事業所における業務改善等支援	障がい福祉サービス提供事業所における業務改善や関係機関との情報連携に向けた支援を実施します。	障がい福祉課	新規
芦屋市社会福祉「友愛」基金による社会福祉活動に関する助成	市内における施設基盤の充実を図る観点から、社会福祉法人が市内に社会福祉施設を建設するための借入資金に係る利子に対する助成（補助率 1/4）を行います。	地域福祉課	継続
「はんしん自立の家」運営費の補助	介助者等の緊急時における受け入れ先確保の観点から、阪神7市1町の共同事業である	障がい福祉課	継続

	「はんしん自立の家」のショートステイ事業に対し、運営補助を行います。		
社会福祉法人阪神福祉事業団への補助	障がいのある人が安心してケアを受けることができる施設を確保する観点から、社会福祉法人阪神福祉事業団が運営する知的障害者支援施設の運営費の一部を助成します。	障がい福祉課	継続
みどり地域生活支援センターの運営	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、障がい者の福祉の増進を図るため、生活介護や短期入所の障がい福祉サービスの実施、喫茶や夏祭り等地域に開かれた障がい者支援施設として運営を行います。	障がい福祉課	継続
障がい児機能訓練事業等の実施	保健福祉センターにおいて、機能訓練の必要な児童に対し、理学療法、作業療法、言語聴覚療法を実施します。また、水中運動による身体機能向上を目的とした水浴訓練を実施します。	障がい福祉課	継続
地域生活支援拠点等の機能の充実	相談や社会生活の体験の機会や場の確保、緊急時の受入れ・対応、人材の確保・養成や連携等の推進、地域の体制づくりを総合的に支える拠点における機能の充実に向けて運用状況の検証・検討を行います。	障がい福祉課	充実

### (3) 障がいのある人の生活を支援するサービス

取組	内 容	所管課等	方向性
各種障がい者手帳の交付	障がいのある人の自立更生、社会参加の促進、福祉の向上を図ることを目的に、身体障害者福祉法、兵庫県療育手帳制度要綱、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、各種手帳の交付を行います。	障がい福祉課	継続
各種手当・給付金等の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」「介護手当」「重度心身障害者特別給付金」等の各種手当・給付金を支給し、在宅で生活する障がいのある人の経済的負担の軽減・所得の確保に努めます。	障がい福祉課	継続
心身障害者扶養共済制度の周知	保護者に万が一のことがあった場合に、残された障がいのある人に年金を支給し、経済面の	障がい福祉課	継続

	安定化を図ることを目的とする心身障害者扶養共済制度の周知を図ります。		
生活福祉資金の貸付	障がいのある人がいる世帯に対し、安定した生活を営めるようにするため、目的別資金の貸付を行います。	社会福祉協議会	継続
税の軽減等の実施	障がいのある人の経済面の安定化を図るため、軽自動車税や市民税の減免措置、市民税の障害者控除・非課税措置などを行います。	課税課	継続
軽・中度難聴児補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽・中度難聴児の言語の習得、教育等における健全な発育を支援するため、補聴器購入費用等の一部助成を行います。	障がい福祉課	継続
包括的相談支援体制の充実（再掲）	「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制の整備について、第4次地域福祉計画の策定及び推進と一体的に取り組むとともに、属性や世代に捉われない包括的な支援ができるよう、相談支援機関の連携を強化します。	地域福祉課 （障がい福祉課）	充実
各種負担軽減策の周知	障がいのある人の社会参加の促進や経済面における負担軽減を図るため、NHK放送受信料や下水道使用料、社会教育施設観覧料の減免等について周知します。	障がい福祉課	継続
小児慢性特定疾患児日常生活用具等給付事業の実施	小児慢性特定疾患児を対象に、居宅生活支援として、日常生活用具等給付事業を実施します。	健康課	継続
はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術費の助成	障がいのある高齢者の健康と福祉の増進を図るため、はり・灸・あんま・マッサージ・指圧施術に要する費用の一部を助成します。	障がい福祉課	継続
在宅重症心身障害者（児）訪問看護支援事業の実施	在宅の重症心身障害者で、継続して療養を受ける必要がある方に対し、訪問看護に係る自己負担額の一部を助成します。	障がい福祉課	新規
重度身体障害者（児）訪問リハビリ利用料助成事業の実施	脳性まひ等による肢体不自由の障がいのある人で、訪問看護ステーションによる訪問リハビリを利用した方に対し、訪問リハビリに係る自己負担額の一部を助成します。	障がい福祉課	新規
福祉施設等通園（通学）費の補助	すくすく学級通級児や市外の訓練施設等への通所者に対し、交通費の補助を行います。	子育て推進課 障がい福祉課	継続

#### (4) 障がいのある人の外出を支援するサービス

取組	内 容	所管課等	方向性
タクシー利用料金等の助成	障がいのある人の通院及び社会参加の促進を図るため、タクシー利用券の交付やガソリン費用の一部助成を行います。	障がい福祉課	継続
公共交通料金等の負担軽減の周知	障がいのある人の外出にかかる料金等の負担を軽減し、社会参加の促進を図るため、鉄道、汽船、バス、国内航空運賃や有料道路通行料金の割引や自転車駐車場使用料の減免等について周知を図ります。	障がい福祉課	継続
補助犬貸付事業の周知と施設等への啓発	補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を必要とする障がいのある人に、兵庫県身体障害者補助犬貸付事業の周知を図ります。また、交通機関や公共施設、大型店舗、民間施設などにおいて補助犬の同伴が円滑に行えるよう、関係機関や商工会等を通じた啓発に取り組みます。	障がい福祉課	継続



### 3 障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応

#### 【現状と課題】

本市では、平成30年3月に「第3次芦屋市健康増進・食育推進計画」を策定し、※ライフステージごとの健康づくり等の施策を推進しています。計画の中では、妊娠中の健康管理や乳幼児健康診査において、発達の遅れや障がい疑われる乳幼児を早期発見・早期対応・早期療育につなぐための関係機関の連携と支援体制の強化に取り組んでいます。また、成人期においては、生活習慣病等の疾病による障がいの発生や悪化を予防するため、健康診査及び保健指導、健康教育の充実に努めています。障がいの原因となる疾病の予防とともに、早期発見・早期対応により、障がいを軽減するためにも、保健・医療・福祉の連携による体制の充実が引き続き必要となっています。

また、本市では、発達障がいに関する相談・支援ニーズが増加しており、相談支援、発達支援等の支援体制の一層の充実が求められています。発達障がいの2次障がいとして精神障がいを抱える人も多いこともあり、早期発見・早期対応が重要です。

#### 【今後の方向性】

障がいの原因となる疾病の予防、早期発見につながる健診体制の充実、健康管理に関する情報提供、健康教育等を継続して実施します。早期発見から適切な対応ができるよう、保健・医療機関や相談支援事業、当事者団体等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

また、増加する発達障がいへの支援ニーズに対応するため、療育相談支援の一層の充実を図るとともに、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し必要な知識を身につけ、適切な対応ができるよう相談・指導など家族への支援にも取り組みます。さらに、教育機関や医療機関などの関係機関と連携を図り、発達障がいへの早期対応・早期支援に努めます。

また、精神的ストレスやこころの病等から引きこもりになった人などに対しても、必要な支援を早期に提供できるよう、若者相談センター「アサガオ」をはじめとした相談窓口などの関係機関等と連携を図ります。

#### (1) 乳幼児期

取組	内 容	所管課等	方向性
妊産婦健康教育・相談の実施	○妊婦に対し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう、妊婦相談やプレおや教室（沐浴クラス・パパママクラス）などの各種教室において、適切な教育・指導を行います。 ○母子健康手帳交付時に妊婦の相談に対応	健康課	継続

	<p>し、必要な時に他機関を紹介したり、継続して相談支援を行います。</p> <p>○出産後に家族等から十分な家事及び育児のサポートを受けることが困難で支援が必要な産婦に対し、産後ケア事業を実施し、継続して周知を行います。</p> <p>○不育症治療を受ける対象者に対し、早期受診・治療の促進及び経済的負担の軽減を図るため、不育症治療支援事業を実施し、継続して周知を行います。</p>		
妊婦健康診査費助成事業の実施	<p>妊娠中の健康診査の受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、妊婦健康診査費の一部を助成します。</p>	健康課	継続
母子保健訪問指導の実施	<p>○新生児や乳幼児の養育上必要な事項の指導や、発達上の相談、課題の早期発見・対応を図るため、「新生児訪問（生後28日まで）」「未熟児訪問」及び「こんにちは赤ちゃん訪問（生後4か月まで）」「家庭訪問（就学前の乳幼児）」を実施します。</p> <p>○未熟児養育医療申請者に対して、健やかな成長発達が促されるよう、全戸訪問を実施します。</p>	健康課	継続
乳幼児健康診査の実施	<p>子どもの発達上の課題の早期発見を図り、子どもの健全な育成を促すため、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児に対し乳幼児健康診査を実施し、必要に応じて相談や指導、その後のフォローへとつなぎます。</p>	健康課	継続
乳幼児健康診査事後指導の実施	<p>○乳幼児健康診査のアフターフォローとして、初期相談から専門的な相談を行う「こどもの相談」や支援を必要とする子どもへの「コアラクラブ」の実施、「アレルギー教室、相談」「5歳児発達相談」を実施します。</p> <p>○子どもの発達に関する専門的な相談体制の構築について検討するとともに、療育の必要な子どもに対する情報提供・教育・指導を行います。</p>	健康課	継続

健康教育・健康相談の実施	子どもの健全な育成を促すとともに、保護者の不安軽減を図るため、乳児を育てる保護者を対象に保健師や助産師、栄養士による「育児相談」や保健師と栄養士による「もぐもぐ離乳食教室」等を実施します。	健康課	継続
療育支援相談の実施	障がいのある児童や発達上何らかの心配のある児童等に対し、その障がいの軽減を図ることを目的に、適切な指導を早期に行い、関係機関の連携による支援を行います。また、教育関係機関において、相談内容について情報共有等を行い、就学後の支援が充実するよう体制を整備します。	障がい福祉課 子育て推進課 健康課 学校教育課	継続
発達障がい児・者への支援	○保健福祉センター内の関係機関やひょうご発達障害者支援センタークローバー芦屋ランチと連携を図り支援に当たるとともに、家庭での子どもとの関わり方について同じ悩みを持つ保護者同士がともに学び、一緒に考えていく家庭療育支援講座を開催します。 ○5歳児発達相談事業において、保護者が子どもの特性や関わり方を理解し、子どもに合った子育てができるよう相談・指導を行います。また、小学校就学に当たり不安のある保護者に対し教育相談や学校見学を行い早期に就学予定校との連携を図ります。	障がい福祉課 健康課 学校教育課	継続
思春期などにおける早期発見・早期対応	精神的なストレスやこころの病等からひきこもりや障がいを発症した場合における早期発見・早期対応のため、関係機関との連携を図っていきます。	青少年育成課 障がい福祉課 学校教育課	継続

## (2) 成人期

取組	内 容	所管課等	方向性
保健指導の実施	健康診査等において、指導が必要とされた人に対し、生活習慣の改善を目的とした保健指導を実施します。	健康課	継続
健康チェックの実施	市民の主体的な健康づくりを促進するため、30歳以上の市民に対し、一定の負担のもと	健康課	継続

	「健康チェック」を実施します。		
健康教育・健康相談の充実	<p>○「健康チェック」受診者に対する事後指導として、生活習慣病を予防するための「生活習慣みなおし教室」を開催します。</p> <p>○市民の健康づくりを支援するため、健康教育、各種相談を実施します。</p>	健康課	継続
訪問指導の実施	<p>○「健康診査」や「健康チェック」等において、訪問による指導が必要な人等に対し、在宅訪問指導を実施します。</p> <p>○糖尿病の重症化予防のため、特定健康診査受診者のうちリスクが高い人に対して、訪問等による保健指導を実施します。</p> <p>○今後、後期高齢者医療健康診査受診者のうち糖尿病等生活習慣病のリスクが高い人に対して、訪問等による保健指導を実施する予定です。</p>	健康課	充実
ひきこもり等若者相談の実施	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり・ニート・不登校などの困難を有する若者の自立及び社会参加を支援するために、若者相談センター「アサガオ」を引き続き実施します。	青少年愛護センター 障がい福祉課	継続

## 4 医療関連施策の充実

### 【現状と課題】

本市では、障がいのある人が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療や福祉医療費助成事業など各種医療費の助成を行うとともに、障害者総合支援法に基づく自立支援給付や介護保険制度による機能訓練等サービスを提供しています。

一方、インタビュー調査等では、障がいのある人でも診察を受けやすい仕組みの整備やリハビリテーションの充実などが求められています。障がいのある人が地域の中で安心して暮らすには、必要ときに必要な医療を受けられる環境が整備されていることは重要となります。

平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病等が加わり、その後も対象疾病の範囲が広がっています。関係機関と連携し、障がい福祉サービス、相談支援等の提供に取り組んでおり、引き続き難病患者に対して相談支援や在宅療養上の適切な支援を提供できるよう体制の充実が求められます。また、医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう体制の構築が必要です。

### 【今後の方向性】

障がいのある人が身近な地域で適切な医療・リハビリが受けられるよう、医療機関との連携を強化し、医療関連施策の充実を図ります。また、障がい歯科診療や障がい児機能訓練事業を継続して実施します。

また、医療的ケア児への支援充実に向け、福祉、保健、医療、教育、保育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関する※コーディネーターの配置の検討を進めます。

取組	内 容	所管課等	方向性
自立支援医療の給付 (再掲)	障がいのある人の身体の機能障がいを除去又は軽減するために行う手術等の治療に係る医療費や通院により精神疾患の治療を受けている人への医療費の一部を給付します。	障がい福祉課	継続
福祉医療費助成事業 の実施	障がいのある人が必要な医療を受けることができるよう、「障害者医療費助成事業」及び「高齢障害者医療費助成事業」について、安定的な制度運用のもとに実施し、継続して周知を行います。	地域福祉課	継続

障がい児機能訓練事業等の実施（再掲）	保健福祉センターにおいて、機能訓練の必要な児童に対し、理学療法，作業療法，言語聴覚療法を実施します。また，水中運動による身体機能向上を目的とした水浴訓練を実施します。	障がい福祉課	継続
障がい歯科診療の実施	保健福祉センター内の芦屋市歯科センターにおいて，毎週木曜日に障がいのある人に対して，歯科診療を実施します。	健康課	継続
地域における医療的ケア児の支援体制の整備	医療的ケア児の支援に携わる各分野（福祉，保健，医療，教育，保育）の関係機関等が協議及び連携し，地域における医療的ケア児とその家族に係る課題や対応策の検討を行い，支援体制を整備します。	子育て推進課 障がい福祉課 健康課 学校教育課	新規

## 5 障がいに応じた情報提供の充実

### 【現状と課題】

本市では、障がいのある人が地域で生活していくための必要な情報を入手することができるよう、障がい福祉課窓口到手話通訳者を1名配置し、聴覚障がい者の相談業務などを行っています。また、市の広報紙などの発行に併せ、点字版及び音訳版の発行を行い、視覚障がいのある人の情報入手手段の確保を図っています。さらに、「障がい福祉のしおり」やホームページにおいてサービス内容の周知を行うとともに、令和元年度からは障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」を開設し、市内で開催のイベントや講座等の案内、事業所や障がい者団体等の紹介を行っています。

アンケート調査等によると、住みよいまちとするために必要なこととして、市役所からの福祉に関する情報提供を求める回答が多くなっています。国の第4次障害者基本計画においても、障がいの特性に配慮した情報※アクセシビリティの向上（情報などの利用しやすさ）が示されており、ICTの利活用も含めたコミュニケーション手段の充実などが求められます。アンケート調査では、情報入手手段として、携帯電話・スマートフォンの回答率が増加しており、多様なツールによる情報提供に取り組むことが必要となります。

また、困ったときの相談先として、医療機関やサービス提供事業所、教育機関などの回答が多くなっており、行政のみではなく、これらかわりの深い機関等からの情報提供を充実していくことも重要となります。

### 【今後の方向性】

障がいのある人の情報入手やコミュニケーション手段を確保するため、障がい福祉課窓口における手話通訳者の配置及び手話通訳者・要約筆記者の派遣、点字広報・声の広報の発行などによる情報提供とコミュニケーション手段の確保の支援を引き続き進めていきます。また、「あしやねっと♪」を活用し、効果的に情報発信を行うとともに、スマートフォン等による情報入手の増加にあわせ、SNSの活用も含めた多様な媒体やツールによる情報提供に一層取り組みます。さらに、手話通訳奉仕員等の養成を行うことで、情報提供手段の充実を図っていきます。

取組	内 容	所管課等	方向性
意思疎通支援事業の実施	聴覚障がい者・視覚障がい者の情報入手やコミュニケーション手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、「手話奉仕員の養成」「手話通訳者・要約筆記者の派遣」「点字広報・声の広報の発行」「障が	障がい福祉課	継続

	い福祉課窓口における手話通訳者の設置」などを意思疎通支援事業として実施します。		
「障がい福祉のしおり」の発行	手帳取得者等へ利用できる福祉サービスや制度などの情報を提供・周知するため、障がい者施策全般を紹介した冊子「障がい福祉のしおり」を年1回発行し、手帳取得時などに説明・配布を行います。	障がい福祉課	継続
情報・意思疎通支援用具の給付	意思伝達装置、点字器、人工喉頭、障がい者向けのパソコン周辺機器やアプリケーションソフトなど、障がいのある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具等の給付を行います。	障がい福祉課	継続
「あしやねっと♪」による情報提供	障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」を活用し、市内で開催されているイベント・講座等の案内、事業所・障がい者団体等の紹介など障がい福祉に関する様々な情報を発信します。	障がい福祉課	新規
多様な機関・団体等への情報提供	障がいのある人が様々な機会や場を通じて、制度や福祉サービス等に関する情報を入手できるよう、サービス提供事業所や医療・教育などの関係機関、障がい者団体等へ自立支援協議会などを通じ、情報提供を行います。	障がい福祉課	継続



## 重点プロジェクト：障がい者基幹相談支援センター機能の充実

### ■ 課 題

アンケート調査結果やインタビュー調査から、相談員の専門性の向上、多職種連携の必要性等相談支援体制の充実が求められています。その背景には、相談支援の現場において、複合的な課題を抱える対象者の増加が考えられますので、包括的相談支援体制を含めた相談業務の充実を図る必要があります。

### ■ 施策の方向

専門的な相談支援、相談支援事業所への後方支援等、地域における相談支援の中核的な役割を担っている障がい者基幹相談支援センターの機能を充実させ、個別支援及び地域課題解決の取組、地域の相談支援体制の強化及び人材育成のための研修事業の展開などを図ります。

### ■ 実施事業

事業名	障がい者基幹相談支援センター機能の充実
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。</li> <li>○地域の相談支援体制の強化を図るため、様々な機関に対して研修等を実施していきます。</li> <li>○入所施設・病院からの地域移行支援・地域定着支援の促進に取り組みます。また、病院等に対して地域移行支援が円滑に進むよう普及啓発を実施していきます。</li> <li>○権利擁護支援センターと連携し、障がい者虐待防止のための研修会を実施していきます。</li> </ul>

## 第2節 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

### 1 広報啓発活動の充実

#### 【現状と課題】

本市では、障がいに対する市民や地域の理解を促進するために、「広報紙」「ホームページ」等の活用や、障がい者問題や障がいに対する理解の促進を図っています。また、障害者週間（毎年12月3日から9日）に合わせ、「広報あしや」において、障がい理解の促進・啓発を行っています。従来の広報媒体に加え、ポータルサイト「あしやねっと♪」や市公式 Facebook 等の多様な媒体の活用による、啓発やイベント等の周知に努めています。

しかし、依然として障がいへの理解が進んでいるとはいええない現状があります。また、障がいのある人の生活の場や働く場、日中活動等の場など、共に活動できる環境を整備・拡充していくためには、地域の理解が必要不可欠となっており、広報・啓発活動の一層の推進が課題となっています。

#### 【今後の方向性】

市民に対し、障がいの理解を促進するため、「広報紙」「ホームページ」等については周知を図る重要なツールとして、広報の仕方や取り上げ方について検討し、効果的な周知・啓発を進めていきます。また、ポータルサイト「あしやねっと♪」や市公式 Facebook 等も効果的に活用することで、幅広い層への周知・啓発を推進します。

取組	内 容	所管課等	方向性
広報誌・ホームページ等による啓発	地域生活において障がいのある人が安心して暮らせるよう、障がいへの理解を促進するため、「広報あしや」や市のホームページ等の広報媒体を活用した啓発を推進します。	障がい福祉課 広報国際交流課	継続
マスメディア・SNSによる広報啓発活動	マスメディアを積極的に活用し、障がいに関する情報について、市民への周知・啓発に努めます。また、Facebook等のSNSを通じて市民への周知・啓発にも努めます。	障がい福祉課 広報国際交流課	継続
「あしやねっと♪」を活用した障がいに関する普及啓発	障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」を活用し、「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」に関する取組等、障がいに関する普及啓発を実施します。	障がい福祉課	新規

## 2 一貫した教育支援体制の構築

### 【現状と課題】

本市では、乳幼児期から適切な療育及び訓練が行えるように市立すくすく学級において、児童発達支援事業を実施し、心身障がい児の早期療育訓練を提供しています。また、インクルーシブ教育・保育事業を実施することにより、就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達が促進されるよう取り組んでいます。

就学期については、小・中学校においては通常学級に在籍する障がいのある児童生徒に対しても必要に応じて個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、指導を行っています。また、保健福祉センター内に特別支援教育センターを設置し、保健・福祉等関連部局との連携を図っています。

アンケート調査などから「教員などの指導力の向上や障がいへの理解」「障がいのある児童・生徒の個々の状況に合わせた指導内容やカリキュラム」、「周囲の児童・生徒、保護者の障がいへの理解」、「インクルーシブ教育・保育の充実」など障がい児に対する理解や個々の状況にあった指導、インクルーシブ教育・保育の充実が求められており、教員の資質の向上や支援計画の内容充実及び周囲の障がいに対する理解が課題となっています。

また、就学先となる学校園や保育所の受け入れ体制の充実と障がいのある生徒の後期中等教育における進路先の周知は重要となります。

そのためにも、地域の関係機関等と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した支援を身近な場所で提供する体制構築が必要となります。

### 【今後の方向性】

障がい児の早期療育・保育体制をより一層充実させるため、関係機関と連携し、受け入れ体制のさらなる充実を図るとともに、「個別支援計画」に基づき、配慮を必要とする子どもへの適切な支援を行います。要支援児童等教育支援委員会や就学サポート連携推進事業により、障がいのある子どもが円滑に就学できるよう、引き続き取り組みます。

また、学校園でのインクルーシブ教育のさらなる充実に取り組むとともに、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携強化を図り、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない一貫した指導、支援を提供できるよう体制の充実に取り組みます。具体的には、特別支援教育センターの機能の充実を図り学校園への支援を強化するとともに、個別の年間指導計画等の作成や補助指導員の効果的な配置等により、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた指導、支援を行います。また、保護者ととも支援者が連携を図り、切れ目のない支援を提供できるよう\*サポートファイルの有効活用に向けた取組を進めます。さらに、障がいを正しく理解し学校現場で障がいのある子どもに対する適切な指導などができるよう、教職員の研修を充実させます。

## (1) 乳幼児期における療育・保育等

取組	内 容	所管課等	方向性
療育支援の実施	発達に課題のある児童に適切な療育及び訓練等を提供するため、市立すくすく学級において児童発達支援事業の提供を行います。	子育て推進課	継続
インクルーシブ教育・保育事業の実施	就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達が促進されるよう取り組みます。	子育て推進課 学校教育課	継続
市立すくすく学級における日中一時支援事業の実施	日中、障がいのある幼児等に活動の場を提供し、家族の一時的な休息時間を確保するため、日中一時支援事業を実施します。	子育て推進課	継続

## (2) 特別支援教育の推進

取組	内 容	所管課等	方向性
要支援児童等教育支援委員会の実施	障がいのある幼児児童生徒の適正な就学指導を行うとともに、就学後の適応状況についても追跡調査を行い、個に応じた多様な教育的ニーズに対応します。	学校教育課	継続
就学サポート連携推進事業の実施	「就学のための教育連携連絡会」を定期的に関催し、教育上、配慮を要する幼児の円滑な就学等への対応を図るとともに、保育所、幼稚園、小学校、関係機関が連携して情報交換する連携システムを確立します。	学校教育課	継続
特別支援教育センターの充実	芦屋市における特別支援教育の充実と保護者や学校園と連携を図るため、専門指導員による巡回指導、教育相談を実施し、保護者や学校園への支援機能の充実を図ります。	学校教育課	継続
校内支援体制の整備	特別支援教育コーディネーターを中心として、校内委員会において、個に応じた支援の在り方についての共通理解や検討を行うとともに、特別支援教育センターと連携し、支援体制の充実を図ります。	学校教育課	継続
障がいの状態に応じた学習指導	障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた支援を行い、主体的	学校教育課	継続

	に生活を営む力を育むことができるよう、個別の年間指導計画・教育支援計画・指導計画を作成し、これらに基づいた支援や指導等の充実を図ります。		
指導補助員の配置	生活面、学習面で支援が必要な幼児児童生徒に、一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた効果的な指導、支援を行うために、介助員、支援員、ボランティア等の指導補助員を効果的に配置します。	学校教育課	継続
専門指導員派遣委託事業の実施	障がいのある幼児児童生徒の保護者への相談・支援、教職員に対する障がいに応じた適切な指導方法等の助言のため、専門指導員を派遣します。また、発達段階に応じた保護者、幼児児童生徒への直接的な支援講座を開催し、支援の必要な幼児児童生徒の指導、支援の充実を図ります。	学校教育課	継続
進路指導の充実	義務教育終了後の進路について、多様な進路先の選択が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所等の進学や就労に関する機関との連携を密にし、支援の充実を図ります。	学校教育課	継続
教育施設の点検・整備	学校園施設を誰もが安心・安全に利用できるよう、バリアフリー化を進めます。	教育委員会 管理課	継続
サポートファイルの普及啓発	保護者と共に支援者が連携を図り、切れ目のない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行います。	障がい福祉課 子育て推進課 健康課 学校教育課	継続

### 3 福祉教育の推進

#### 【現状と課題】

本市では、子どもの頃から命と人権を大切にする精神や相手に対する思いやりなど福祉の心を育むため、学校園において総合的な学習や道徳教育、「トライやる・ウィーク」などの特別活動を実施しています。また、公民館など社会教育施設を中心に人権や福祉について学習する講座を行うなど、市民の福祉意識・人権意識の向上に努めています。

学校園における福祉教育の取組により、子どもにおける障がいに対する理解は進みつつありますが、インタビュー調査などから、子どもだけでなく地域全体での障がいに対する理解を一層進めることが求められています。

今後も、障がいのある人もない人も共に生きる社会を実現する上で、また、豊かな人権文化に満ちた社会づくりを目指す上で、子どもの頃から福祉意識・人権意識を育む教育の充実と、地域住民や行政機関、事業所、関係機関など地域全体に対し、人権や福祉について学ぶ機会の充実を図ることは重要な課題となります。

#### 【今後の方向性】

各学校で実施されている道徳教育や特別活動、総合的な学習の時間を通じて、人権の大切さや障がいのある人に対する理解を深めるとともに、思いやりや助け合いなど福祉の心を育む教育を推進します。また、家庭・地域・職場など市民の身近な日常生活の中で、障がいのある人の問題や人権、福祉について学ぶことができる場の充実や、行政機関や教育機関をはじめとした各機関の職員に対する研修の充実にも努め、地域全体での障がいに対する理解を一層進めます。

また、障がいのあるなしにかかわらず児童生徒が共に相互理解を深めるため、障がいのある人への理解を深めるための啓発冊子などを活用するとともに、特別支援学級と通常学級との交流や兵庫県立芦屋特別支援学校との交流について積極的に推進していきます。あわせて、障がいのある人への理解を深めるため、啓発冊子や車いす、アイマスクなど福祉に関する資料等を活用し、理解の促進を図ります。

#### (1) 学校教育

取組	内 容	所管課等	方向性
道徳教育の推進	道徳副読本の活用や、他者と交流する体験活動、課題解決学習等を通じて共生社会に生きる上で必要な道徳的実践意欲と態度、道徳的心情、道徳的価値判断を育みます。	学校教育課	継続

啓発冊子の活用	学齢期の児童を中心に啓発冊子を活用した学習機会を設け、障がいへの理解促進を図ります。	学校教育課	継続
特別活動の推進	トライやる・ウィークや学校園行事をはじめとした特別活動を通じて、障がいのある児童生徒との交流を積極的に行い、障がいのある人との交流を積極的に行い、障がいに対する理解を深めるとともに、思いやりや助け合いの心を育みます。	学校教育課	継続
総合的な学習の時間の活用	体験的な学習や地域人材の活用など実感のある学習を通して、障がいや人権についての正しい認識と理解の促進を図ります。	学校教育課	継続
教職員を対象とした研修	教職員が障がいについて、正しい理解と支援が行えるよう、障がい理解や特別支援教育に関する研修を行い、教職員の指導力を高めます。	打出教育文化センター	継続

## (2) 社会教育

取組	内 容	所管課等	方向性
各種講座・教室の開催	地域に暮らす市民が障がいや人権について、理解を深めることができるよう出前講座や各種講座・教室の開催等学習機会の拡充に努めます。	生涯学習課	継続
福祉教育活動への支援	車いす、アイマスクなど福祉に関する資料等の貸出しや情報提供に努めるとともに、各種講演会や講座・教室・研修会など、地域における福祉教育活動の促進を図ります。	社会福祉協議会	継続

## 4 交流活動の充実

### 【現状と課題】

本市では、これまで障がいのある人とのふれあいを通じて互いの理解を深め合う場として「ふれあい市民運動会」を開催するとともに、学校行事を通じた交流活動などを展開しています。

インタビュー調査等においては、障がいのある人が様々な人と交流でき、地域とのつながりを持つ居場所づくりが求められています。

今後もより多くの市民が障がいのあるなしにかかわらず、共にふれあうことを通じて互いの理解を深めることができるよう、より身近な地域においても多様な交流が図ることができる場を充実させていくことが重要となります。

### 【今後の方向性】

地域とのつながりを増やし、障がいのある人が地域で安心して過ごせるよう、障がいの有無にかかわらず、交流できる新たなイベントの開催や様々な人と交流できる居場所づくりを進めます。また、障がい者団体相互のネットワークを構築し、地域住民と障がいのある人の交流活動の促進を図るとともに、障がいのある人が積極的に地域活動に参加できるよう、地域や団体が行う活動内容の検討・実施を支援します。

取組	内 容	所管課等	方向性
障がいの有無に関わらず交流できるイベントの開催	新型コロナウイルス感染症を機に、これまで実施してきた「ふれあい市民運動会」等の事業を見直し、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに則った事業を検討・実施します。	障がい福祉課	新規
障がいの有無に関わらず交流できる居場所の周知	市内外で障がいのある人もない人も集うような居場所を見出していき、障がいのある人等に周知します。	障がい福祉課	新規
地域との交流	○社会福祉協議会や関係各課とも連携を図りながら、障がいのある人との交流活動を促進します。 ○地域交流拠点を設置し、相談やイベントなど地域との交流を深めます。 ○芦屋特別支援学校との交流等、地域社会における交流の機会の更なる促進を行います。	社会福祉協議会 学校教育課	継続



みどり地域生活支援センターの運営（再掲）	障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援し、障がい者の福祉の増進を図るため、生活介護や短期入所の障がい福祉サービスの実施、喫茶や盆踊り等地域に開かれた障がい者支援施設として運営を行います。	障がい福祉課	継続
当事者の組織化及び当事者組織の運営支援	保健福祉センターを活用した活動の場の提供を行いながら、当事者の組織化促進や運営支援を行います。	障がい福祉課 社会福祉協議会	継続

## 5 地域福祉活動の促進

### 【現状と課題】

本市では障がいのある人の地域生活を、住民同士の助け合いや支え合いにより支援していくため、社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動センターにおいて手話・要約筆記などの養成講座の開催やボランティアの調整など、ボランティアの養成と人材の確保に努めています。一方、「あしや市民活動センター」を中心に、各種ボランティア活動のみならず、市民活動全般における情報提供や団体間等のネットワーク化及びNPOの組織化などの支援を行っています。

また、インタビュー調査等からも、少しの時間の見守りや付き添いをするボランティアを求める声や障がいのある人もない人もお互いが支え合うことを期待する声があり、障がいのある人の生活が少しの支援で充足され、また、サービスの担い手としても活動ができる仕組みづくりが引き続き求められます。

### 【今後の方向性】

ボランティアや地域住民による多様な福祉活動は、障がい者福祉のみならず、芦屋市全体の福祉向上には重要なものとなります。第3次芦屋市地域福祉計画に掲げられているように、“たすけ上手”で“たすけられ上手”な人になり、「All Ashiya（オール芦屋）」の力をあわせて、心地よく暮らせる福祉の創造に向けて取り組みます。

「地域福祉アクションプログラム推進協議会」においては、市と市民による協働の取組を進めるとともに、より多様な市民や主体が参画するよう工夫します。また、社会福祉協議会をはじめ関係機関等と連携し、市内ボランティア活動の周知や活動への支援、及びボランティアの育成に取り組み、障がいのある人が地域の活動の担い手として活躍できるよう地域福祉活動の促進に向けた支援と支援体制づくりの強化を進めます。

取組	内 容	所管課等	方向性
市と市民による協働の取組	市と市民の協働で設置した「地域福祉アクションプログラム推進協議会」において、既存のプロジェクトの推進と、より多くの人々が楽しく参加できる新たな地域活動を展開していきます。	地域福祉課	充実
ボランティア活動支援	○地域福祉活動の促進を図るため、ボランティア活動等への助成を行い、関係機関との連携による効果的なボランティア活動の推進を図ります。 ○ボランティア活動センターの運営により、地域福祉活動への住民の参加促進やボラン	地域福祉課 社会福祉協議会 市民参画課	継続

	<p>ティア活動団体との連携を強化します。</p> <p>○地域福祉活動への支援体制を強化するため、「あしや市民活動センター」と「ボランティア活動センター」との連携を強化し、情報提供や団体間とのネットワーク化、ボランティア等の組織化などの支援の充実を図ります。</p>		
ボランティア活動センターの運営	<p>○社会福祉協議会に設置されているボランティア活動センターの機能強化を図り、福祉ニーズとボランティア活動を結びつけ、地域支援の仕組みを充実させます。</p> <p>○※ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアに関する相談、対応、コーディネートを行います。</p>	社会福祉協議会	継続
ボランティアの育成	<p>関係機関と連携し、手話・要約筆記をはじめ、ニーズに応じたボランティア養成講座を開講し、ボランティアを育成します。</p>	障がい福祉課 社会福祉協議会	継続
障がい者団体への助成	<p>障がいのある人やその保護者の地域における仲間づくり、社会参加や地域生活への支援に重要な役割を果たしている市内の障がい者団体4団体に対し、団体の安定的な運営や活動の充実を図るため、引き続き団体補助金の助成を行います。</p>	障がい福祉課	継続
障がい者団体活動への支援	<p>○広報等を通じた各当事者団体の紹介や団体主催のイベントにおける協力など、組織活動の周知及び支援を行います。</p> <p>○保健福祉センター内に、ボランティア等当事者組織が活動できる場の確保を行い、運営を支援していくとともに、当事者団体との連携を図ります。</p> <p>○ボランティア団体、NPO など他団体とのネットワーク化の支援及び市民活動全般における情報提供等障がい者団体活動を支援します。</p>	障がい福祉課 市民参画課 社会福祉協議会	継続
活動拠点確保への支援	<p>あしや市民活動センター等を活用し、市内で活動する様々な団体の活動拠点を確保します。</p>	市民参画課 社会福祉協議会	継続

## 重点プロジェクト：「あしやねっと♪」を活用した障がいに関する普及啓発

### ■ 課 題

アンケート調査及びインタビュー調査から、障がいに対する地域の理解を高めてほしいという意見や、ICT等を活用した情報提供を充実させてほしいという意見が寄せられています。これまで情報を発信していた広報誌やホームページというツールに加えて、多様な媒体で情報が得られるような取組が求められています。

### ■ 施策の方向

障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」に、障がいに関する普及啓発等の情報についても掲載していきます。

### ■ 実施事業

事業名	「あしやねっと♪」を活用した障がいに関する普及啓発
内 容	障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」を活用し、「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」に関する取組等、障がいに関する普及啓発を実施します。

## 第3節 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり

### 1 就労支援の充実

#### 【現状と課題】

本市では、障がいのある人の雇用が促進されるよう、障がい者雇用・就労に関する啓発活動を行うとともに、公共職業安定所及びサービス提供事業者等との連携を図っています。

また、保健福祉センター内に就労支援員を配置し、阪神南障害者就業・生活支援センターとの連携を強化し、障がいのある人の就労支援の充実を図っており、平成28年の障害者総合支援法改正を受け、平成30年度からは就労定着支援事業を行っています。国においては、就労移行支援事業や就労定着支援事業等の推進により、福祉施設から一般就労への移行及び定着を進めることを求めています。

一方、一般就労が困難な障がいのある人の福祉的就労の場は、働く場としての役割のみならず、障がいのある人の日中の居場所や多くの人とのふれあいの場、相談の場となるなどの役割を担っています。

アンケート調査やインタビュー調査では、職場での障がいのある人に対する理解の促進、障がいの特性に応じた就労先や就労形態の確保、及び職場での相談支援や見守りの充実などが求められており、就労支援のさらなる充実が必要です。また、障がいのある人の就労機会の確保等に向け、就労系サービスを提供する事業所に対する販路開拓等の支援を求める声もあります。

#### 【今後の方向性】

障がいのある人の就労機会の拡大を図るため、企業への啓発、阪神南障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所等との連携・協力体制の強化を図ります。障がいのある人が意欲をもって働けるよう障がいの特性に応じた就労先や、テレワーク等の多様な働き方の確保等に取り組むとともに、障がいのある人の一般就労への移行を目指し、就労移行支援事業や就労定着支援事業等を推進します。また、庁内における授産品販売や保健福祉センターにおける清掃業務等の障がいのある人の就労の場の確保に引き続き努めます。加えて、新たに庁内のカフェスペースにおける障がいのある人の雇用及び市内のサービス事業所等の授産品販売を実施し、販売支援等に取り組みます。

さらに市役所における短期雇用（※チャレンジド雇用）を推進し、障がいのある人が一般就労に結びつくよう支援を行うとともに、短期雇用に加え、常勤職員、会計年度任用職員として、障がいのある人の採用を実施します。

さらに、「\*国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき、調達目標を設定し、障がい者就労施設等からの役務や物品の調達の推進を図ります。

### （１）障がいのある人の雇用機会の拡大

取組	内 容	所管課等	方向性
就労に関する企業啓発活動の推進	<p>○阪神南地域での障害者雇用・就業ネットワーク会議において、市内外の就労系の事業所との意見交換やハローワーク西宮との連携を図ります。</p> <p>○市役所を含めた市内企業に対して、障がいのある人の雇用の周知・啓発を行います。</p> <p>○本市の制度である障害者雇用奨励金の利用促進に努め、障がいのある人の雇用機会の増大及び長期雇用の促進を図るとともに、広報紙等により広く障がいのある人の雇用についての周知・啓発を行います。</p>	障がい福祉課 地域経済振興課	充実
重度障害者多数雇用事業所への支援	障がいのある人の雇用の場を確保するため、重度障害者多数雇用事業所を運営する阪神友愛食品株式会社（コープこうべ及び兵庫県、阪神7市1町の共同出資会社）への運営支援を行います。	障がい福祉課	継続
障害者雇用奨励金支給制度の実施	障がいのある人の雇用機会の増大を図るため、継続して障がいのある人を雇用する事業主に対して、一定期間その賃金の一部を助成します。	地域経済振興課	継続
福祉的就労の場の確保	<p>○一般就労の困難な障がいのある人が、福祉的就労の場（日中活動の場）を確保できるよう、サービス提供事業所との連携を図ります。</p> <p>○地域活動支援センター等については、障がいのある人の地域生活を支援する上で重要かつ多様な役割を担っていることから、国・県の動向を踏まえながら、運営費の補助を行います。</p>	障がい福祉課	継続

保健福祉センターにおける雇用の場の確保	保健福祉センターにおいて、就労支援カフェ（就労継続支援B型）「カシューカシュー」の運営支援、館内の清掃作業等において、障がいのある人の雇用の場を提供します。	福祉センター （障がい福祉課）	継続
※インターンシップの実施	芦屋特別支援学校の実習生を受け入れ、就労に繋がるよう職場体験の場を提供します。	障がい福祉課	継続
就労支援員の配置	保健福祉センター内の阪神南障害者就業・生活支援センターに就労支援員を常勤で配置し、関係機関との連携を行い、障がいのある人の就労促進を図ります。	障がい福祉課	継続
授産品販売コーナーの設置	○市内事業所等の授産品について、市役所及び保健福祉センター等において定期的に販売コーナーを設置し、販売経路拡大のための支援を行います。 ○障害者優先調達推進法の施行に伴い、市内事業所の仕事内容を庁内へ周知を図り、優先発注等の増加を促進します。	障がい福祉課	継続
市役所内カフェにおける障がい者雇用及び授産品等の販売の実施	市役所北館1階のカフェスペースにおいて障がいのある人の雇用及び市内障がい福祉サービス事業所等で作られた授産品の販売を実施します。	障がい福祉課 用地管財課	新規
チャレンジド雇用の実施	障がいのある人の短期雇用を実施することにより、本人の就労に係るスキルの向上、庁内における障がいに対する理解促進を図ります。	障がい福祉課 人事課	充実
障がいのある人の採用	障がいのある人を短期雇用にこだわらず、常勤職員・会計年度任用職員として採用します。	人事課	新規

## （２）就労への支援

取組	内 容	所管課等	方向性
公共職業安定所等との連携	障がいのある人の就労先の確保から就労後も安定して働き続けられるよう、就労支援の充実を図るため、西宮公共職業安定所等との連携を強化します。	障がい福祉課	継続
知的障害者能力開発センターの紹介	障がいのある人の就労に向けた訓練の場を確保するため、知的障害者能力開発センターの	障がい福祉課	継続

	紹介を行っていきます。		
身体障害者高等技術 専門学校及び職業能 力開発校等の紹介	技能・技術者として、社会活動への参加を促進し、障がいのある人の職業の安定化を図るため、職業人として自立を目指す障がいのある人に対し、能力と適正に応じた職業訓練を受けられるよう、職業訓練校等の紹介を行います。	障がい福祉課	継続



## 2 多様な社会参加の場・生きがいの場の充実

### 【現状と課題】

本市では、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション、文化活動などに親しむことができるよう、「ふれあい市民運動会」や「障がい児・者作品展」を開催し、市主催の講演会・イベント等へは手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。さらに、公民館において「阪神南青い鳥学級」「阪神南くすの木学級」を開設し、障がいのある人の学習活動を支援しています。また、こうした活動への参加促進に向け、SNS やホームページの活用などにより、市民への周知に努めています。

障がいのある人の生きがいづくりや障がいのある人への理解を促進するためにも、スポーツ・レクリエーション、文化活動は重要な意義を持っています。国においても、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と力の発揮、社会参加の促進を図ることを目的に、平成 30 年に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定されています。令和元年には、視覚障害者等が読書を通じた文字や活字文化に親しむことができる社会実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律が制定されました。アンケート調査などからも、スポーツ・レクリエーションへの参加が外出目的となる人が多く、スポーツ・レクリエーション、文化活動などの機会の充実と参加しやすい環境を整えることが必要となっています。

### 【今後の方向性】

スポーツ・レクリエーション、文化活動の促進を図るため、生涯学習活動等を行う組織づくりを支援します。また、障がいのあるなしにかかわらず、交流できる新たなイベントの開催や様々な人と交流できる居場所づくりを進め、社会参加の場の創出や生きがいづくりを支援します。障がいのある人が参加しやすく、市民が関心を持って参加するような内容の工夫、及び参加しやすい環境づくりをしていきます。また、障がいのある人の文化・芸術活動の推進に向け、障がい児・者作品展をはじめとした芸術作品の発表機会の充実に取り組み、障がいのある人の文化芸術活動の参加を促進します。さらに、視覚障害者等の読書環境の整備に向けた検討を進めます。

取組	内 容	所管課等	方向性
障がいの有無に関わらず交流できるイベントの開催（再掲）	新型コロナウイルス感染症を機に、これまで実施してきた「ふれあい市民運動会」等の事業を見直し、芦屋市新型コロナウイルス感染症対策公共施設利用ガイドラインに則った事業を検討・実施していきます。	障がい福祉課	新規

障がいの有無に関わらず交流できる居場所の周知（再掲）	市内外で障がいのある人もない人も集うような居場所を見出していき、障がいのある人等に周知していきます。	障がい福祉課	新規
各種スポーツ大会等の周知及び参加支援の推進	障がいのある人のスポーツ活動及び競技スポーツの振興を図るため、兵庫県が実施する各種スポーツ大会や全国スポーツ大会、車いすマラソン大会等の周知と参加支援を推進します。	障がい福祉課	継続
障がい児・者の芸術作品等の発表機会の創出	障がいのある人の文化・芸術活動を促進するため、保健福祉センター等で開催する障がい児・者作品展について、市民への広報や運営などの支援を行います。 障がい児・者作品展に限らず、障がい児・者による芸術作品等の発表機会を創出していきます。	社会福祉協議会 障がい福祉課	充実
障がいのある人の生涯学習活動の振興	○障がいのある人の自主的な学習活動を推進するため、障がいのある人の学習の場である「阪神南青い鳥学級」「阪神南くすの木学級」の開設及び周知を行います。 ○障がいのあるなしにかかわらず、誰でも参加できるしょうがい者とのスポーツ交流ひろばの実施等スポーツ教室の開催支援を行います。 ○障がいのある人が、様々な行事に参加し、社会参加の促進を図るため、市主催の行事・イベントや講演会など、各種文化活動等へ、手話や要約筆記奉仕員等の派遣を行います。	公民館 社会福祉協議会 スポーツ推進課 障がい福祉課	継続
社会教育施設等の整備・改善	障がいのあるなしにかかわらず誰でも安全に施設を利用できるよう、バリアフリー化の進んでいない施設について、計画的にバリアフリー化を進めます。	生涯学習課	継続
障がいのある人のスポーツへの参加	芦屋市スポーツ推進実施計画《後期》に基づき、障がいのある人がスポーツに参加しやすい環境づくりに取り組みます。	スポーツ推進課	継続

## 重点プロジェクト：就労に関する企業啓発活動の推進

### ■ 課題

アンケート調査結果から、障がいのある人の就労を進めるために必要なこととして、「職場に障がいのある人への理解があること」「障がいの特性に合った職種・業務を増やすこと」と回答した割合が高くなっています。また、インタビュー調査においても、「障がいの特性に応じた就労先の確保が必要」「市役所を含めた市内の企業での就労体験実習，障がいのある人を受け入れてくれる企業が増えるといい」といった意見がありますので，市内の企業に対して障がい者雇用の周知啓発や，受け入れ先の斡旋等が必要となっています。

### ■ 施策の方向

障がいのある人の就労促進に向け，職場等の障がいに対する理解を深めるよう働きかけるとともに，障がいのある人が働きやすいよう，障がいの特性にあった仕事内容や働く条件等の環境を整備するため，市内外の就労系事業所と連携を図っていきます。また，市内の企業に対して，障がい者雇用についての周知啓発を図っていきます。

### ■ 実施事業

事業名	就労に関する企業啓発活動の推進
内容	○阪神南地域での障害者雇用・就業ネットワーク会議において，市内外の就労系の事業所との意見交換やハローワーク西宮との連携を図ります。 ○市役所を含めた市内企業に対して，障がい者雇用の周知・啓発を行います。 ○本市の制度である障害者雇用奨励金の利用促進に努め，障がいのある人の雇用機会の増大及び長期雇用の促進を図るとともに，広報紙等により広く障がい者雇用についての周知・啓発を行います。

## 第4節 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

### 1 権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

本市では、保健福祉センター内に権利擁護支援センターを設置し、権利擁護専門相談をはじめ、権利侵害への対応等に社会的な支援が必要な障がいのある人に対して権利擁護に関する相談から支援までを一元的、専門的に行っています。また、安心して暮らし続けることができるよう、権利擁護体制の構築及び<sup>\*</sup>成年後見制度の利用支援や日常的な金銭管理を支援する<sup>\*</sup>福祉サービス利用援助事業を実施しています。

一方、アンケート調査結果では、権利擁護支援センターの認知度は10%未満と依然低い状況にあり、さらに周知する必要があります。

権利擁護支援については、関係機関との連携、地域による日常的な見守り支援などを組み合わせた体制づくりが必要となっています。

また、アンケート調査では、約3割の人が、障がいがあることで差別・偏見を受けたことがあると回答しています。本市では、障がいを理由とする差別の解消、及び合理的配慮の提供に向け、令和3年1月1日に芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を制定しました。

#### 【今後の方向性】

権利擁護支援センターを中心に、関係機関との連携等により、権利擁護を必要とする障がいのある人への支援体制の充実を図るとともに、権利擁護に関する普及啓発や成年後見制度の利用促進に取り組みます。

また、芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。

取組	内 容	所管課等	方向性
権利擁護支援の充実	権利擁護支援センターを中心とした、関係機関との連携による、権利擁護支援の充実や成年後見制度の利用及び成年後見制度を利用する人の支援のための地域連携のネットワークづくりに取り組みます。	地域福祉課 (障がい福祉課)	充実

相談支援事業の実施 (再掲)	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図ります。	障がい福祉課 社会福祉協議会	充実
障がい者虐待防止センター機能の充実	障がい者虐待防止センターにおいて、虐待防止の啓発や虐待への対応支援を行います。	障がい福祉課	継続
成年後見制度利用支援事業の実施	障がいのある人の権利擁護の一つとして、成年後見制度の利用推進のため引き続き実施していくとともに、成年後見制度の普及啓発を行います。	障がい福祉課 社会福祉協議会	継続
福祉サービス利用援助事業の実施	障がいのある人などが地域で安心して生活できるよう、福祉サービス利用や生活に必要な金銭管理を支援します。	社会福祉協議会	継続
障がい者差別解消支援地域協議会の開催	障害者差別解消法に基づき、障がい者差別解消支援地域協議会を開催します。	障がい福祉課	継続
芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知の推進	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。	障がい福祉課	新規
障がいのある人の人権に関する啓発	障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるため、講演会を実施します。	人権・男女共生課	新規
障害者差別解消法及び関連条例に伴う社会教育関係団体等への理解と周知	障害者差別解消法及び関連条例の理解と周知及び法等に基づく、障がい者差別解消に向けての人権学習推進への働きかけを各種団体に対し行います。	生涯学習課	継続

## 2 生活環境の整備

### 【現状と課題】

本市では、障がいのある人が自らの意思で、いつでも、どこへでも自由にいける環境を整備するため、「バリアフリー法に基づく、バリアフリー基本構想」に基づき、計画的にバリアフリー化を進めています。障がいのある人の暮らしの場である住宅については、障がいに応じた住まいとなるよう、住宅改造費の助成を行うとともに、市営住宅については、一部車イス対応住宅の整備や空き家補修時にバリアフリー化を行っています。

アンケート調査などからも、将来の住まいの確保へのニーズが高く、また、外出時に不便を感じるものとして、公共交通機関の利便性が挙げられています。公共交通機関の利便性については平成28年度の調査に比べると回答割合は減少傾向にあるものの、依然として最も多くなっています。インタビュー調査においても、市内のさらなるバリアフリー化の推進を求める声もあり、公共施設や主要交通機関等のバリアフリー化と障がいに応じた住まいの確保は、障がいのある人のみならず、高齢社会への対応を図る上でも重要となります。

### 【今後の方向性】

公共交通機関や主要道路、公共施設等については計画的にバリアフリー化を進めていきます。また、各施設・設備の整備に当たっては、誰もが利用しやすいように配慮されるよう、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた整備を実施していきます。住まいに関する課題の解決に向け、住宅改造への経済的支援や市営住宅をはじめとした障がい者向けの住宅等の整備に引き続き取り組みます。

#### (1) 福祉のまちづくり

取組	内 容	所管課等	方向性
駅・道路・建物など一体的なバリアフリー化の推進	障がいのある人の行動範囲の拡大や社会参加を促進するため、バリアフリー法に基づく基本構想により、重点整備地区におけるバリアフリー化事業を推進します。	都市計画課	継続
福祉のまちづくりの推進	○バリアフリー情報の提供を行い、ユニバーサルデザインの普及に努めます。 ○兵庫ゆずりあい駐車場制度及びヘルプマークの普及について、定期的に周知・啓発を行い、県とも連携しながら推進します。	地域福祉課	継続

道路・公園等のバリアフリー化の推進	道路、公園等のバリアフリー化については、必要性や緊急性などを考慮し、計画的な整備を図ります。	道路・公園課	継続
※ノンステップバス等導入の補助	公共バスを利用する障がいのある人や高齢者等の利便性を向上させるため、事業者に対し、ノンステップバス等の導入への補助を行います。	地域福祉課	継続

## (2) 障がいに応じた住まいの確保支援

取組	内 容	所管課等	方向性
住宅改造費の助成	個々の障がいに応じた住宅改造が行えるよう、既存住宅の改造費の助成を行います。	障がい福祉課	継続
障がい者住宅整備資金の貸付	住み慣れた住宅で、個々の障がいに応じた住宅環境を整備することができるよう、既存住宅を改造するために必要な資金の貸付を行います。	障がい福祉課	継続
障がい者向け住宅等の整備	○市営住宅については、空家補修時を活用するなど計画的にバリアフリー化を行うとともに、居住者本人の「模様替え申請」による改修も許可し、改修の促進を図ります。 ○市営住宅居住者について、身体状況等により住宅の住み替えが必要となった場合は、市営住宅内での転居を促進します。	住宅課	継続
兵庫県居住支援協議会への参画	県・市・住宅関係団体・福祉関係団体等で構成する「ひょうごすまいづくり協議会」に参画し、障がいのある人などが民間賃貸住宅に円滑に入居できるための方策等を協議します。	住宅課	継続

### 3 防災・防犯対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備

#### 【現状と課題】

本市では、緊急時や災害時に障がいのある人への支援を総合的に進めるため、緊急・災害時要援護者登録制度に基づき、緊急・災害時要援護者台帳を作成するとともに、民生委員・児童委員等と連携・協力し、体制構築を進めています。さらに、地域における防災体制については、現在 66 地域で自主防災会が組織されており、活動への支援を行っています。近年、自然災害が多発しており、緊急・災害時要援護者台帳の運用など、防災対策のさらなる充実が求められます。また、アンケート調査などからは、災害時に不安なこととして、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」「避難場所で医療ケア（投薬や治療）が受けられるのかどうか」という回答が多くなっており、障がいのある人が避難所でも安心して過ごせるよう整備が必要です。

一方、防犯体制については、各町でまちづくり防犯グループ組織が結成されています。

また、聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいのある人、及び会話による意思の伝達が困難な人を対象にメール、FAX での 119 番通報体制を整備しています。

災害をはじめとする緊急時への救援体制の整備や防犯体制の整備は、障がいのあるなしを問わず重要な課題となっています。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症などにより、日常生活の変容が求められるなかでも、必要な支援を滞りなく提供できるよう、就労や相談支援、また事業所内での安全確保など、きめ細かな対応が求められます。

#### 【今後の方向性】

災害等の緊急事態発生時に適切な情報提供と救援及び支援が行えるよう、体制の整備に努めます。また、地域における自主防災組織の活動充実を図るとともに、災害時や緊急時に特別な支援を必要とする要支援者については、緊急・災害時要援護者台帳の更新及び新規登録を促し、自治会等の関係機関との連携により平常時からの支援体制の構築を図ります。日頃利用している施設や、障がいのある人への支援ができる人材のいる施設に避難することが大事であり、引き続き民間の福祉施設に福祉避難所としての運用を働きかけ、福祉避難所の確保に努めます。

防犯体制については、まちづくり防犯グループの見守り活動の充実を図り、地域防犯パトロール等の実施により、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

また、事業者に対し日頃から感染防止に向けた取組について周知啓発するとともに、感染者が発生した場合は、保健所の指示に従い、事業者と連携して適切な対応を実施します。



取組	内 容	所管課等	方向性
防災体制の強化	芦屋市における防災体制の充実を図るため、「芦屋市地域防災計画」について、国や兵庫県等の防災計画や防災対策の見直しとの整合を図りつつ、地震・津波等、災害全般に係る対策について毎年度見直しを行います。	防災安全課	継続
自主防災組織の確立	災害時に地域における支援活動を担う自主防災会の普及率の向上を図るとともに、活動内容の充実を図ります。	防災安全課	継続
地域における防犯体制の推進	まちづくり防犯グループの活動を充実させるとともに、関係機関と連携し、情報共有と防犯体制の強化を図ります。	建設総務課	継続
防災・防犯知識等の普及啓発	広報紙や講演会、市のホームページ等を活用し、防災・防犯等に関する知識の普及啓発に努めます。	建設総務課 防災安全課	継続
緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立	○災害時や緊急時に特別な配慮を必要とする要支援者（緊急・災害時要援護者）の名簿については、災害時の安否確認や避難誘導等を円滑に行えるよう、名簿の更新及び新規登録の促進を図ります。 ○民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉推進委員、自治会、自主防災会など関係機関等と連携し、緊急・災害時要援護者の平常時からの地域における支援体制を構築します。 ○個別避難支援計画の策定を推進し、要配慮者への情報伝達や避難支援を進めます。	障がい福祉課 防災安全課 地域福祉課 社会福祉協議会	継続
災害時避難場所の整備	災害時に避難所に指定されている公共施設等において、障がい特性に応じた支援ができるよう整備を行うとともに、感染症予防対策を実施し、適切な運営に取り組みます。	防災安全課	継続
福祉避難所の確保	福祉避難所の指定を増やすとともに、民間の福祉施設へも働きかけを行い、福祉避難所の確保に努め、設置運営の訓練を行います。	防災安全課	充実
感染症予防等に係る取組	○感染症予防対策について、障がい者基幹相談支援センター、障がい福祉サービス事業所等の関係団体と連携して取り組みます。	障がい福祉課 子育て推進課	新規

	<p>○障がい福祉サービス事業所等に対し、平常時からマスク・消毒液等の衛生用品の備蓄の確保を周知するとともに、集団感染（クラスター）の発生時においても障がい福祉サービス等を継続できるよう、平常時から事業所等との連携を図っていきます。</p> <p>○障がい福祉サービス事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有したうえで業務が遂行できるよう、兵庫県と連携し感染症に関する情報の周知を行います。</p>		
緊急通報システム事業の実施	ひとり暮らしの重度障がい者に対して、緊急事態における不安を解消するとともに、生活の安全を確保するため、緊急通報システムの設置を行います。	障がい福祉課	継続
消費生活相談の実施 （消費生活センター）	消費者被害の防止に向けた啓発に努めるとともに、法律に関する専門家を活用するなど、相談体制の充実を図り、訪問販売、悪質商法のトラブルなどあらゆる相談を行います。	地域経済振興課	継続
119番等緊急通報受信体制の整備	聴覚に障がいのある人や音声・言語機能に障がいのある人及び会話による意思の伝達が困難な人を対象に、「Net119」、「メール119」及び「FAX119」の整備を行います。	消防本部警防課	継続

## 重点プロジェクト：芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進

### ■ 課 題

アンケート調査結果によると、障がいがあることにより差別・偏見を受けたと回答している方がおよそ3割程度おり、また、差別・偏見を受けた場所として、主に「外出先」「通園・通学先」で体験しているため、障がいに対する正しい理解や障がい者の権利について、啓発の必要性が求められています。また、令和3年1月より「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」が施行されているため、条例の周知・啓発が求められています。

### ■ 施策の方向

すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組を実施します。

### ■ 実施事業

事業名	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進
内 容	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。

## 第5章 計画の推進体制

---

### 1 庁内の推進体制

この計画は、保健、医療、福祉、教育、労働、建設など広範な分野にわたる総合的な施策の展開が必要となります。そのため、庁内関係課と密接に連携し、計画を総合的に推進します。

### 2 地域との連携

この計画を推進していくため、社会福祉協議会をはじめ、医療機関等の関係機関、民生委員・児童委員や地域団体、障がい者団体、相談支援事業者、サービス提供事業者、企業等との連携を図ります。

とりわけ、障がいに関する理解を進めるための取組や、地域での見守り・支援、交流、防犯・防災などの取組は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障がい者団体、相談支援事業者など地域との連携と協力が不可欠であることから、地域福祉活動の促進を図る中で、具体的な取組として実現を目指します。

### 3 国・県等との連携

この計画の推進に当たっては、国及び県の動向を踏まえた適切な施策展開を図ります。また、広域的なサービス調整や効果的なサービス基盤の整備、就労支援など、広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるよう、障害保健福祉圏域である尼崎市や西宮市、さらには阪神地域である伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町及び県との連携を図ります。

### 4 計画の進行管理

この計画の着実な実行に努めるため、計画所管課である障がい福祉課において計画の中間年度に、各課施策の進捗状況の取りまとめを行うとともに、必要に応じて芦屋市自立支援協議会から意見を聴取し、計画の評価・点検を行い、市ホームページ等で公表します。

## 資料編

### 1 芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画策定経過

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
令和2年1月24日	第1回策定委員会	アンケート調査の内容について
2月25日～3月13日	対象者意識調査	対象者1,420人を対象に郵送による調査実施
7月1日～7月21日	対象者意識調査	関係団体等に対しインタビュー調査を実施
7月29日	第2回策定委員会	アンケート結果報告
8月27日	第3回策定委員会	障害者（児）福祉計画素案の検討
10月6日	第4回策定委員会	障害福祉計画素案の検討
10月28日	第5回策定委員会	障害者（児）福祉計画・障害福祉計画素案の検討
11月2日	第1回推進本部幹事会	障害者（児）福祉計画・障害福祉計画素案の検討
11月9日	第1回推進本部会議	障害者（児）福祉計画・障害福祉計画素案の検討
11月18日	第1回社会福祉審議会	障がい者（児）福祉計画・障がい福祉計画素案の検討
12月2日	民生文教常任委員会	障がい者（児）福祉計画・障がい福祉計画原案の報告
令和2年12月14日 ～令和3年1月22日	市民意見の募集	閲覧期間・意見募集期間
1月20日	第6回策定委員会	パブリックコメントの結果報告 計画原案策定
1月29日	第2回推進本部幹事会	両計画原案の検討
2月1日	第2回推進本部会議	両計画原案の検討
2月10日	第2回社会福祉審議会	両計画原案の諮問
3月	民生文教常任委員会	両計画原案の報告

## 2 芦屋市障害者（児）福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づき、芦屋市障害者（児）福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、芦屋市障害者（児）福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他設置目的達成のため必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者又は団体から選出された者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係者
- (3) 障がい者関係団体
- (4) 社会福祉団体
- (5) 社会福祉事業従事者
- (6) 市民
- (7) 行政関係者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

### 3 芦屋市障害者（児）福祉計画第7次中期計画策定委員会委員名簿

区分	氏名	所属団体・機関での役職名
学識経験者	◎木下隆志	兵庫県立大学大学院 教授
保健・医療関係者	土田陽三	一般社団法人芦屋市医師会 理事
障がい者関係団体	松本有容	芦屋市身体障害者福祉協会 会長
	朝倉己作	NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会 理事長
	能瀬仁美	芦屋市身体障害児者父母の会 会長
	森愛子	芦屋家族会 副会長
社会福祉団体	岡本直子	芦屋市民生児童委員協議会 会長
	加納多恵子	社会福祉法人芦屋市社会福祉協議会 会長
社会福祉事業従事者	○堺 執	社会福祉法人三田谷治療教育院 理事 兼 相談役
	三芳学	障がい者基幹相談支援センター
	福田晶子	芦屋市自立支援協議会 (居宅介護事業所「すずな」代表)
	榎田真史	芦屋市自立支援協議会 (児童デイサービス「まいきつず芦屋精道」管理者)
市民	遠藤哲也	公募市民
行政	安達昌宏	芦屋市福祉部長
オブザーバー	田中友巳	芦屋健康福祉事務所 地域保健課長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長



## 4 芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部設置要綱

### （設置）

第1条 芦屋市障害者（児）福祉計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芦屋市障害者（児）福祉計画の策定及び総合的な推進に関すること。
- (2) 芦屋市障害者（児）福祉計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事項に関すること。

### （組織）

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

### （会議）

第4条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

### （幹事会）

第5条 推進本部に、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、福祉部長をもって充て、副委員長は、福祉部地域福祉課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

### （専門部会）

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、委員長が指名する。
- 3 部会長は、福祉部障がい福祉課長をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会を主宰する。
- 5 部会長が必要と認めるときは、専門部会委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、障がい福祉に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長

技監

企画部長

総務部長

総務部参事（財務担当部長）

市民生活部長

福祉部長

こども・健康部長

都市建設部長

都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）

上下水道部長

市立芦屋病院事務局長  
消防長  
教育委員会管理部長  
教育委員会学校教育部長  
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

企画部政策推進課長  
企画部市民参画課長  
総務部財政課長  
市民生活部人権・男女共生課長  
市民生活部地域経済振興課長  
市民生活部保険課長  
福祉部主幹(社会福祉協議会担当課長)  
福祉部主幹(地域共生推進担当課長)  
福祉部福祉センター長  
福祉部高齢介護課長  
こども・健康部子育て推進課長  
こども・健康部主幹（子育て施設担当課長）  
こども・健康部健康課長  
都市建設部道路・公園課長  
都市建設部防災安全課長  
都市建設部都市計画課長  
都市建設部住宅課長  
市立芦屋病院事務局総務課長  
消防本部総務課長  
教育委員会管理部管理課長  
教育委員会学校教育部学校教育課長  
教育委員会社会教育部生涯学習課長

## 5 芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部員名簿

所属	氏名
【本部長】市長	伊 藤 舞
【副本部長】副市長	佐 藤 徳 治
教育長	福 岡 憲 助
技監	長 田 二 郎
企画部長	田 中 徹
総務部長	川 原 智 夏
総務部参事(財務担当部長)	今 道 雄 介
市民生活部長	森 田 昭 弘
福祉部長	安 達 昌 宏
こども・健康部長	岸 田 太
都市建設部長 都市建設部参事(都市計画・開発事業担当部長)	辻 正 彦
上下水道部長	古 田 晴 人
市立芦屋病院事務局長	阪 元 靖 司
消防長	小 島 亮 一
教育委員会管理部長	本 間 慶 一
教育委員会学校教育部長	井 岡 祥 一
教育委員会社会教育部長	中 西 勉

## 6 芦屋市障害者（児）福祉計画推進本部幹事会委員名簿

所属	氏名
【委員長】福祉部長	安達 昌宏
【副委員長】福祉部地域福祉課長	山川 尚佳
企画部政策推進課長	大上 勉
企画部市民参画課長	川口 弥良
総務部財政課長	岡崎 哲也
市民生活部人権・男女共生課長	田中 尚美
市民生活部地域経済振興課長	森本 真司
市民生活部保険課長	北條 安希
福祉部主幹(社会福祉協議会担当課長)	中山 裕雅
福祉部主幹(地域共生推進担当課長)	吉川 里香
福祉部福祉センター長	永瀬 俊哉
福祉部高齢介護課長	篠原 隆志
こども・健康部子育て推進課長	小川 智瑞子
こども・健康部主幹(子育て施設担当課長)	茶嶋 奈美
こども・健康部健康課長	細井 洋海
都市建設部道路・公園課長	岡本 和也
都市建設部防災安全課長	石濱 晃生
都市建設部都市計画課長	白井 宏和
都市建設部住宅課長	平見 康則
市立芦屋病院事務局総務課長	上田 剛
消防本部総務課長	北村 修一
教育委員会管理部管理課長	山川 範
教育委員会学校教育部学校教育課長	木下 新吾
教育委員会社会教育部生涯学習課長	長岡 良徳

## 7 芦屋市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第4条の規定に基づき、芦屋市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

## 8 芦屋市社会福祉審議会委員名簿

区分	氏名	所属団体・機関での役職名
知識経験者	◎佐々木 勝一	神戸女子大学 教授
	○平野 隆之	日本福祉大学大学院 特任教授
	小野セレスタ摩耶	滋慶医療科学大学院大学 准教授
	河盛 重造	芦屋市医師会 副会長
	佐瀬 美恵子	桃山学院大学 非常勤講師
市議会議員	中島 健一	芦屋市議会 議長
	青山 暁	芦屋市議会民生文教常任委員会 委員長
社会福祉団体等の代表者	加納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会 会長
	東郷 明子	芦屋市民生児童委員協議会 副会長
	大嶋 三郎	芦屋市老人クラブ連合会 会長
	針山 大輔	芦屋市精道高齢者生活支援センター 基幹的業務担当主査
	辻原 永子	認知症の人をささえる家族の会 あじさいの会
	杉田 俱子	芦屋市身体障害者福祉協会 副会長
	納谷 周吾	芦屋市自治会連合会
	脇 朋美	芦屋市権利擁護支援センター センター長
	桑田 敬司	芦屋市商工会 副会長
	橋野 浩美	特定非営利活動法人あしやNPOセンター 事務局長
	佐藤 アケミ	地域福祉アクションプログラム推進協議会 副会長
市民	田中 隆子	市民委員
行政関係者	谷口 稔彦	兵庫県西宮こども家庭センター 所長
市職員	佐藤 徳治	芦屋市 副市長
	安達 昌宏	芦屋市 福祉部長

敬称略 ◎委員長 ○副委員長

## 9 用語集

### 【あ行】

#### ■アクセシビリティ

高齢者・障がいのある人を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いをいう。

#### ■インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が「general education system」（署名時仮訳：教育制度一般）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

#### ■インターンシップ

学生が企業等で行う一定期間の就業体験の制度。インターンシップを経験することで、仕事のイメージを具体的につかめたり、自分に合った仕事や働き方をみつけられたりすることによって、働く意欲や自信を持つきっかけとなる。就業体験者が障がいのある人の場合では、受け入れる企業等にとっても障がいを理解するよい機会となる。

### 【か行】

#### ■共生型サービス

同一の事業所で介護保険と障がい福祉のサービスを提供するサービス。ホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどが対象とされている。障がいのある人が使い慣れた事業所を65歳になってもそのまま利用できることとあわせ、地域の需要に応じた介護保険・障がい福祉サービスを提供する事業所が増えることが期待される。

#### ■国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図る。



## ■コーディネーター

福祉サービス等を合理的・効果的に提供するために連絡・調整する支援者。

## 【さ行】

## ■サポートファイル

医療、保健、福祉、教育、労働等の各機関において必要な情報を共有し、連携して相談・支援を行う際の参考となるよう作成するもの。芦屋市では、成育歴・診断名等の情報・成長の記録（各年齢での支援の記録、支援機関からの引継ぎ書等）・緊急時の対応が主な内容となっている。

## ■障がい者基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人の相談を総合的に行い、また、地域の相談支援事業所間の連絡調整や関係機関との連携し、地域課題の解決を行う機関。

## ■障害者基本法

昭和45年（1970年）に制定。障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者と定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、医療、介護、年金、教育、療育、雇用、生活環境の整備等、障がいのある人に関わる施策の基本となる事項を定め、障がいのある人の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目的としている。

## ■障害者の権利に関する条約

すべての障がいのある人によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保することならびに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的に作られた21世紀では初の人権条約であり、平成18年（2006年）12月13日に第61回国連総会において採択された。日本政府の署名は平成19年（2007年）9月28日で、障害者基本法や障害者差別解消法の成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、条約の批准を国会が承認、平成26年（2014年）1月に国連事務局に日本の批准が承認された。

## ■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度

のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成 18 年（2006 年）4 月施行。平成 24 年（2012 年）6 月より名称変更（旧法律名は障害者自立支援法）。

#### ■ジョブコーチ

就労支援の専門職。就労を希望する障がいのある人に対し、職場に同行し、ともに作業や休憩時間を過ごし、働きやすいように援助を行う。また事業主や職場の従業員に対し、障がいのある人の職場適応に必要な助言を行い、必要に応じて職務や職場環境の改善を提案し、障がいのある人の職場定着を図る。

#### ■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで本人を法的に支援する制度。

### 【た行】

#### ■地域生活支援事業

障がいのある人が、その有する能力及び適性に応じ自立した生活や社会生活を営むことができることを目的に、市町村及び都道府県が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業。（例：相談支援事業、移動支援事業等）

#### ■チャレンジド雇用

知的障がいのある人、精神障がいのある人、発達障がいのある人を対象に短期間、市役所において臨時的任用職員として雇用し、そこでの業務の経験を踏まえ、ハローワーク等を通じ一般企業等への就職へつなげる取り組み。

#### ■特別支援学級・通級指導教室

障がいのある幼児、児童、生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うもの。少人数の学級編制を行い、きめ細かな指導を行う「特別支援学級」で受ける場合と、各教科の指導は主として通常の学級で受け、障がいに応じた指導を行う「通級指導教室」に通う場合がある。

#### ■特別支援教育

障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、障がいの

ある幼児，児童，生徒の支援を充実していくこととなった。

## 【な行】

### ■ノンステップバス

乗車から着席，降車まで段差（出入口にある階段）をなくし，床面を低くしたバス。

## 【は行】

### ■バリアフリー

高齢者，障がいのある人の生活の妨げとなるバリア（障壁）を改善し，両者が自由に活動できる生活空間のあり方。一般的には建物の段差等の「物理的なバリア」を指すことが多いが，「制度的なバリア」「文化・情報面でのバリア」「意識上のバリア」等があり，これらのバリアをなくしていくことが求められている。

### ■福祉サービス利用援助事業

判断能力に不安のある高齢者・知的障がいのある人・精神障がいのある人へ福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理等を援助する事業。福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い，日常の金銭管理等を行う。社会福祉協議会で実施。

### ■福祉的就労

一般就労が困難な障がいのある人が，各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。

### ■ボランティアコーディネーター

ボランティア活動を行いたい人とボランティアの応援を受けたい人・組織などを対等につなぐ専門職又はその立場をいう。

## 【や行】

### ■ユニバーサルデザイン

年齢，性別や障がいの有無にかかわらず，すべての人が快適に利用できるように製品や建造物，生活空間等をデザインすること。「バリアフリー」が特定の障壁（バリア）を解消することであるのに対して，対象を限定するのではなく初めからすべての人に使いやすくするという，バリアフリーから一歩進んだ発

想。

## 【ら行】

### ■ライフステージ

人生の各段階。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等に分けられる。